

沖縄県こども計画（仮称）素案

令和 7 年 月 日

沖縄県

目次

1			
2	第1章	計画の策定にあたって	1
3	1	計画策定の趣旨	1
4	2	基本理念	2
5	3	基本方針	2
6	(1)	こどもの人権尊重	2
7	(2)	こどもの意見表明・社会参画	3
8	(3)	ライフステージに応じた切れ目のない支援	3
9	(4)	環境に左右されることのない支援	3
10	(5)	こどもを取り巻く環境整備	3
11	(6)	こどもをまんなかとしたネットワークの構築	4
12	4	計画の位置づけ	4
13	5	計画の期間	5
14	6	計画に基づく支援の対象となる者	5
15			
16	第2章	こども・若者を取り巻く現状と課題	6
17	1	人口の現状	6
18	(1)	現状	6
19	(2)	人口変動の要因	7
20	(3)	出生率低下の背景	12
21	2	子育て環境の現状と課題	14
22	(1)	子ども・子育て施策に関する本県の取組	14
23	(2)	保育所の整備等と待機児童の現状と課題	14
24	(3)	保育士の育成・確保の現状と課題	15
25	(4)	幼稚園等の利用の現状と課題	16
26	(5)	放課後児童クラブの現状と課題	17
27	(6)	認可外保育施設の現状と課題	18
28	(7)	障害を持つこども・医療的ケアを必要とするこどもへの支援の現状と課題	18
29			
30	(8)	保幼小連携促進及びその他教育・保育施設の充実に向けた取組に係る現状と課題	20
31			
32	3	こどもの貧困を取り巻く現状と課題	22
33	(1)	こどもの貧困解消に向けた本県の取組	22
34	(2)	経済的な困難を有するこどもの状況	22
35	(3)	教育環境	28
36	(4)	養育環境	31
37	(5)	雇用環境	35

1	4	困難を抱えるこども・若者及び若年者の就労等状況の現状と課題.....	39
2	(1)	こども・若者育成に係る本県の取組.....	39
3	(2)	困難を抱えるこども・若者の現状と課題.....	39
4	(3)	若年者の就労等状況の現状と課題.....	46
5			
6	第3章	こども施策に関する重要施策.....	50
7	1	ライフステージを通じた重要施策.....	50
8	(1)	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等.....	50
9	(2)	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり.....	51
10	(3)	こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供.....	56
11	(4)	障害児支援・医療的ケア児等への支援.....	58
12	(5)	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援.....	61
13	(6)	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組.....	66
14	2	ライフステージ別の重要施策.....	73
15	(1)	こどもの誕生前から幼児期まで.....	73
16	(2)	学童期・思春期.....	78
17	(3)	青年期.....	90
18	3	子育て当事者への支援に関する重要施策.....	96
19	(1)	子育てや教育に関する経済的負担の軽減.....	96
20	(2)	地域子育て支援、家庭教育支援.....	96
21	(3)	共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進.....	97
22	(4)	ひとり親家庭等への支援.....	99
23	4	最重要課題の解消に向けた施策.....	103
24	(1)	こどもの貧困対策.....	103
25			
26	第4章	子ども・子育て支援事業支援計画.....	112
27	1	県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的考え方.....	112
28	2	県設定区域の設定.....	112
29	3	各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策.....	113
30	(1)	教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」の基本的な考え方.....	113
31	(2)	沖縄県の教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」.....	114
32	4	県の認可・認定に係る需給調整.....	116
33	(1)	需給調整の基本的な考え方.....	116
34	(2)	支援計画に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調 整.....	116
35	(3)	認定こども園へ移行する幼稚園・保育所の需給調整について.....	117
36	5	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と推進体制の確保.....	119
37	(1)	認定こども園への移行支援.....	119
38			

1	(2)	保・幼・こ・小連携の推進	119
2	(3)	地域子ども・子育て支援事業	120
3	6	教育・保育に従事する者の確保及び資質の向上	124
4	(1)	教育・保育を行うものの必要見込み数	124
5	(2)	教育・保育等従事者の確保	124
6	(3)	幼児教育・保育の質の向上	124
7			
8	第5章	こども施策を推進するために必要な事項	126
9	1	こども・若者の社会参画・意見反映	126
10	(1)	こども・若者の社会参画の促進、意見表明の機会充実の取組推進	126
11	(2)	多様な声を施策に反映させるための環境整備	127
12	(3)	こども・若者の社会参画・意見反映を支える人材の育成	127
13	(4)	若者が主体となった活動を促進する環境整備	127
14	2	こども施策の共通の基盤となる取組	129
15	(1)	こども施策に関する情報提供、調査、データ整備の実施	129
16	(2)	こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援等	129
17	(3)	地域における包括的な支援体制の構築・強化	130
18	(4)	子育てに係る手続・事務負担の軽減、支援を届けるための情報発信	130
19	(5)	こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	131
20	3	施策の推進体制等	132
21	(1)	庁内の推進体制	132
22	(2)	国、市町村等との連携	132
23	(3)	沖縄県子どもの貧困対策推進基金	132
24	(4)	沖縄県こども施策推進会議及び沖縄県こども・子育て会議による施策の評	
25		価	132
26			
27	第6章	こども計画に関する指標	133
28			
29			
30			

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

令和5年（2023年）4月、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策を総合的に推進することを目的としたものです。

また、同年12月、こども施策を総合的に推進するため、少子化対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が策定されました。こども大綱では、こども施策に関する基本的な方針の一つとして、子ども・若者を権利の主体として認識し、子ども・若者の最善の利益を図ることなどが示されています。

沖縄県においては、こどもの貧困問題に対する県民の関心が高まり、平成28年（2016年）1月、全国に先駆けてこどもの貧困率を推計した結果、こどもの貧困率が29.9%で、全国16.3%の約1.8倍であることが明らかとなりました。こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の確保を図るため、平成28年（2016年）3月には、「沖縄県子どもの貧困対策計画」を、令和4年（2022年）3月には、「沖縄県子どもの貧困対策計画（第2期）」を策定し、沖縄県において克服すべき重要課題であるこどもの貧困対策を強力に推進してきました。

また、子ども・子育て支援法等に基づき、子ども・子育て給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、子ども・子育て支援の基本方針として平成27年（2015年）3月に策定した「黄金っ子応援プラン（第1期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）」について、令和2年（2020年）3月には、「黄金っ子応援プラン（第2期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）」を策定し、同計画に基づき各種施策を推進してまいりました。

また、令和2年（2020年）4月には、「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例（以下「沖縄県条例」という。）」を施行しています。沖縄県条例には、こどもは、こどもの権利が保障され、個人としての尊厳が重んぜられるとともに、その最善の利益が考慮されなければならないという基本理念を定めていま

す。

こうした経緯を踏まえ、本県においては、これまで取り組んできた「沖縄県子どもの貧困対策計画」や「黄金っ子応援プラン」に基づく各種施策や新たに生じた課題等のこども施策を総合的かつより強力に推進していくため、これら既存計画に加え、少子化対策やこども・若者育成支援等の施策を統合し一体的に取りまとめた「沖縄県こども計画（仮称）」を策定するものです。幅広いこども施策を束ねた計画とすることで、施策全体を見える化し、こどもを取り巻く複雑化した課題に対して、関係機関が緊密に連携し、横断的・重層的に切れ目なく取り組んでいきます。

2 基本理念

社会の一番の宝である沖縄のこどもたちが生き生きと暮らせる「誰一人取り残さないこどもまんなか社会」の実現を目指します。

～「沖縄の目指す社会」～

I. すべてのこどもたちが権利の主体として尊重され、こどもの最善の利益が優先されるとともに、こどもが意見を表明し、その意見が尊重され、社会に参画する機会が確保される「こどもまんなか社会」

II. すべてのこどもたちが、貧困などの経済的状況や、離島を含め暮らしている地域など、その生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って健やかに成長していける「誰一人取り残さない優しい社会」

III. すべてのこどもたちが、**現在から**将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

IV. **仕事と家庭の両立と所得向上が実現でき、こどもを望む人誰もが、喜びや生きがいを感じながら、安心してこどもを産み育てることができる社会**

3 基本方針

(1) こどもの人権尊重

すべてのこどもたちは、生まれながらに権利の主体であり、その多様な人格・個性を尊重するとともに、**こどもたちの自己選択、自己決定、自己実現を社会全体で後押しし、こどもにとっての最善の利益を実現していきます。**また、それぞ

れが一人の主体として性別に関わらず可能性を拡げていくことができるよう、心身の発達の過程においてジェンダーの視点を取り入れていくとともに、貧困・虐待・いじめ・体罰・不適切な指導・暴力・経済的搾取・性犯罪や性暴力などのあらゆる権利侵害から子どもを守る取組を進めます。さらに、子ども自身が、心身の発達過程に応じて適切な時期に、子どもの権利について知る機会を確保した上で、子育て当事者、教育・保育に携わる者をはじめとする**すべての**おとなに対し、子どもの権利について広く周知し、社会全体で共有していきます。

(2) こどもの意見表明・社会参画

子どもや子育て当事者の視点を尊重し、**生活の場や施策決定の過程において**、子どもが自らの意見を形成することを支援し、その意見を表明する場や機会をつくり、主体的に社会に参画する環境づくりに取り組んでいきます。また、様々な状況にあって声を聴かれにくい子どもへの配慮を行いつつ、表明された意見を尊重し、子ども施策への反映とフィードバックを行い、目指すべき社会の実現に向けて子どもとともに取り組んでいきます。

(3) ライフステージに応じた切れ目のない支援

親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立に至るまでの各ライフステージに応じて、社会全体で切れ目のない支援に取り組むとともに、子どもたちにとって良好な成育環境と、等しく質の高い教育機会の確保を図り、その能力・可能性を最大限伸ばし、夢や希望をもって健やかに成長し、自分らしく幸福に社会生活を営むことができるよう取り組んでいきます。

(4) 環境に左右されることのない支援

子どもの現在と将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもたちが健やかに成長できるよう、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置づけた上で、特性やニーズに応じたきめ細かな支援と安全・安心な居場所づくりに取り組むほか、離島を含めどこにいても必要な支援が受けられる環境の整備や、課題が表出している子どもへの支援と併せて保護者への支援に取り組みます。また、切れ目なく、予防的な関わりや支援が届きにくい子どもへの取組を強化するとともに、困難に陥った場合でも支援を求めることができる環境の整備など、貧困を含めた困難な状況の連鎖の防止に取り組みます。

(5) 子どもを取り巻く環境整備

結婚・出産・子育てに係る多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、個人の自由な意思決定に基づき、それらを望む場合には、離島を含め、こど

もを望む人誰もがどこでも安心してこどもを産み育てることができる環境を社会全体で実現していきます。そのため、雇用と所得の安定など経済的基盤の確保に取り組むほか、共働き・共育てなど、仕事と家庭の両立ができ、働きやすい環境の整備に取り組んでいきます。

(6) こどもをまんなかとしたネットワークの構築

こどもや子育て当事者をめぐる問題は深刻化・複雑化しており、あらゆる分野の人々が相互に協力する必要があることから、国・県・市町村、教育・福祉・医療・労働関係団体、経済団体、NPO、ボランティア、企業、大学等がネットワークを形成し、連携・協働して取組体制を構築するとともに、こどもまんなか社会の実現やこどもの貧困の解消に向けて、県民の幅広い理解と協力を得ることができるよう、県民運動として取組を展開していきます。

4 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第1項の規定に基づく「都道府県こども計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づく「都道府県における子どもの貧困対策についての計画」であり、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく「都道府県子ども・若者計画」、子ども・子育て支援法第62条に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」です。

また、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」、次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「行動計画」を含むものとします。

なお、本計画は、令和4年（2022年）に策定した「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」の個別計画の一つとして位置づけられます。

本計画の推進にあたっては、沖縄県SDGs実施指針に基づき、SDGsの目標1「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」をはじめとする各種目標の達成を視野に、統合的な課題解決に向けて全庁的に取り組めます。

沖縄21世紀ビジョン（平成22年3月～想定年2030年）
－将来の沖縄の姿とその実現に向けた取組の方向性等を示した基本構想－

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和3年度～令和13年度）
－沖縄振興分野を包含する総合的な基本計画－

こども施策分野における個別計画

沖縄県こども計画（仮称）（令和7年度～令和11年度）

- ・ こども基本法第10条第1項の規定に基づく「都道府県こども計画」
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づく「都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- ・ 子ども・子育て支援法第62条に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」
- ・ 次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「行動計画」

5 計画の期間

令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

6 計画に基づく支援の対象となる者

本計画に基づく施策の対象とするこども・若者とは「心身の発達過程にある者」と定義し、こどもの年齢については、必要な施策ごとに対象者を定めることとします。

なお、本計画におけるこども・若者の範囲は、0歳からおおむね30歳未満とし、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によっては40歳未満の者も対象とする。）で区分します。

第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題

1 人口の現状

(1) 現状

我が国の人口は、平成20年（2008年）の1億2,808万人をピークに減少傾向に転じています。国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口（令和5年推計）」では、2060年の総人口は9,615万人にまで落ち込むと推計されています。

一方、沖縄県の人口は、昭和47年（1972年）の復帰以降、増加を続け令和2年（2020年）には146万7千人（令和2年国勢調査）、年齢別の人口構成をみると、生産年齢人口（15～64歳）の割合は、平成7年（1995年）以降減少に転じ、令和2年（2020年）に60.8%となっています（図表1-1）。

また、人口動態を自然増減と社会増減に分けてみると、令和5年（2023年）の自然増減は、出生数が12,549人、死亡数15,110人で2,561人の自然減となっており、出生数の減少と死亡数の増加によって自然減が徐々に増加しています（図表1-2、1-3）。

図表1-1 沖縄県の総人口・年齢3区分別人口の推移



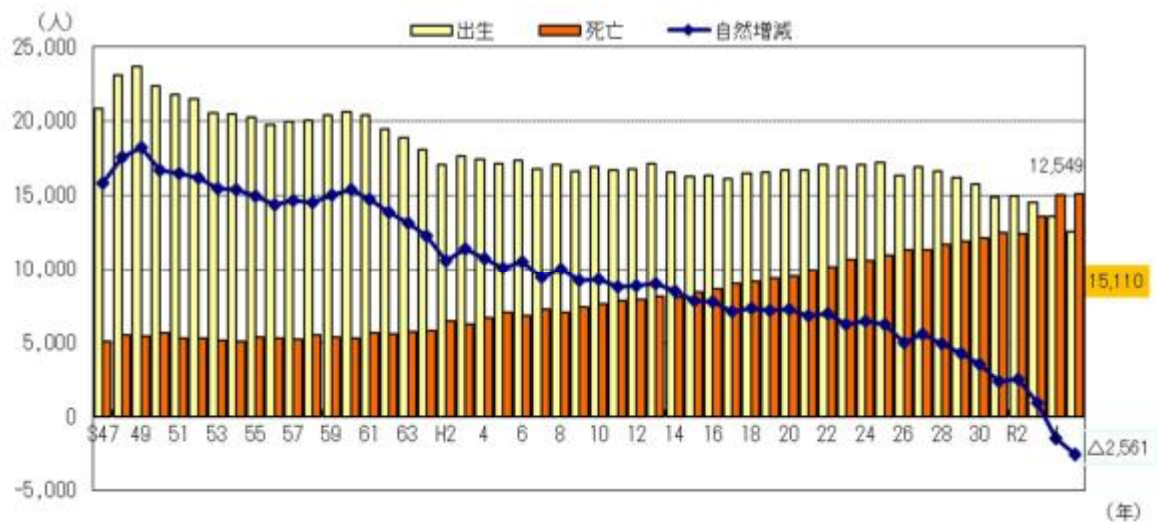
総人口に対する割合(%)

	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
14歳以下	31.4	29.4	27.4	24.7	22.1	20.2	18.7	17.8	17.3	16.6
15～64歳	61.7	62.8	64.0	65.3	66.2	65.9	65.2	64.8	63.0	60.8
65歳以上	7.0	7.8	8.6	10.0	11.7	13.9	16.1	17.4	19.7	22.6

出典：昭和50年から令和2年は総務省「国勢調査」

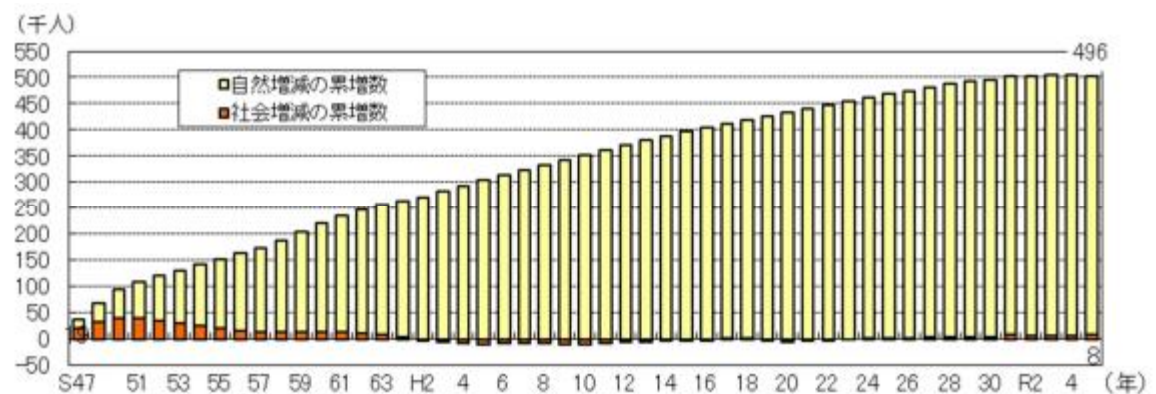
※平成27年及び令和2年の実数は不詳補完値による。

図表 1-2 沖縄県の人口の自然増減の推移



出典：厚生労働省「人口動態統計」

図表 1-3 沖縄県の復帰後の人口の自然増減と社会増減の累計



出典：沖縄県「人口移動報告年報」

(2) 人口変動の要因

人口減少の要因は、主として少子化の進行による出生数の減少、高齢化の進行による死亡数の増加です。中でも少子化については、結婚・出産に対する意識やライフスタイルの変化を背景とした未婚化・晩婚化の進行、若い世代の所得の伸び悩み、就業形態や就労環境など、様々な要因が影響していると考えられます。

沖縄県の1世帯あたりの人員は令和2年（2020年）には2.39人で、昭和45年（1970年）の4.32人から減少し続け、1世帯あたりの人数の小規模化が進行しています（図表 1-4）。

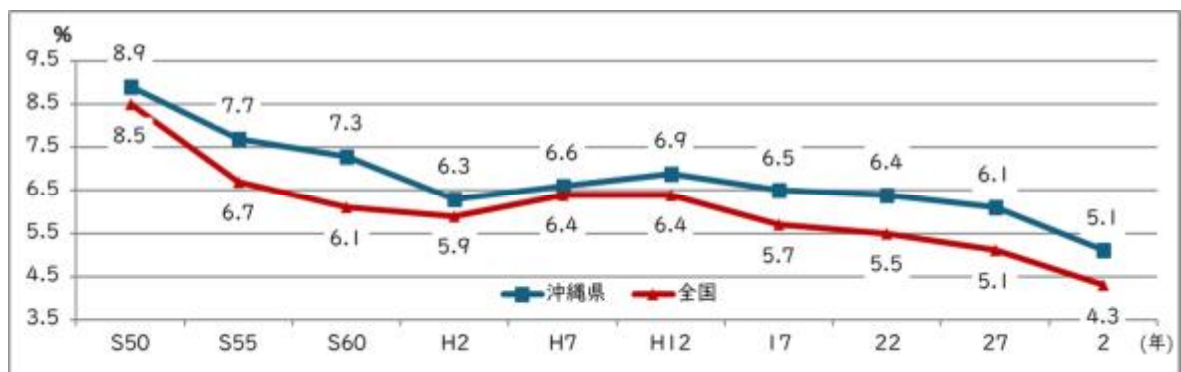
図表 1-4 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

	沖縄県 一般世帯		全国 一般世帯
	世帯数	1世帯 当たり人員	1世帯 当たり人員
S45	214,810	4.32	3.69
S50	254,685	4.01	3.45
S55	296,770	3.68	3.22
S60	333,576	3.48	3.14
H2	362,998	3.28	2.99
H7	403,060	3.09	2.82
H12	440,095	2.91	2.67
H17	486,981	2.74	2.55
H22	519,184	2.63	2.42
H27	560,424	2.56	2.33
R2	614,708	2.39	2.21

出典：沖縄県「人口移動報告年報」

沖縄県の婚姻率（人口千人あたりの婚姻件数）は、昭和50年（1975年）の8.9%をピークに減少傾向で推移し、平成2年（1990年）前後からは6%台で推移していましたが、近年また減少傾向となっています（図表1-5）。

図表 1-5 婚姻率の推移



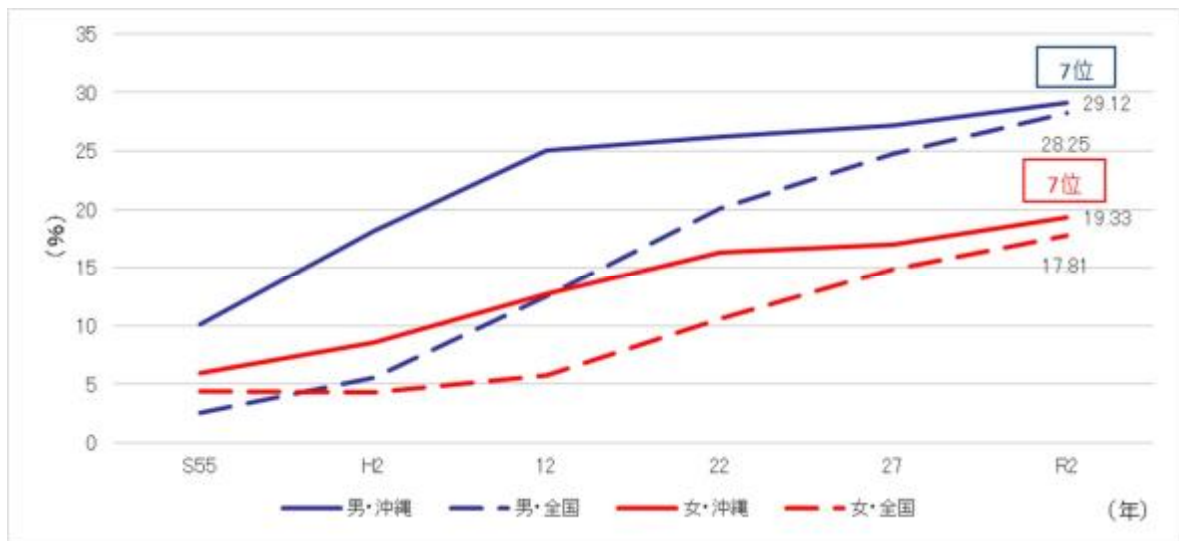
出典：厚生労働省「人口動態調査」

沖縄県の生涯未婚率¹は右肩上がりで、全国平均よりも高く推移していますが、全国平均が接近しつつあります。令和2年（2020年）の状況では、本県は男性が29.12%、女性が19.33%と、都道府県別で共に7位となっています（図表1-6）。

¹ 生涯未婚率：45～49歳と50～54歳未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率である。

1

図表 1-6 生涯未婚率の推移



2

出典：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2023）改訂版」

3

※平成27年、令和2年は、配偶関係不詳補完結果に基づく。

4

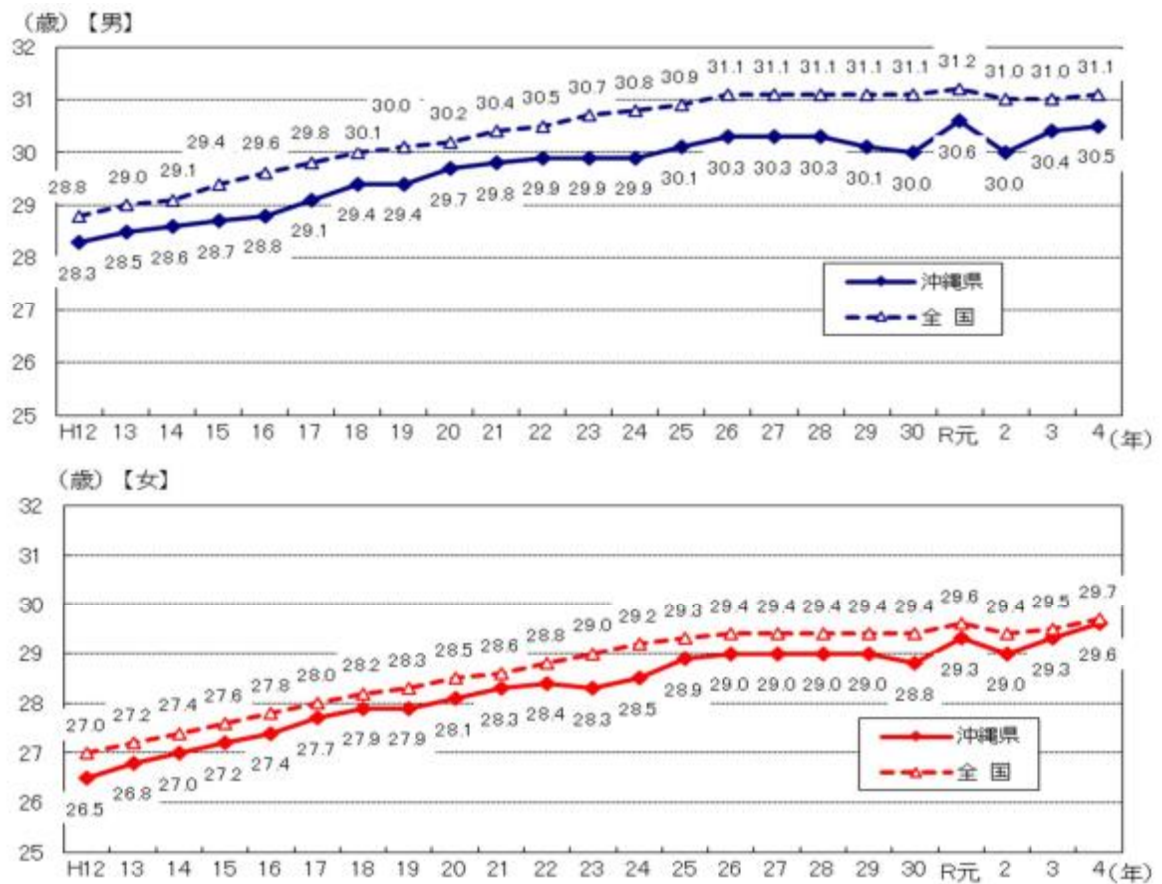
5

平均初婚年齢は、男女とも横ばい傾向で推移しています（図表 1-7）。

6

7

図表 1-7 平均初婚年齢の推移



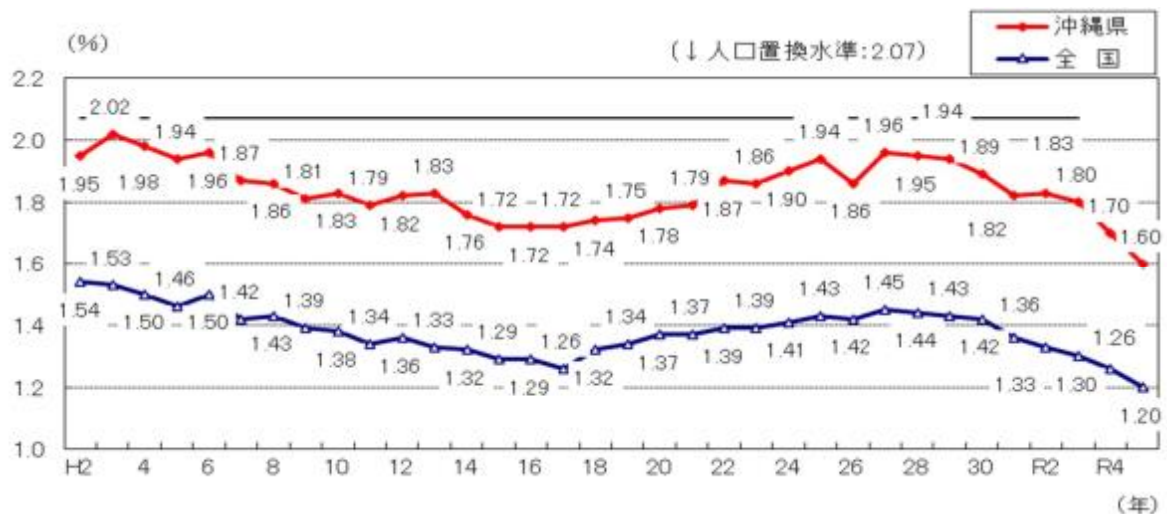
8

出典：厚生労働省「人口動態調査」

本県の合計特殊出生率は、平成17年（2005年）以降、上昇傾向で推移し、平成27年（2015年）に1.96まで回復しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあり、令和5年（2023年）で1.60となっています。

また、全国平均（1.20）を大きく上回り、昭和60年（1985年）以降37年連続で第1位ですが、それでも、平成元年（1989年）以降は、人口置換水準²である2.07を下回る状況が続いています（図表1-8）。

図表1-8 合計特殊出生率の推移



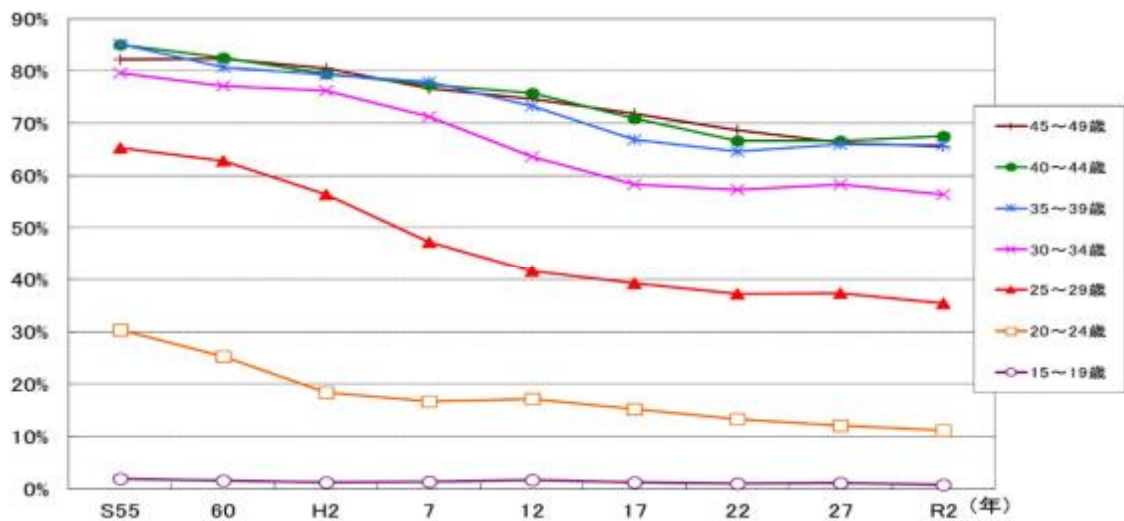
出典：厚生労働省「人口動態調査」

また、有配偶率³は、昭和55年（1980年）以降、ほぼ一貫して低下傾向で推移していましたが、平成12～27年（2000～2015年）には、25～44歳においては、横ばいに転じ、45～49歳で降下、減少傾向となっています（図表1-9）。

² 人口置換水準：社会増減を考慮せずに、人口が増加も減少しない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと。

³ 有配偶率：人口に対する結婚している者の割合である。

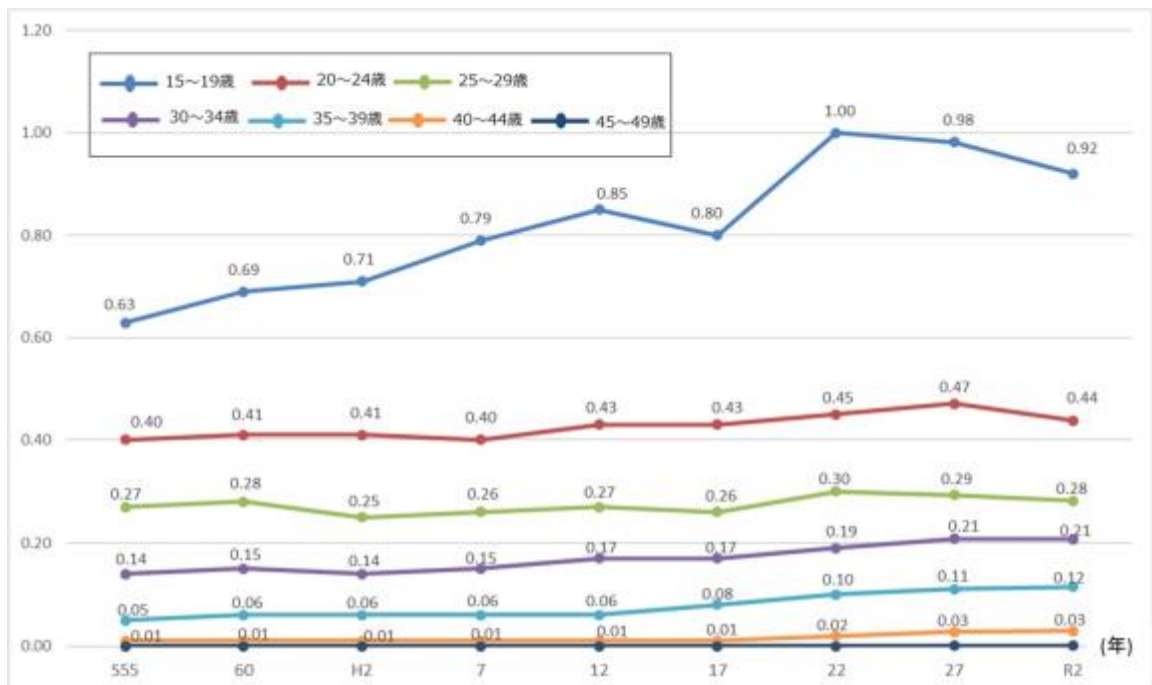
1 図表 1-9 沖縄県の年齢階級別女性の有配偶率の推移



2 出典：総務省「国勢調査」

3
4 有配偶出生率⁴は、平成2年（1990年）以降、横ばいないしは緩やかな増加傾向
5 で推移している。15歳～29歳は減少傾向にあり、30歳～44歳は増加傾向にあり
6 ます（図表1-10）。

8 図表 1-10 沖縄県の年齢階級別有配偶出生率の推移

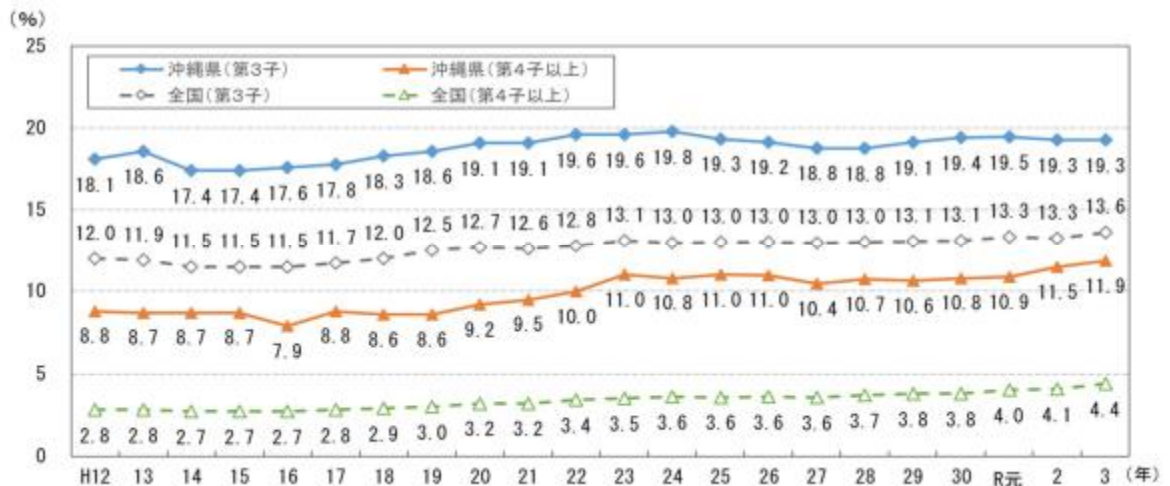


9 出典：総務省「国勢調査」、沖縄県「平成27年・令和2年衛生統計年報」

10
⁴ 有配偶出生率:ある年の結婚している女性人口千人に対するその年の出生数の割合である。

母親が第3子および第4子以上を出生した割合（第3子と第4子以上の合計）は、全体が18%に対し、沖縄は約31%となっており、全国で最も高い状況にあります（図表1-11）。

図表1-11 出産順位別にみた出生数の構成比の推移



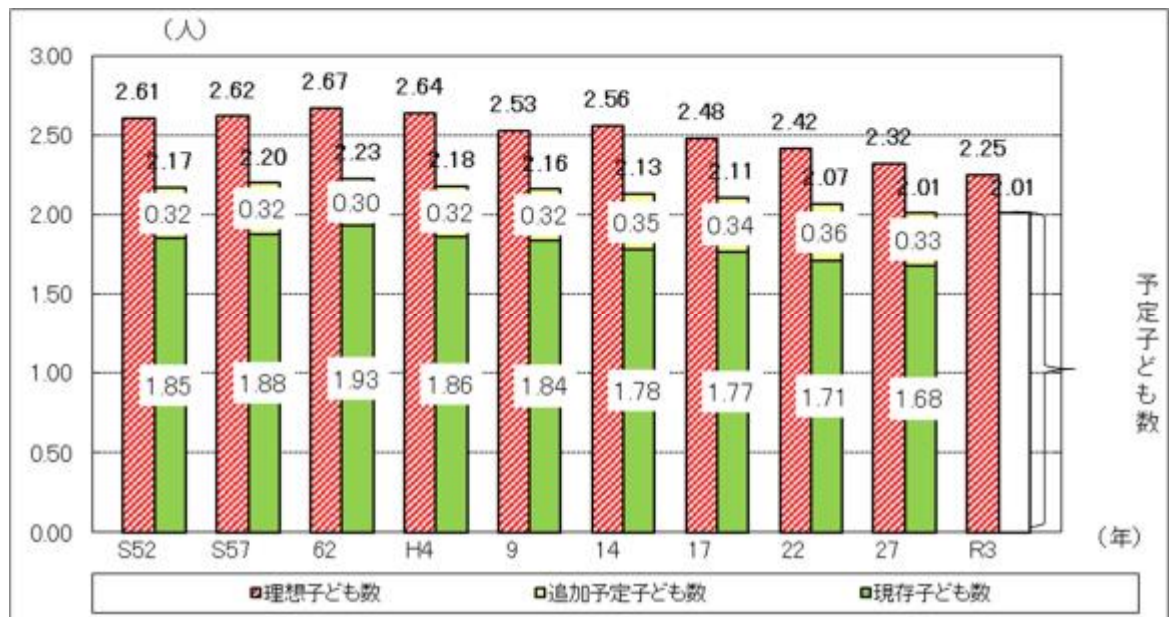
出典：厚生労働省「人口動態調査」

(3) 出生率低下の背景

夫婦が理想的と考えるこどもの数は全国的に減少傾向にあり、また、実際にもつ予定のこどもの数は、理想のこども数よりも少なくなっています（図表1-12）。

国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査によると、理想のこども数をもたない最大の理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっています（図表1-13）。

図表 1-12 平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移（全国）



※令和3年の追加予定子ども数並びに現存子ども数は未公表（※予定子ども数のみ公表されている。）

出典：国立社会保障・人口問題研究所「現代日本の結婚6と出産―第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）報告書―」（令和3年）

図表 1-13 理想の子ども数を持たない最大の理由（全国）

(N=854、複数回答)

	経済的理由			年齢・身体的理由			育児負担		夫に関する理由			その他
	子育てや教育にお金がかかりすぎるから	家が狭いから	自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから	高年齢で生むのはいやだから	ほしいけれどもできないから	健康上の理由から	これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから	夫の家事・育児への協力が得られないから	末子が夫の定年退職までに成人してほしいから	夫が望まないから	子どもがのびのび育つ環境ではないから	自分や夫婦の生活を大切にしたいから
回答数	449	80	135	345	204	149	196	98	76	57	43	70
割合(%)	52.6	9.4	15.8	40.4	23.9	17.4	23.0	11.5	6.7	8.9	5.0	8.2

出典：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」（2021年）

2 子育て環境の現状と課題

(1) 子ども・子育て施策に関する本県の取組

子ども・子育て支援については、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が平成27年（2015年）4月に施行されました。

市町村においては、新制度に基づき、地域の子育て家庭の状況や支援ニーズを踏まえ「市町村子ども・子育て支援事業計画」が策定され、乳幼児の教育・保育及び子ども・子育て支援が総合的に進められ、国と県は、市町村の取組を制度面、財政面から重層的に支援してきたところです。

これらの取組により、幼稚園、保育所の他、認定こども園や地域型保育事業などの多様な教育・保育の場、一時預かりや病児保育、放課後児童クラブ等の様々な子育て支援が整備され、地域の実情や保護者のニーズに応じた選択が可能となりました。

令和元年（2019年）10月には、少子化対策を推進する一環として子育てを行う家庭の経済的負担の軽減の観点から、子ども・子育て支援法が一部改正され、幼児教育・保育の無償化が実施されました。無償化実施後の国の保護者に対するアンケート調査では、「無償化により保育施設等に通いやすくなった」、「早期に通わせることにした」、「家計に余裕が出た」「理想のこどもの数が増えた」など肯定的な評価がなされており、無償化は、幼児教育・保育を受ける機会の拡充、保護者の負担軽減、少子化対策につながっているものと思慮されます。

無償化に伴う教育・保育ニーズの高まりに伴う待機児童の増加等に対応するため、市町村においては、地域の実情に応じて保育所等の整備が進められたものの、保育士の確保が課題となり解消には至っていないことから、県においては、保育士の安定的確保に向け、新規保育士の確保や潜在保育士の就労支援、賃金改善等による保育士の処遇改善など保育人材の確保に向けた取組を進めています。

(2) 保育所の整備等と待機児童の現状と課題

ア 現状

保育所については、幼稚園教育要領とねらい及び内容について大部分が共有化されており、保育所保育指針に基づき、0歳児から5歳児までの養護と教育が一体となった保育が行われています。

本県の待機児童数は、平成27年（2015年）のピーク時で2,591人と東京に次いで多く保育サービスのニーズは非常に高い状況にあります。

また、少子化傾向が進行する中、女性の社会進出による経済社会の活性化の観

点から仕事と子育ての両立を支援する環境整備が求められるとともに、国においては、就労要件を問わず未就学のこどもを保育所等に預けられるようにするこども誰でも通園制度の本格的施行に向けた取組が進められていることから、地域における保育サービスのニーズはより一層高くなるものと考えられます。

加えて、これまで11時間開所に加え、延長保育等を実施してきており、今後より多様化する保育ニーズに適切に対応していく必要があります。

県では、待機児童解消を図るため、保育所等の施設整備や保育士確保に向けた取組、地域別ミスマッチ解消に向けた保育所等の広域利用調整等、市町村の取組を支援してきたところです。

イ 課題

令和6年（2024年）4月現在、保育所等の数は892か所で認可定員数は6万7,120人となっており、多くの市町村において一定程度整備が進められてきた結果、待機児童数は356人と9年連続で減少したものの、全国2位と解消に至っておらず、その背景には保育士の確保が課題となっています（図表2）。

図表2 保育所等の認可定員数、待機児童数の推移



出典：沖縄県こども未来部子育て支援課調べ

(3) 保育士の育成・確保の現状と課題

ア 現状

保育士については、毎年1千人を超える新規登録があり、登録件数は増加し、令和5年度（2023年度）時点で2万8,626人が登録されています。

保育士試験については、全国統一試験が平成28年（2016年）から年2回行われるようになり、平成29年（2017年）からは沖縄本島の会場に加えて宮古島・石垣島においても実施されており、加えて、県においては、令和4年から国家戦

略特区制度を活用して、地域限定保育士制度の運用を開始し、保育士資格を取得しやすい環境整備に取り組んできたところです。

保育士の有効求人倍率は、令和5年（2023年）4月時点で、全国2.15倍に対し、本県は2.89倍と高く、保育従事者数については毎年増加しているものの、1万1,980（常勤換算）人に留まっており、県内保育所等の21.7%にあたる192施設において、定員に必要な保育士420人が確保できず、1,680人の受入枠が活用できていません。

イ 課題

全国的には保育士は重い責任に見合わない低賃金が要因で人手不足となっていると言われており、県においては、保育士の確保にあたって、保育士の育成や潜在保育士の保育現場への就労支援、給与等の処遇や労働環境の改善等に取り組んできたところですが、今後はこれらの取組に加え、給与等の処遇改善に投じられている公費の効果が確認できるよう費用の使途の見える化や、定着の課題となっている保護者との関係等職場環境の改善等の取組も必要になっています。

(4) 幼稚園等の利用の現状と課題

ア 現状

幼稚園等において豊かなこどもの育ちを支えるには、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、乳幼児期の特性や発達に配慮しながら、直接的、具体的な体験を通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、人として生きていくための基礎を培うことが大切です。

公立幼稚園については、戦後米軍の統治時代に小学校に併設された歴史的背景や、昭和42年（1967年）の幼稚園教育振興法制定後に5歳児の就園を目標とし全小学校に設置されたこと等から、5歳児の幼稚園就園率は、全国と比較して高い状況にありました。

平成28年度（2016年度）から、公立幼稚園から認定こども園への移行が始まりました。

公立幼稚園の数は、令和5年度（2023年度）現在121園（うち休園19園）となっており、平成27年度（2015年度）の240園（うち休園3園）の半数程度に減少しました。

令和5年度（2023年度）現在、公立幼稚園における複数年保育は、3年保育が12%、2年保育が51%、1年保育が37%となっており、預かり保育は、地域の実態に応じて78%の園で実施されています。

公立幼稚園は、幼稚園教育要領に則った教育がなされ、隣接する小学校との交

流・連携を図りやすい環境にあります。その強みを保ちつつ、複数年保育の実施、預かり保育の実施、認定こども園への移行については、教育基本法に示されている幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備という点を踏まえ、地域ごとの実情に合わせて実施する必要があります。

私立幼稚園については、令和6年度（2024年度）現在30園あり、それぞれの園において幼稚園教育要領を基としながら、建学の精神のもと特色ある教育が実践されています。また、すべての私立幼稚園が預かり保育を実施し、3年保育も97%の園が実施するなど、幼児教育及び子育て支援の充実に積極的に取り組まれています。

私立幼稚園は、基本的に県所管となっていますが、平成27年度（2015年度）以降は、創設された子ども・子育て支援新制度により、私立幼稚園は、市町村を実施主体とする新制度への移行が可能となり、本県においては、平成25年度（2013年度）時点で34園あった私立幼稚園のうち、令和6年度（2024年度）現在、22園が新制度へ移行しています。

新制度移行にあたり、市町村において、状況把握、関係構築等が図られ、新制度移行幼稚園に対しては施設型給付費による運営費の支援等が行われています。

また、令和元年（2019年）10月より幼児教育・保育の無償化において、新制度未移行幼稚園は施設等利用給付費の対象とされ、市町村による対象施設等の確認など、市町村の関与がなされています。

本県の認定こども園は、令和6年（2024年）4月時点で、那覇市や浦添市など23市町村において、239施設が設置され、定員28,305人となっています。うち、幼保連携型が159施設で、定員18,704人となっており、教育と保育が一体的に行われています。

イ 課題

幼稚園等において、引き続き教育と保育が適切に実施されるよう、運営等に係る支援を行っていく必要があります。

また、離島の一部の市町村においては、公立幼稚園教諭の安定的な確保が課題となっています。

(5) 放課後児童クラブの現状と課題

ア 現状

放課後児童クラブは、児童福祉法の改正に伴う法定化以降、急速に整備が進められ、平成24年度（2012年度）以降は公的施設を活用した施設整備や環境改善等を推進してきました。

令和5年度（2023年度）の沖縄県内の放課後児童クラブの設置数及び登録児

1 童数は、605 か所 2 万 5,331 人となっており、平成 30 年度（2018 年度）の 452
2 か所 1 万 9,324 人と比較して 153 か所 6,007 人増加しています。また、令和 5
3 年度（2023 年度）の待機児童数は 1,076 人となっており、平成 30 年度（2018 年
4 度）の 760 人と比較して 316 人増加しています。

5 放課後児童クラブは、着実に増加しているものの、待機児童（利用できなかった
6 児童）数が高止まりの状況にあるほか、全国と比べ民間施設を活用したクラブ
7 が多いことから、利用料も割高となっています。

8 県においては、これまで市町村が行う公的施設を活用したクラブの施設整備
9 や運営費等に対する支援等に取り組んできた結果、クラブは着実に増加し、利用
10 料の平均月額令和 5 年度が 9,162 円と平成 24 年度（2012 年度）から 1,549 円
11 の低減となっています。

12 13 **イ 課題**

14 待機児童への対応、利用料低減に向けてはこれらの取組を継続するとともに、
15 公的施設を活用した施設の整備をより促進していく必要があります。

16 17 **(6) 認可外保育施設の現状と課題**

18 **ア 現状**

19 認可外保育施設は、保育所へ入所できなかった児童の保護者だけでなく、年度
20 途中の児童の受け入れや保育時間等への柔軟な対応、特色ある教育方針など、保
21 護者の多様なニーズに対応してきました。認可外保育施設が指導監督基準を達
22 成し保育の質を確保した上で、保護者の多様な保育ニーズに対応していくため、
23 県においては、これまで指導監督基準の達成・維持に必要な施設改修費や入所児
24 童の処遇改善のための給食費の支援などに取り組んできたところです。

25 26 **イ 課題**

27 令和元年（2019 年）10 月の幼児教育・保育の無償化に伴い、現在認可外保育
28 施設においても、無償化の対象となっていますが、当該措置が令和 6 年（2024 年）
29 9 月までの経過措置となっており、同年 10 月以降は指導監督基準を満たさない
30 施設は無償化の対象外となることから、指導監督基準の達成に向けた取組が必
31 要となっています。

32 33 **(7) 障害を持つ子ども・医療的ケアを必要とする子どもへの支援の現状と課題**

34 **ア 現状**

35 障害児の成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるた
36 めには、福祉サービスの提供体制の確保のみならず、保健・医療・福祉・保育・

教育等の関係機関が密に連携し、できるだけ早期に障害を発見し、適切に対応することに加え、こどもの成長に応じて、療育や教育等に関わる機関が変化する場合においても、関係機関が連携を図り支援を継続していく体制の構築が求められます。

各市町村の規模によって、早期支援体制の整備状況等に差があり、在宅や認可外保育施設に入園する障害児に対し、市町村等の支援が行き届きにくいと言われており、各関係機関で引継ぎに関しての連携が十分でないことや、現場の担当に一任されているなど、十分な連携体制が構築されていない状況があります。

在宅療養を行う医療的ケア児等の家族に対しては、相談窓口等について情報の不足や医療的ケアの知識及び手技に関する不安、在宅療養生活を送る上で必要な医療・福祉・保健サービスの不足とサービスの地域格差、行政機関内及び他機関間の連携不足などが課題としてあげられます。

本県における医療的ケア児の数は、令和5年（2023年）4月現在で468人となっており、医療的ケア児やその家族などからの相談に総合的に対応する「沖縄県医療的ケア児支援センター」を令和5年（2023年）7月に開設しました。同センターには医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児やその家族からの相談への対応の他、多機関にまたがる支援の調整、専門性の高い相談に対する助言など、市町村等と連携して、切れ目のない支援体制の構築に取り組んでいます。

イ 課題

医療的ケア児の支援体制を整備するためには、家族のレスパイト支援を充実させる必要があり、受入事業所等の確保を含めたサービスの提供体制が課題となっており、重症心身障害児等に対する短期入所等のサービスについては、地域により十分に確保されていない状況があります。

また、難聴児への支援については、保健・医療・福祉・教育部局や医療機関等の関係機関において行われており、連携が不十分で支援や情報が行き届いていない等の課題があります。

発達障害児を取り巻く環境は、発達障害を診療できる医療機関及び専門的な支援を行う人材の不足、健診段階からの発達の気になるこどもへの対応、一貫した支援を実施するために必要な各関係機関のつなぎ支援等に課題があります。

加えて、児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所及び利用者が増加傾向にあるものの、中には単なる居場所になっている事例や発達支援が十分でない事業所があるなど、質の確保も課題となっています。

(8) 保幼小連携促進及びその他教育・保育施設の充実に向けた取組に係る現状と課題

ア 現状

県は、「発達や学びの連続性を踏まえた円滑な接続」を図ることを目的として、平成25年(2013年)2月に「沖縄県幼児教育振興アクションプログラムの検証」の中で、「保幼小連携の促進」の施策として「沖縄型幼児教育」を提唱してきました。

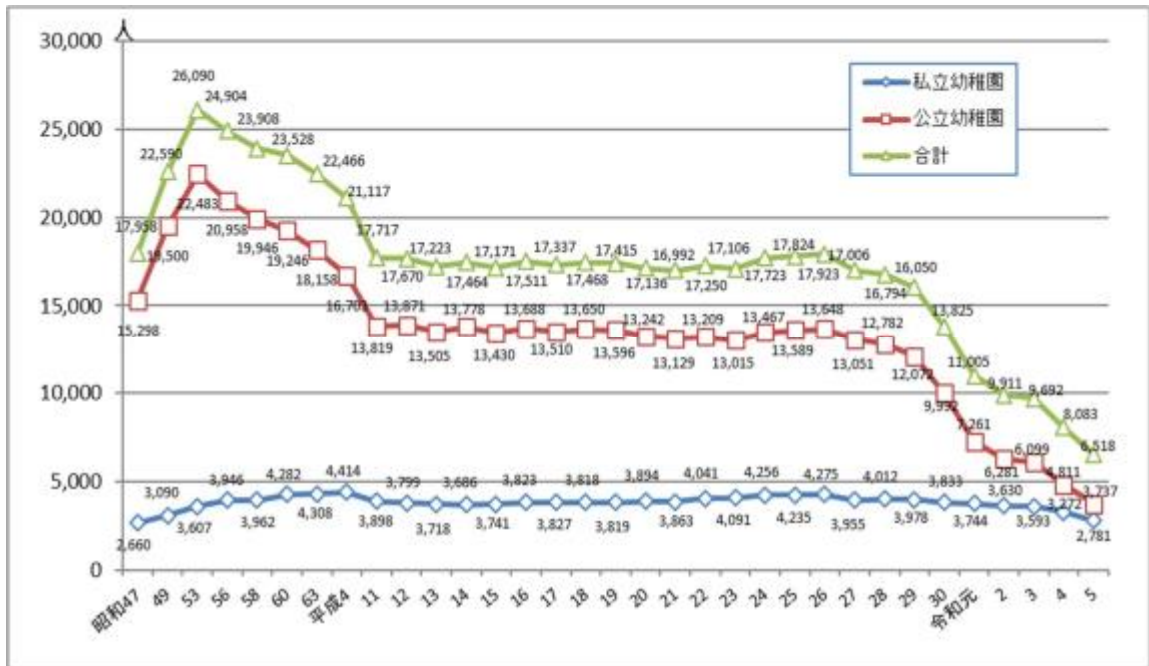
保幼小連携(保育所、幼稚園、認定こども園、小学校がつながり、こどもの発達や学びの連続性を大事にした教育活動)にあたっては、すべての就学前施設と小学校における架け橋期のカリキュラムの充実、幼児教育施設等と小学校の縦の連携、幼児教育施設等間の横の連携等が重要となっています。

国においては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、令和元年(2019年)10月1日より幼児教育・保育の無償化がスタートしました。現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無償化するとともに、新制度の対象とならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設し、また、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化することとしています。無償化実施後の国の保護者に対するアンケート調査では、「無償化により保育施設等に通いやすくなった」、「早期に通わせることにした」、「家計に余裕が出た」「理想のこどもの数が増えた」など肯定的な評価がなされており、無償化は、幼児教育・保育を受ける機会の拡充、保護者の負担軽減、少子化対策につながっているものと思慮されます。

イ 課題

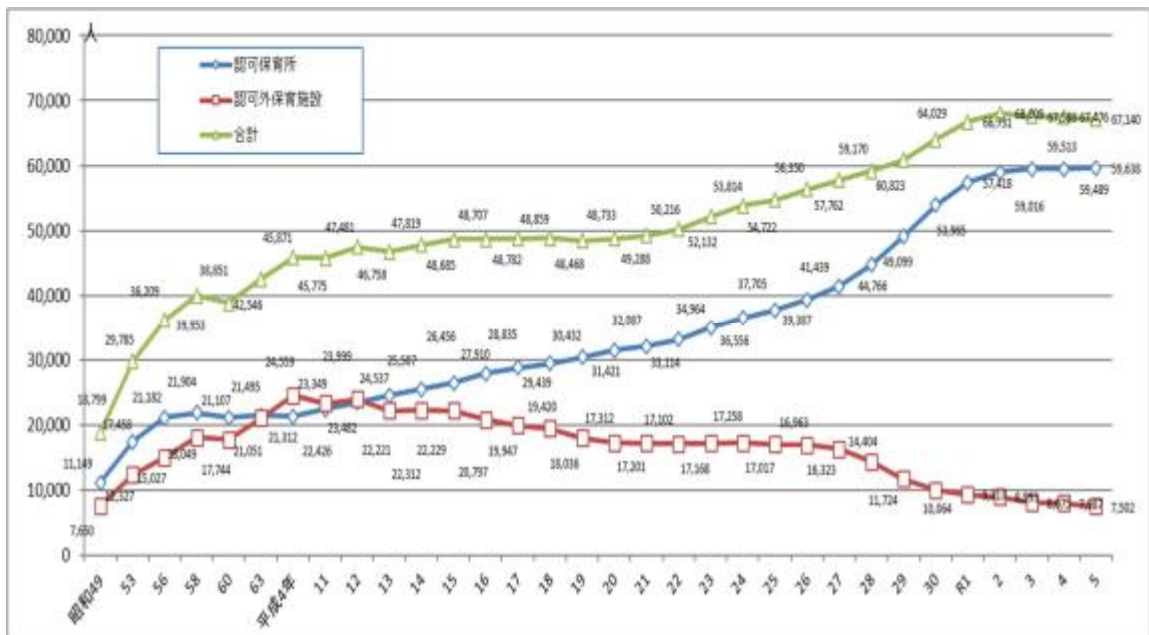
子ども・子育て支援新制度が導入され、幼児教育・保育の無償化が実施される中において、こうした本県の乳幼児期の教育・保育の現状と課題を踏まえ、どの教育・保育施設等にいるこどもにも、その発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供できる体制を整備する必要があります。

1 図表 2-2 公立幼稚園及び私立幼稚園の入所児童数



2 出典：沖縄県子ども未来部子育て支援課調べ

3 図表 2-3 認可保育所及び認可外保育施設の入所児童数



4 出典：沖縄県子ども未来部子育て支援課調べ

5 ※1：認可保育所は昭和58年度まで入所定員、以後は入所児童数

6 ※2：認可外保育施設は、設置届対象外施設を含んでいない。

3 こどもの貧困を取り巻く現状と課題

(1) こどもの貧困解消に向けた本県の取組

平成18年（2006年）、経済協力開発機構（OECD）が、日本のこどもの貧困率の上昇などを報告して以降、沖縄県でもこどもの貧困問題に対する県民の関心が高まり、平成28年（2016年）、全国に先駆けてこどもの貧困率を推計した結果、こどもの貧困率が29.9%で、全国16.3%の約1.8倍であることが明らかとなりました。

本県では、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の確保を図るため、平成28年（2016年）3月に「沖縄県子どもの貧困対策計画（第1期）」を策定し、同計画に基づくこどもの貧困対策を推進するため30億円の「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」を設置するとともに、同年、県民一体となったこどもの貧困対策を推進するため「沖縄子どもの未来県民会議」を設立し県民運動として対策に取り組んできました。

平成28年度（2016年度）から令和3年度（2021年度）までの6年間、沖縄県子どもの貧困対策計画に基づき、各施策に取り組んだことにより、困窮世帯の割合の低下、正規雇用者の割合の増加、保育所等利用待機児童数の減少、放課後児童クラブ平均月額利用料の低減、小中学生の基礎学力の上昇、高校・大学等の進学率の上昇など一定の成果が見られました。

令和4年（2022年）3月には、「沖縄県子どもの貧困対策計画（第2期）」を策定し、児童の権利に関する条約や沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例の精神に則り、こどもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策として、こどもの貧困対策を総合的に推進するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大による雇用情勢への影響、幼児教育・高等教育無償化の開始、若年無業者やヤングケアラーなどの把握することが難しいこどもなど、新たな課題に対応する施策にも取り組んでおります。

また、「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」を積み増し総額60億円に増額するとともに、設置期間を令和13年度（2031年度）まで延長し、県と市町村が連携して、計画的かつ効果的にこどもの貧困対策に取り組んでいます。

(2) 経済的な困難を有するこどもの状況

ア 現状

① 困窮世帯の割合

令和4年（2022年）国民生活基礎調査の結果によると、全国のこどもの貧困率は11.5%で、前回（2019年）調査から0.3ポイント改善しているものの、

8人に1人のこどもが平均的な所得の半分以上の世帯で暮らし、貧困の状態にあると言われています。

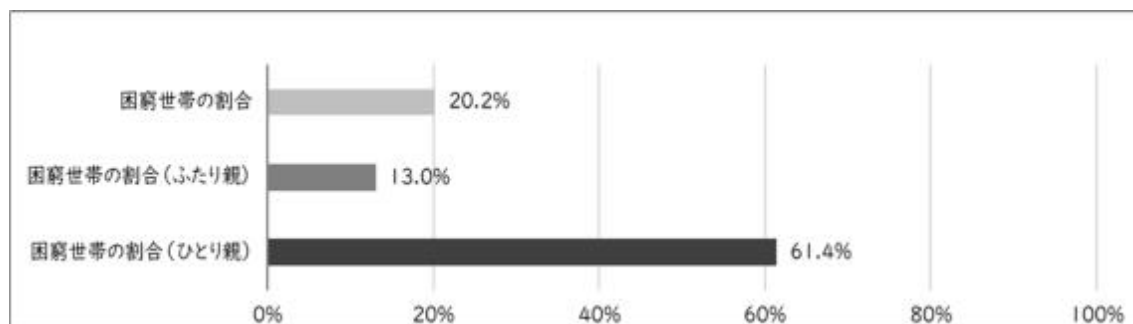
また、こどもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は44.5%と非常に高い水準となっています。

一方、令和5年度に実施した沖縄子ども調査においては、困窮世帯の割合は20.2%、ひとり親世帯の困窮世帯の割合については61.4%と、前回（令和3年度）調査からそれぞれ3ポイント、1.9ポイント低下したものの、非常に高い水準となっており、物価高騰により実質賃金が低下していることも考慮する必要があります（図表3-1）。

なお、沖縄子ども調査においては、調査票における世帯の人数と世帯収入（税金や社会保険料の額を差し引いた手取り収入）から等価可処分所得（世帯の可処分所得（手取り収入）を世帯人数の平方根で割った額）を算出し、貧困線をもとに困窮程度を区分しています。

区分の名称	貧困線をベースにした額	（参考）4人世帯の場合の年収
困窮世帯	130万円未満	年収260万円未満
一般世帯	130万円以上	年収260万円以上

図表3-1 困窮世帯の割合



出典：令和5年度沖縄子ども調査（0～17歳調査）（沖縄県）

< 貧困の概念 >

- 貧困の概念には「絶対的貧困」と「相対的貧困」があります。
- 「絶対的貧困」とは、人々が生活するために必要なものは、食料や医療など、その社会全体の生活レベルに関係なく決められるものであり、それが欠けている状態を示すという考えで、最低限の「衣食住」を満たす程度の生活水準以下と解されています。
- 「相対的貧困」とは、人々がある社会の中で生活するためには、その

社会の「通常」の生活レベルから一定距離以内の生活レベルが必要であるという考え方に基づくものです。

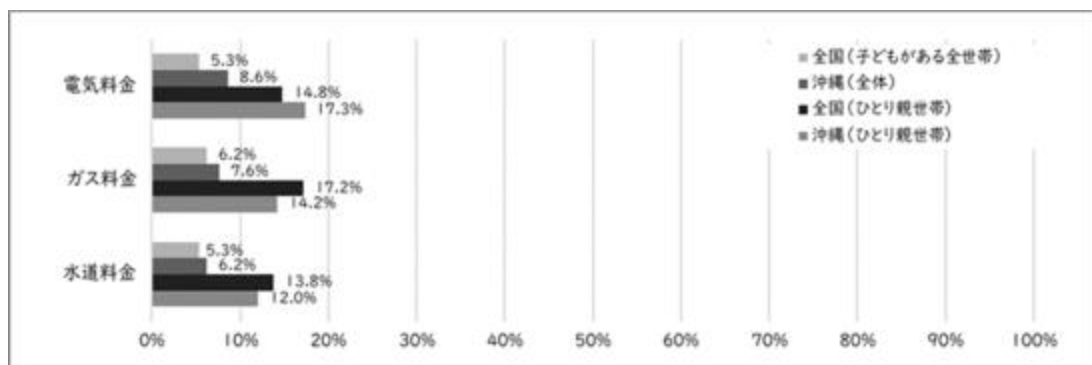
- 我が国の「こどもの貧困率」は、こども全体に占める等価可処分所得が「貧困線」に満たないこどもの割合をいいます（相対的貧困率）。
- 「貧困線」とは、「等価可処分所得」の中央値の半分の額をいいます。
「等価可処分所得」とは、世帯の可処分所得（収入から税金等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得をいいます。

② 生活の状況

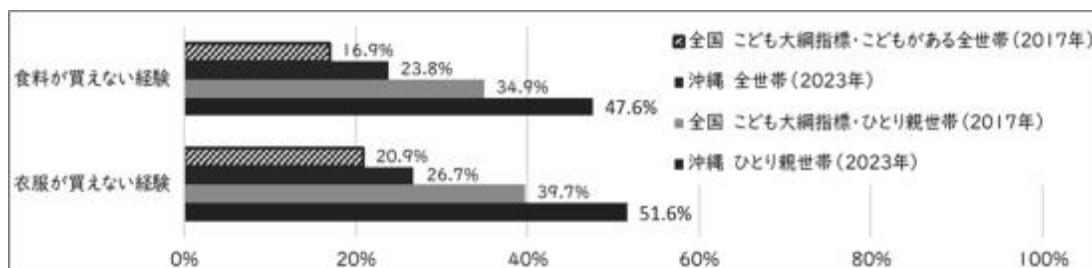
過去1年間に、電気・ガス・水道料金を滞納した経験について、全世帯では全国に比べて沖縄県のほうが、割合が高く、ひとり親世帯では、電気料金を除き、沖縄県が低くなっています（図表3-2）。

食料や衣服が買えなかった経験については、沖縄県は全世帯、ひとり親世帯ともに全国に比べて高くなっています（図表3-3）。

図表3-2 電気・ガス・水道料金の未払い経験



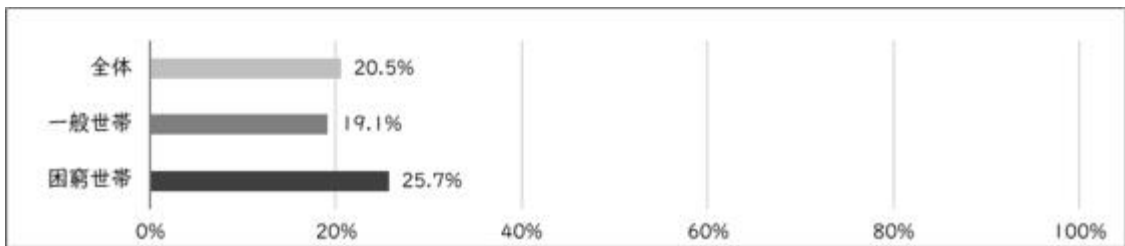
図表3-3 食料・衣服が買えなかった経験



出典：令和5年度沖縄子ども調査（0～17歳調査）（沖縄県）、平成29年度生活と支え合いに関する調査（特別集計）（国立社会保障・人口問題研究所）

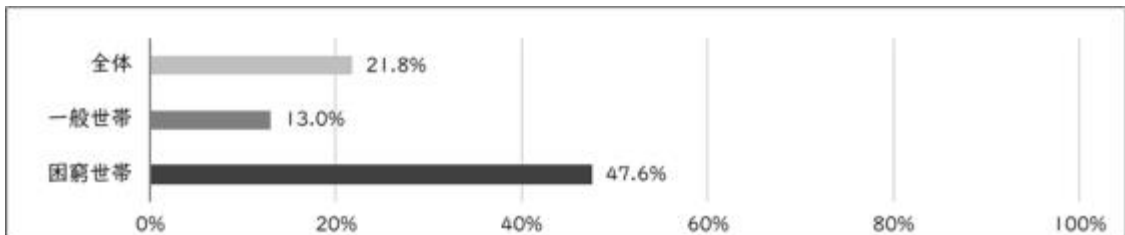
「過去1年間に、病院等でこどもを受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかった」割合は、困窮世帯が25.7%と一般世帯に比べて高くなっており（図表3-4）、また、経済的な理由により病院等を受診できなかった経験も、47.6%と困窮世帯で高くなっていますが（図表3-5）、前回（令和3年度）調査からそれぞれ6.7ポイント、3ポイント低下しています。

図表3-4 こどもを病院等で受診させた方がよいと思ったが、受診させなかった経験



出典：令和5年度沖縄子ども調査（0～17歳調査）（沖縄県）

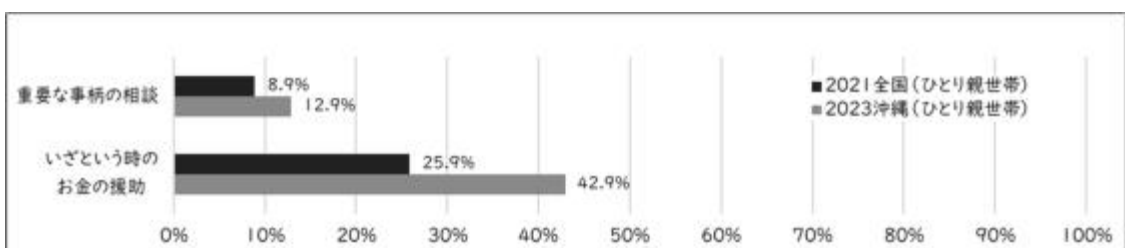
図表3-5 経済的な理由により病院等を受診できなかった経験



出典：令和5年度沖縄子ども調査（0～17歳調査）（沖縄県）

子育てなどの悩みを相談したり頼ったりできる友人・知人がいないひとり親世帯の保護者の割合は、「重要な事柄の相談」で12.9%（全国8.9%）、「いざという時の金銭の援助」で42.9%（全国25.9%）と全国に比べて高くなっています（図表3-6）。

図表3-6 頼れる人がいない割合



出典：令和5年度沖縄子ども調査（0～17歳調査）（沖縄県）

③ 物価高騰による影響

物価高騰は、経済、生活等様々な面で影響を及ぼしており、その長期化が懸念され、特に、子育て世帯、低所得世帯への影響が大きいと考えられます。

令和5年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査では、母子世帯では95.4%、養育者世帯では98.6%が、生活が苦しくなったと感じており物価高騰の影響を示す結果となっています。

④ 就学援助を受けた児童生徒の推移

沖縄県における就学援助対象児童生徒数（要保護・準要保護児童生徒）は、平成12年度（2000年度）1万7,578人（全国98万1,153人）から、令和4年度（2022年度）3万4,703人（全国125万7,303人）、就学援助率は、平成12年度（2000年度）10.84%（全国8.85%）から令和4年度（2022年度）23.63%（全国13.90%）と平成12年度（2000年度）と比べて約2.2倍（全国約1.6倍）となっており、47都道府県で比較すると令和4年度（2022年度）は、2位となっています（図表3-7）。

図表3-7 要保護及び準要保護児童生徒数、就学援助率



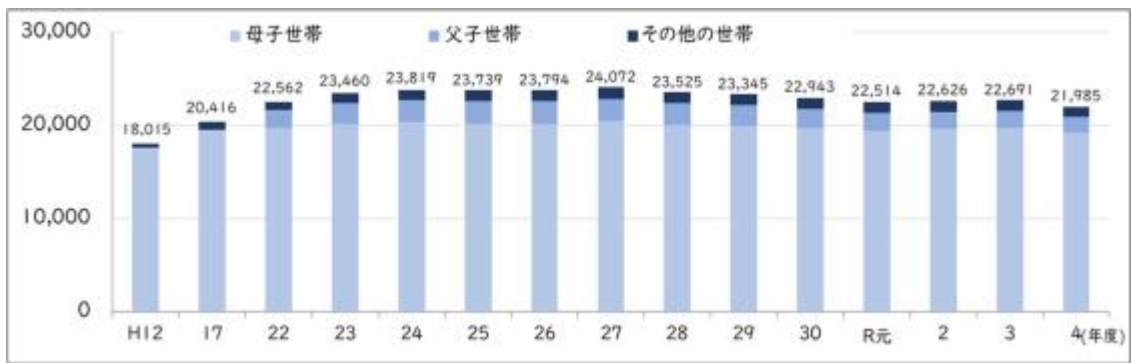
出典：要保護および準要保護児童生徒数（文部科学省）

※準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度（2005年度）から国の補助が廃止、税源移譲・地方財政措置が行われ、各市町村が単独で実施しています。

⑤ 児童扶養手当受給者数

沖縄県における児童扶養手当の受給者数については、平成12年度（2000年度）18,015人（全国708,395人）から、令和4年度（2022年度）21,985人（全国818,978人）となっています（図表3-8）。

図表 3-8 児童扶養手当受給者数の推移



出典：福祉行政報告例（厚生労働省）

イ 課題

困窮世帯の割合については、一時、新型コロナウイルス感染症の影響による悪化が見られたものの、低下傾向にあり、一定の成果が見られていますが、国際情勢などの影響による物価高騰は県民生活に影響を及ぼし、特に困窮世帯の生活は深刻な状況となっており、引き続き、これまでの施策の充実に取り組むほか、重要性を増した課題や新たな課題に対応した施策を展開する必要があります。

これまで、乳幼児期から子どもや家庭とつながる仕組みづくりや、こどもの居場所の設置、各種相談支援員の配置など、相談体制や必要な支援につなげる機能の拡充が進んできたものの、相談や支援につながっていない子どもを取り残すことのないよう、引き続き、つながる仕組みやライフステージに応じた支援の拡充に取り組む必要があります。

こどもが安全・安心して過ごせるこどもの居場所づくりが進んでいない地域があることから、こどもの居場所やこども食堂など、困窮世帯のこどもを地域で見守り、支援する拠点を増やすことに取り組んでいくとともに、こどもの状況に応じた必要な支援や機能を分析・整理し、居場所等の持続的な運営を図っていく必要があります。また、地域格差が生じないよう、こどもへの相談支援機能の充実に取り組む必要があります、中間支援組織等と連携した包摂的な支援に取り組む必要があります。

こどもの貧困対策支援員については、人材確保が困難なことなどにより配置されず、支援が十分でない地域があるため、支援員の配置促進に取り組むとともに、支援員の質の向上や定着、処遇改善に向けた環境づくりに取り組む必要があります。支援員の配置が難しい小規模離島については、支援員を定期的に派遣するとともに、役場や学校と連携して、支援が必要なこどもを把握し、適切な支援機関につなげていく必要があります。

市町村単独事業として実施されている、準要保護者への就学援助について、市町村間で援助費目や認定基準、周知方法、手続方法等に差が生じていることか

ら、意見交換を行い、制度を効果的に実施していく必要があります。

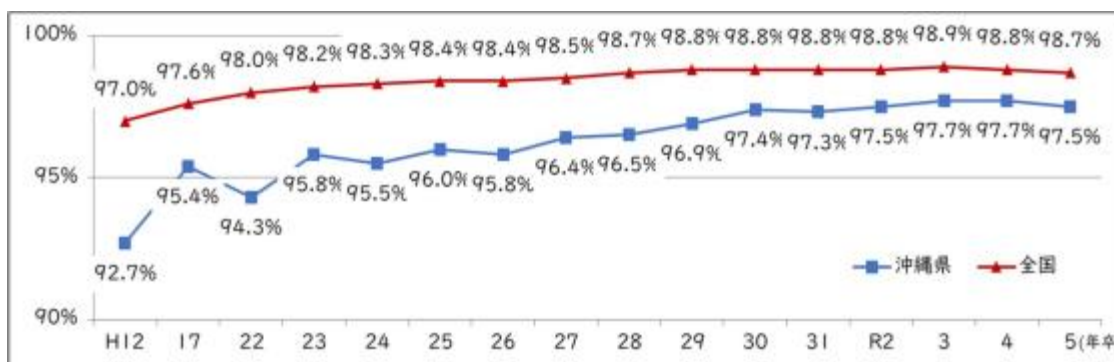
(3) 教育環境

ア 現状

① 進学率

令和5年（2023年）3月卒業者の沖縄県の高等学校等進学率は97.5%で、全国平均との差は平均より1.2ポイント低くなっており、10年間の推移では上昇傾向にあります（図表3-9）。また、令和5年（2023年）3月卒業者の沖縄県の大学等進学率は46.3%となっており、上昇傾向にありますが、全国順位は47位となっています（図表3-10）。

図表3-9 高等学校等進学率

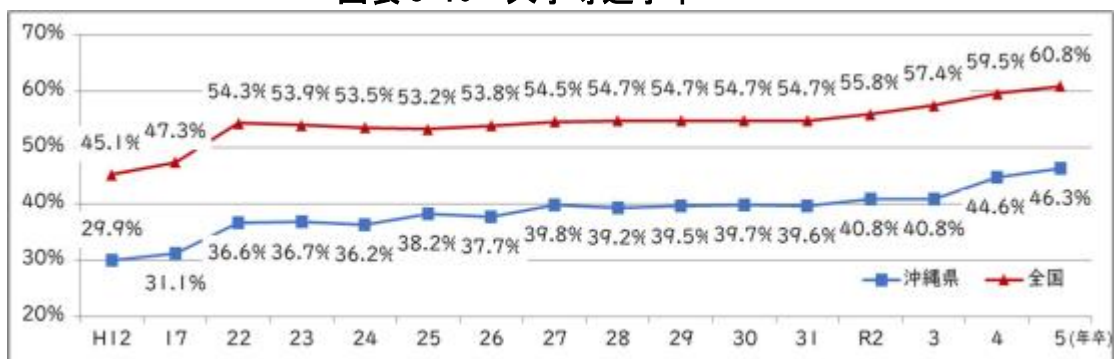


出典：学校基本調査（文部科学省）

※1：中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程）卒業者の進学率

※2：高等学校等は、高等学校の本科（全日制、定時制及び通信制）及び別科、中等教育学校後期課程の本科及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科

図表3-10 大学等進学率



出典：学校基本調査（文部科学省）

※1：高等学校（全日制課程、定時制課程）卒業者の進学率

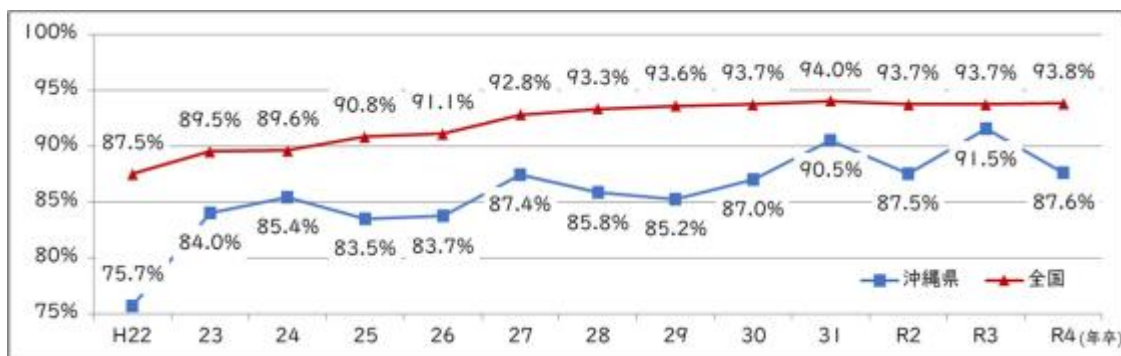
※2：大学等は、大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）、及び特別支援学校高等部（専

攻科)

② 生活保護世帯に属するこどもの進学率

令和4年(2022年)3月卒業者の生活保護世帯のこどもの高等学校進学率は87.6%(全国93.8%)(図表3-11)、大学等進学率は49.3%(全国42.4%)となっており、大学等進学率は上昇傾向にあります(図表3-12)。

図表3-11 生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率



出典：就労支援等調査（厚生労働省）

※：高等学校等は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、及び学校教育法に基づく専修学校の高等課程

図表3-12 生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率



出典：就労支援等調査（厚生労働省）、全世帯は、学校基本調査（文部科学省）

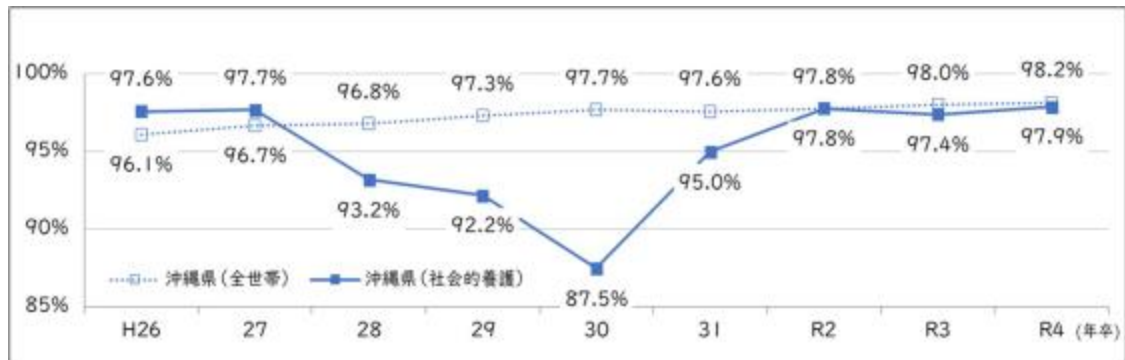
※1：大学等は、大学、短期大学、並びに学校教育法に基づく専修学校及び各種学校

※2：就労支援等調査と学校基本調査の数値は、算出方法が異なるため、単純に比較することには注意が必要である。

③ 社会的養護が必要なこどもの進学率

令和4年(2022年)3月卒業者の社会的養護が必要なこどもの高等学校等進学率は97.9%(図表3-13)、大学等進学率は58.6%となっており、高等学校等進学率は沖縄県(全世帯)平均程度に達しています(図表3-14)。

図表 3-13 社会的養護が必要なこどもの高等学校等進学率



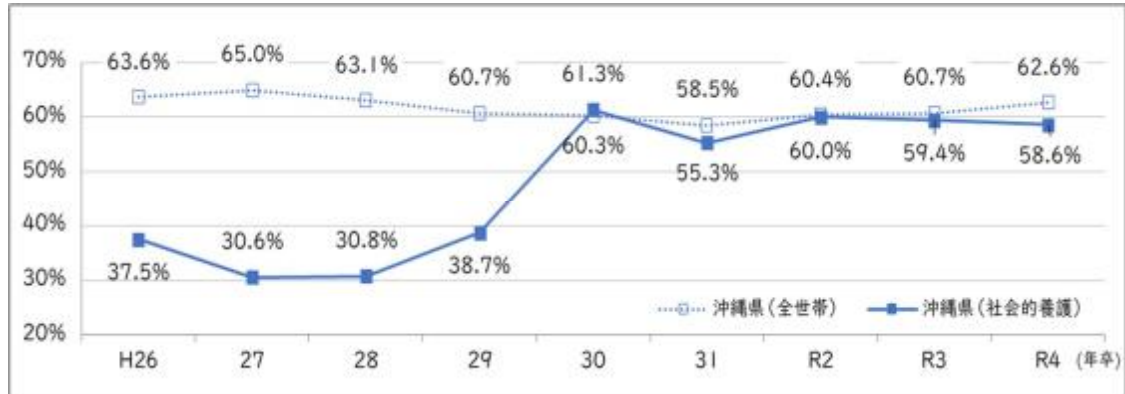
出典：社会的養護の現況に関する調査（厚生労働省）、全世帯は、学校基本調査（文部科学省）

※1：高等学校等は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

※2：社会的養護が必要なこどもは、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親（ファミリーホームを含む。）で養育を受けた児童

※3：社会的養護の現況に関する調査と学校基本調査の数値は、算出方法が異なるため、単純に比較することには注意が必要である。

図表 3-14 社会的養護が必要なこどもの大学等進学率



出典：社会的養護の現況に関する調査（厚生労働省）、全世帯は、学校基本調査（文部科学省）

※1：大学等は、大学、短期大学、高等専門学校第4学年、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

※2：社会的養護が必要なこどもは、児童養護施設、里親（ファミリーホームを含む。）で養育を受けた児童

※3：社会的養護の現況に関する調査と学校基本調査の数値は、算出方法が異なるため、単純に比較することには注意が必要である。

イ 課題

全国学力・学習状況調査等の結果、小学生の学力が全国水準を維持するなど改

善しているものの、中学生の学力が全国水準に達していないなど学習理解の面で課題があります。確かな学力として身に付けることができる学校教育の充実に取り組む必要があります。

こどもに対する学習支援について、低所得世帯のこどもの学習習慣定着、多様な進学希望に対応した学習支援及びその親に対する養育支援等に取り組んでいく必要があります。

また、家庭の経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができるよう、就学支援金の支給やバス通学費の支援等、家庭の教育費負担の軽減に取り組むとともに、学校や生徒保護者に対し、就学支援制度の周知を徹底していく必要があります。

さらに、低所得世帯等に対し、社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう授業料等の負担軽減に取り組んでいく必要があります。

加えて、貧困の連鎖を断ち、こどもの自立へとつなげるため、学習面での支援や、経済的な支援を含む進学のための支援などに加え、学習以外の体験や交流などの格差の是正に取り組んでいく必要があります。

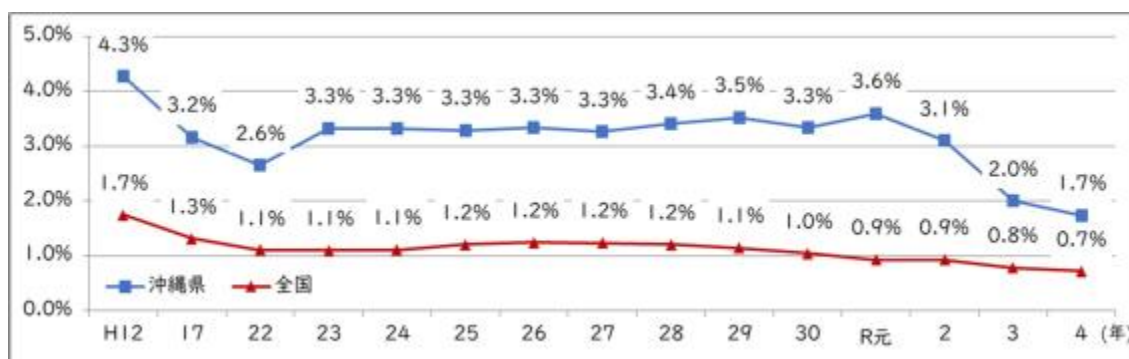
(4) 養育環境

ア 現状

① 婚姻

沖縄県における令和4年(2022年)の初婚総数に占める19歳以下の割合は、夫1.7% (図表3-15)、妻2.9% (図表3-16) で、全国平均を大きく上回る水準となっており、こどもの貧困率は親の年齢階層によって大きな差があり、親の年齢が低い場合にこどもの貧困のリスクが高くなるとの研究結果があります。

図表3-15 初婚総数に占める19歳以下の割合（夫）



出典：人口動態統計（厚生労働省）

図表 3-16 初婚総数に占める 19 歳以下の割合（妻）



出典：人口動態統計（厚生労働省）

② 10 代の出生

沖縄県における令和 4 年（2022 年）の 10 代の出生数は 179 人（全国 4,558 人）、10 代の出生割合は 1.3%（全国 0.6%）で、全国の約 2.2 倍の水準となっています（図表 3-17）。

図表 3-17 10 代の出生割合

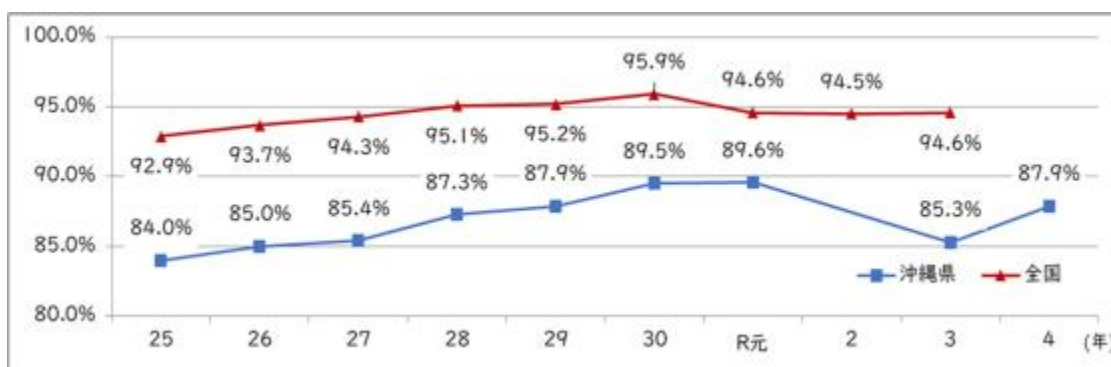


出典：人口動態統計（厚生労働省）

③ 乳幼児の健康診査

沖縄県の令和 4 年度（2022 年度）の乳幼児健康診査の受診率（3 歳児）は 87.9%となっており、新型コロナウイルス感染症の影響による受診抑制の影響が見られ、令和元年度（2019 年度）からは減少したものの、平成 25 年（2013 年）からは改善傾向が見られます（図表 3-18）。

図表 3-18 乳幼児健康診査の受診率（3歳児）

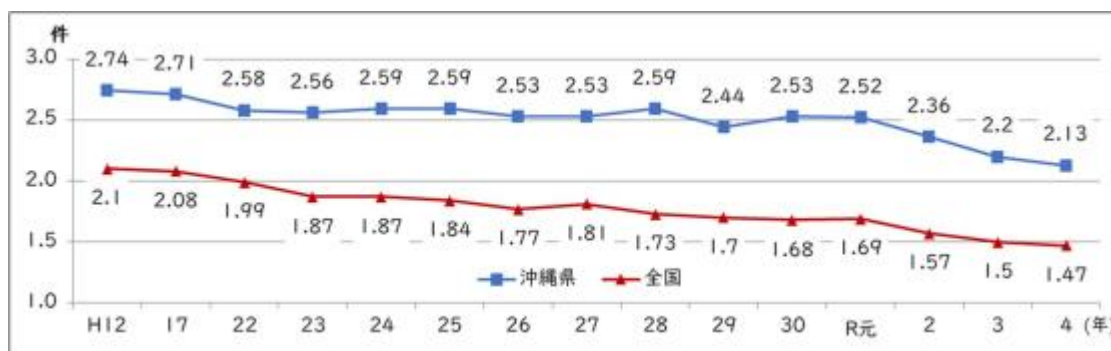


出典：地域保健・健康増進事業報告（厚生労働省）

④ 離婚

沖縄県の令和4年（2022年）の人口千人当たりの離婚率は2.13件（全国1.47件）となっており、令和2年（2020年）から減少傾向にあるものの、全国1位の状況が続いています（図表3-19）。

図表 3-19 年次別離婚率



出典：人口動態統計（厚生労働省）

⑤ 20歳未満世帯員のいるひとり親世帯数

20歳未満のこどもがいるひとり親世帯数は、平成17年（2005年）以降減少し令和2年（2020年）には、2万582世帯となっています。20歳未満世帯員のいる一般世帯に占めるひとり親世帯の割合は横ばいとなっており、令和2年（2020年）は12.6%（全国8.8%）となっています（図表3-20）。

図表 3-20 20歳未満世帯員のいる一般世帯に占めるひとり親世帯数

	H7	12	17	22	27	R2
20歳未満世帯員のいる一般世帯数	183,941	179,874	178,230	171,096	168,694	163,708
20歳未満の子どものいるひとり親世帯数	20,120	22,034	24,651	23,464	23,057	20,582
母子世帯数	15,676	17,678	20,020	19,294	19,358	17,596
父子世帯数	4,444	4,356	4,631	4,170	3,699	2,986
20歳未満世帯員のいる一般世帯数に占めるひとり親世帯の割合	10.9%	12.2%	13.8%	13.7%	13.7%	12.6%

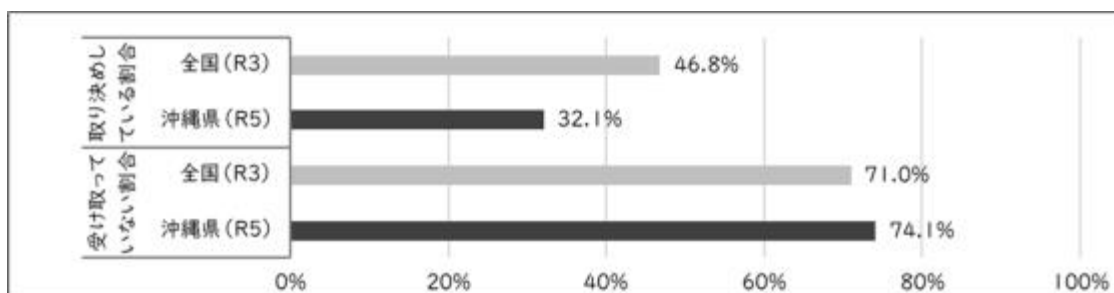
出典：国勢調査（総務省統計局）

※「ひとり親世帯」とは、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子ども及び他の世帯員（20歳以上の子どもを除く。）から成る世帯をいう。

⑥ 養育費の取り決め

令和5年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査において、母子世帯の養育費の取り決めをしている割合は32.1%となっており、令和3年度（2021年度）の全国における割合46.8%と比べて低い割合となっています。また、母子世帯が養育費を受け取っていない割合は74.1%で、令和3年度（2021年度）の全国における割合71.0%と比べて高い割合となっています（図表3-21）。

図表 3-21 母子世帯の養育費の取り決めをしている割合/養育費を受け取っていない割合



出典：沖縄県ひとり親世帯等実態調査（沖縄県）、全国ひとり親世帯等調査（厚生労働省）

イ 課題

妊娠婦や乳幼児の健康の保持・増進や子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく行う「市町村こども家庭センター」の設置促進を図るとともに、支援に関わる人材の確保及び資質向上に取り組む必要があります。

乳幼児健康診査の受診率については、新型コロナウイルスの影響による受診抑制の影響で後退したものの中期的には改善傾向が見られます。しかし、全国平均と比較して依然として低い状況となっていることから、未受診者への対応について市町村と情報を共有し、乳幼児健康診査の受診率向上を図る必要があります。

ます。

また、支援を要する家庭を早期に発見し、必要な支援につなげていくため、養育支援訪問事業未実施の市町村に対して、きめ細かな助言を行うことにより、積極的な支援（アウトリーチ支援）が実施できる体制を強化する必要があります。

さらに、母子・父子自立支援員や、ひとり親支援機関等を対象に、相談員の資質向上及び日々の実践に生かすことのできる専門的知識・技能の向上を図る必要があります。

加えて、専門的な個別支援を必要とするこどもの居場所や若年妊産婦に対応できる居場所を設置し、円滑な社会生活が営めるよう、寄り添い型の支援を行っていく必要があります。

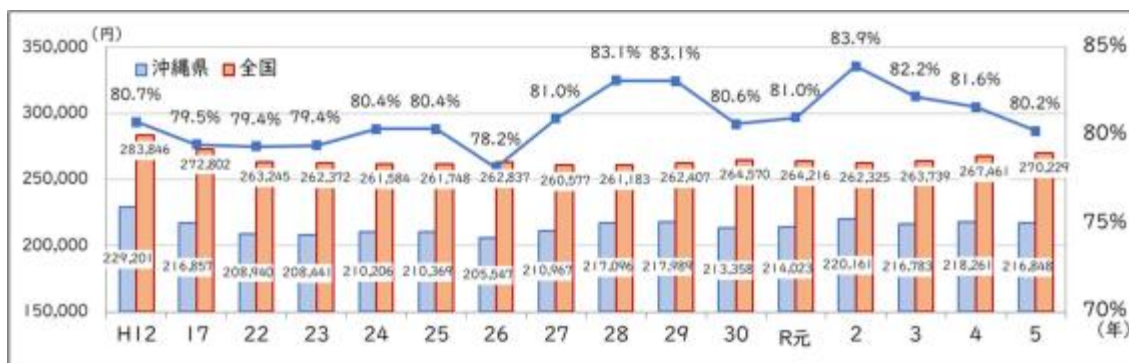
(5) 雇用環境

ア 現状

① 給与

県内の労働者におけるきまって支給する現金給与（月額）は、平成22年（2010年）208,940円（全国263,245円）から、令和5年（2023年）216,848円（全国270,229円）と増加傾向にあります。全国平均の約8割の水準にとどまっています（図表3-22）。

図表3-22 きまって支給する現金給与額（月額）

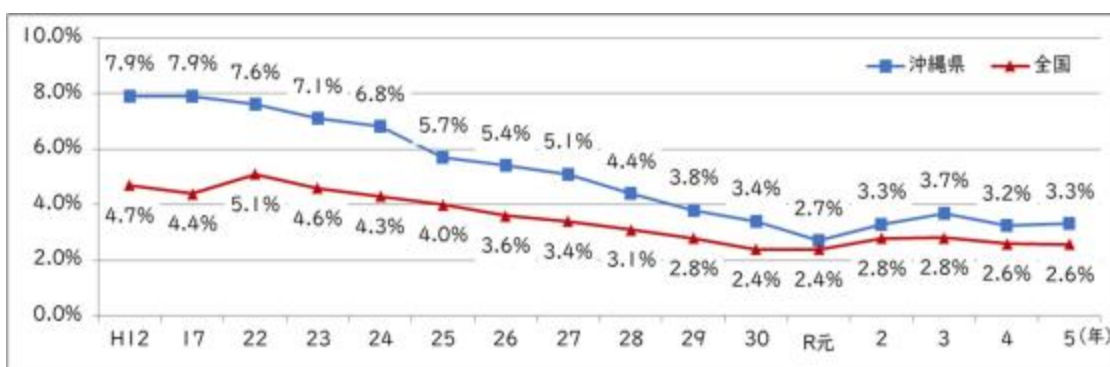


出典：毎月勤労統計調査地方調査（厚生労働省、沖縄県企画部）

② 完全失業率

完全失業率は、新型コロナウイルス感染症の影響により上昇し、令和3年（2021年）には3.7%（全国2.8%）となりましたが、その後改善し、令和5年（2023年）は3.3%（全国2.6%）となっています（図表3-23）。

図表 3-23 完全失業率

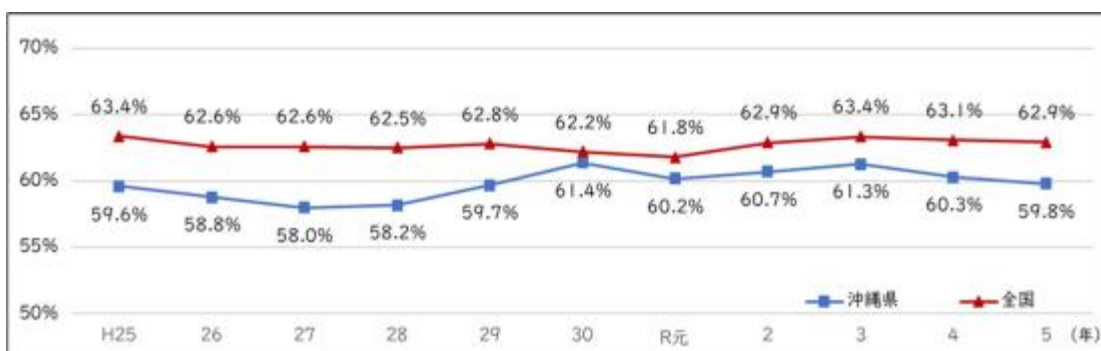


出典：労働力調査（総務省、沖縄県企画部）

③ 正規雇用者の割合

正規雇用者の割合は、令和2年（2020年）の60.7%（全国62.9%）から令和5年（2023年）には59.8%（全国62.9%）と、横ばいで推移しています（図表3-24）。

図表 3-24 正規雇用者の割合

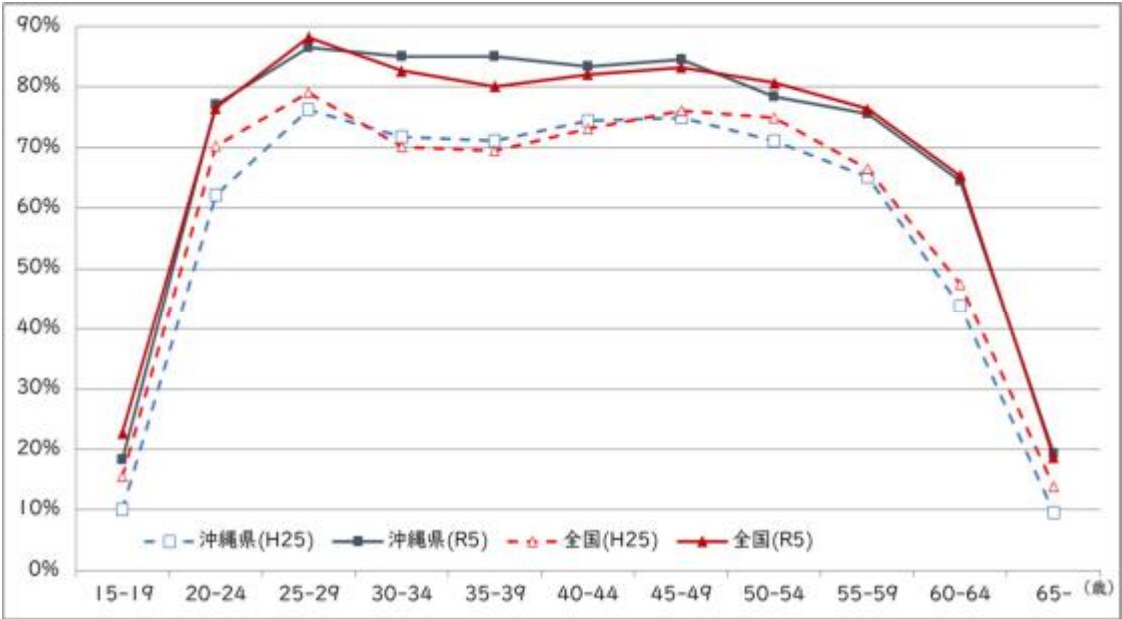


出典：労働力調査（総務省、沖縄県企画部）

④ 女性の労働参加率

女性の労働参加率は、上昇傾向で推移し、全国と同程度です。女性の年齢階級別労働参加率を見ると、全体的に上昇しており、結婚、出産・子育て期に労働参加率が低下する、いわゆるM字カーブについて、沖縄県においては、ほぼ解消されつつあります（図表3-25）。

図表 3-25 女性の年齢階級別労働参加率



出典：労働力調査（総務省、沖縄県企画部）

⑤ ひとり親世帯の雇用環境

ひとり親世帯の年間就労収入について、母子世帯における母親自身の年間収入は、平成30年（2018年）の187万円から令和5年（2023年）の233万円と19.7%の増、父子世帯における父親自身の年間収入は、平成30年（2018年）の271万円から令和5年（2023年）の299万円と9.4%増と、いずれの世帯も増加しています（図表3-26）。

図表 3-26 ひとり親世帯の自身の年間就労収入

	母子世帯			父子世帯		
	前回 (沖縄:H30、全国:H28)	今回 (沖縄:R5、全国:R3)	前回調査比	前回 (沖縄:H30、全国:H28)	今回 (沖縄:R5、全国:R3)	前回調査比
沖縄	187万円	233万円	19.7%	271万円	299万円	9.4%
全国	200万円	236万円	15.3%	398万円	496万円	19.8%
全国比	-6.5%	-1.3%	5.2%	-31.9%	-39.7%	-7.8%

出典：沖縄県ひとり親世帯等実態調査（沖縄県）、全国ひとり親世帯等調査（厚生労働省）

ひとり親世帯の正規雇用率の割合について、平成30年（2018年）の51.3%から令和5年（2023年）は51.7%と横ばいとなっています。母子世帯は、平成30年（2018年）の49.8%から令和5年（2023年）は50.2%、父子世帯は、平成30年（2018年）の59.1%から令和5年（2023年）の61.5%となっています（図表3-27）。

図表 3-27 ひとり親世帯の正規雇用率の割合

	沖縄			全国		
	H30	R5	前回調査比	H28	R3	前回調査比
母子世帯	49.8%	50.2%	0.4%	44.2%	48.8%	4.6%
父子世帯	59.1%	61.5%	2.4%	68.2%	69.9%	1.7%
計	51.3%	51.7%	0.4%	48.3%	51.2%	2.9%

出典：沖縄県ひとり親世帯等実態調査（沖縄県）、全国ひとり親世帯等調査（厚生労働省）

イ 課題

経済的な困窮により、保護者が、社会的な孤立や生活上の困難、家庭でこどもと接するゆとりが持てないなどの問題を抱えていることが多いため、福祉・雇用・教育・医療等の各分野の関係機関と連携し、生活に関する相談、保護者への就労や学び直しの支援に取り組む必要があります。

また、ひとり親家庭等の家計の改善については、所得水準の高い職種等への就職・転職やキャリアアップのためのスキル習得等の機会を充実させ、就労支援と組み合わせた取組を拡充する必要があります。

さらに、正規雇用を推進する（推進しようとする）企業の求める支援等について把握、分析し、検討する必要があるほか、正規雇用化をはじめとした従業員の待遇改善等に取り組む、その効果を所得の向上につなげていく必要があります。

加えて、保護者が、子育てしながら安心して働き続けられるよう、長時間労働の是正や休暇の取得促進等、ワーク・ライフ・バランスの推進に一層取り組む必要があります。

4 困難を抱えるこども・若者及び若年者の就労等状況の現状と課題

(1) こども・若者育成に係る本県の実組

日本国憲法および児童の権利に関する条約にのっとり、総合的なこども・若者育成支援施策を推進することを目的とした子ども・若者育成支援推進法が平成 22 (2010 年) 年 4 月に施行され、同法に基づき平成 25 年 (2013 年) 1 月に「沖縄県子ども・若者支援地域協議会」を、平成 26 (2014 年) 年 10 月に「沖縄県子ども・若者総合相談センター」として「沖縄県子ども若者みらい相談プラザ sorae (ソラエ)」を設置し、従前からの教育、福祉、保健、医療、矯正、更生・保護、雇用等の分野縦割りの取組に「こども・若者の育成」という横串を入れ、分野を超えた連携・協働を進めてきたところです。

また、近年、核家族化や地域のつながりの希薄化、経済格差の広がり等により家庭や地域社会における養育力の低下が指摘され、とりわけ本県では、こどもの貧困が深刻な状況にあること、ひとり親家庭や若年出産が多いことなどから、保護者が子育てに関する悩みを抱える傾向があります。十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされた結果、虐待に至ることがあるという認識の下、こどもの権利を普及啓発し、社会全体でこどもの権利と虐待防止の理解を深め、その取組を推進し、虐待からこどもを断固として守り、こどもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、令和 2 年 (2020 年) 3 月に「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」を制定しました。

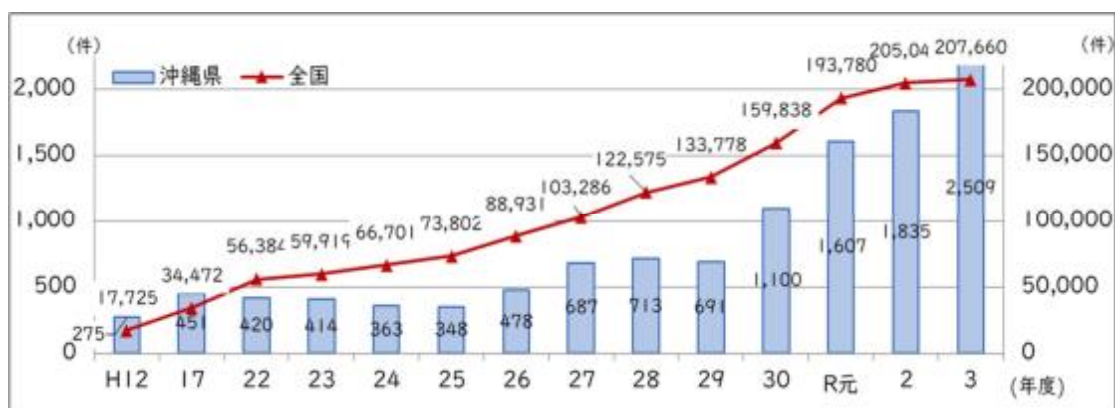
(2) 困難を抱えるこども・若者の現状と課題

ア 現状

① 児童虐待相談対応件数

児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、沖縄県では、児童虐待防止法が施行された平成 12 年度 (2000 年度) の 275 件 (全国 1 万 7,725 件) から、その後、児童虐待防止法の改正等に伴い、児童虐待の定義が拡大されたこと等により、令和 3 年度 (2021 年度) は 2,509 件 (全国 20 万 7,660 件) となり、平成 12 年度 (2000 年度) と比べて約 9.1 倍 (全国約 11.7 倍) となっています (図表 4-1)。

図表 4-1 児童相談所での児童虐待相談対応件数の推移



出典：福祉行政報告例（厚生労働省）

② 社会的養護児童数（入所施設措置児童）

社会的養護施設入所児童数は横ばいで推移しており、令和3年度(2021年度)は517人となっています(図表4-2)。

図表 4-2 社会的養護施設入所児童数の推移

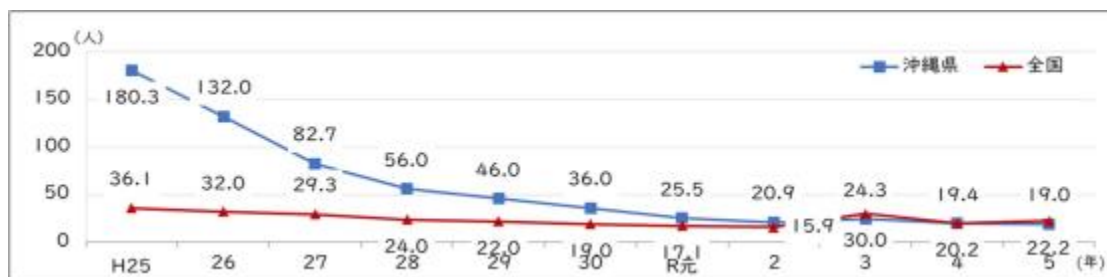
	H12	17	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3
児童養護施設	294	366	382	360	335	332	329	321	347	328	314	326	294	289
乳児院	21	21	21	15	15	13	13	14	17	17	10	10	10	9
里親	73	103	108	117	121	118	131	142	153	142	132	133	144	138
ファミリーホーム	0	0	44	56	56	51	50	41	47	46	40	43	33	40
児童自立支援施設	17	28	20	23	30	25	16	12	10	18	6	9	19	19
児童心理治療施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	26	21	22
計	405	518	575	571	557	539	539	530	574	551	516	547	521	517

出典：福祉行政報告例（厚生労働省）

③ 不良行為少年補導人員及び刑法犯検挙人数

沖縄県における不良行為少年補導人員は年々減少傾向にあり、19歳以下の少年人口千人当たり、平成25年(2013年)は180.3人(全国36.1人)で、全国の約5倍となっていました。令和5年(2023年)は19.0人(全国22.2人)と大幅に減少しています(図表4-3)。

図表 4-3 19歳以下の少年人口千人当たりの不良行為少年補導人員の推移

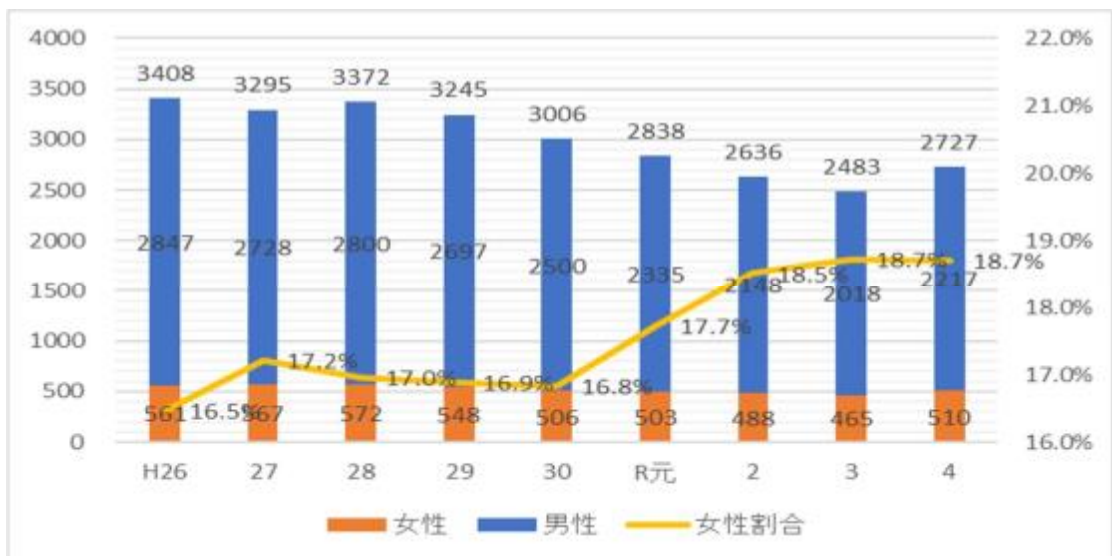


出典：沖縄県警察本部

刑法犯の検挙人員については減少傾向にありましたが、令和4年（2022年）は増加し、検挙人員2,727人となっています（図表4-4）。

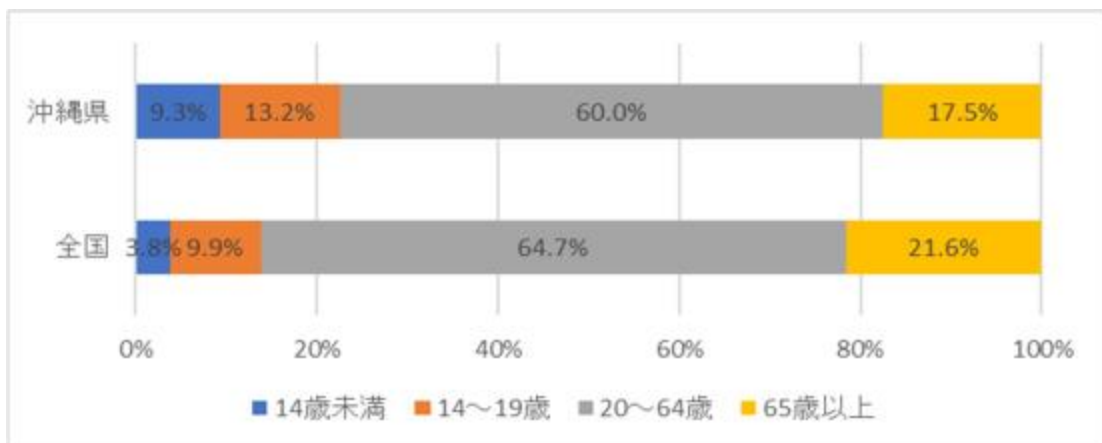
刑法犯検挙、補導人員の年齢構成は、令和5年（2023年）では、20歳未満の割合が22.5%となっており、全国と比較して8.7ポイント高くなっています。14歳未満は、9.3%と全国と比較して約2.4倍と特に高い状況となっています（図表4-5）。

図表4-4 刑法犯検挙人員の推移



出典：沖縄県警察本部犯罪統計書

図表4-5 刑法犯検挙、補導人員の年齢構成（R5）全国比



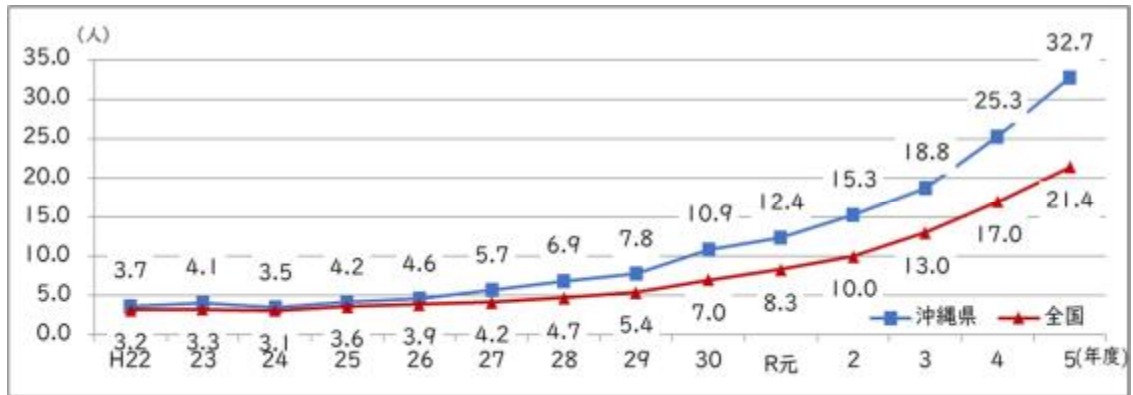
出典：沖縄県警察本部

④ 不登校児童生徒数の推移

令和5年度（2023年度）の沖縄県の小学校における不登校児童数は3,284人で千人当たり32.7人（全国21.4人）（図表4-6）、中学校における不登校生徒数は3,729人で千人当たり73.9人（全国67.1人）（図表4-7）となっており、

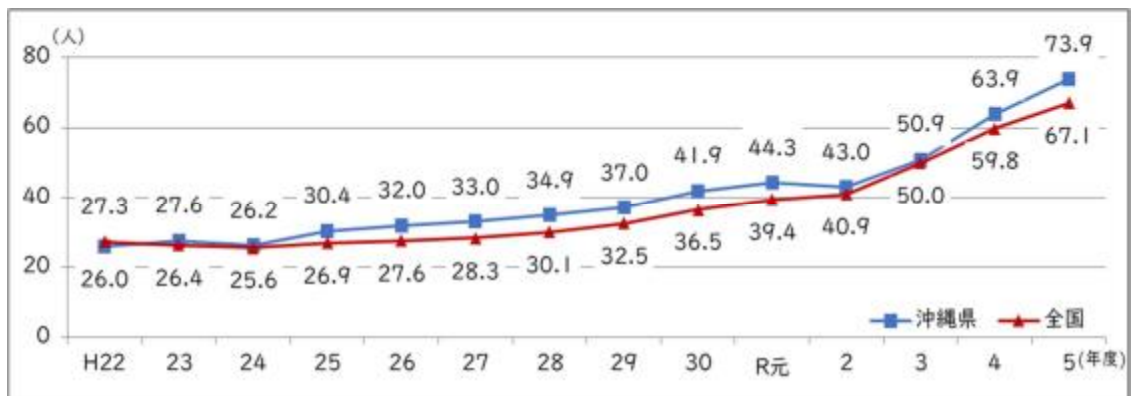
全国、沖縄県ともに過去最多を更新しています。

図表 4-6 児童千人当たりの不登校児童数（小学校）



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（平成 22～27 年度））（文部科学省）

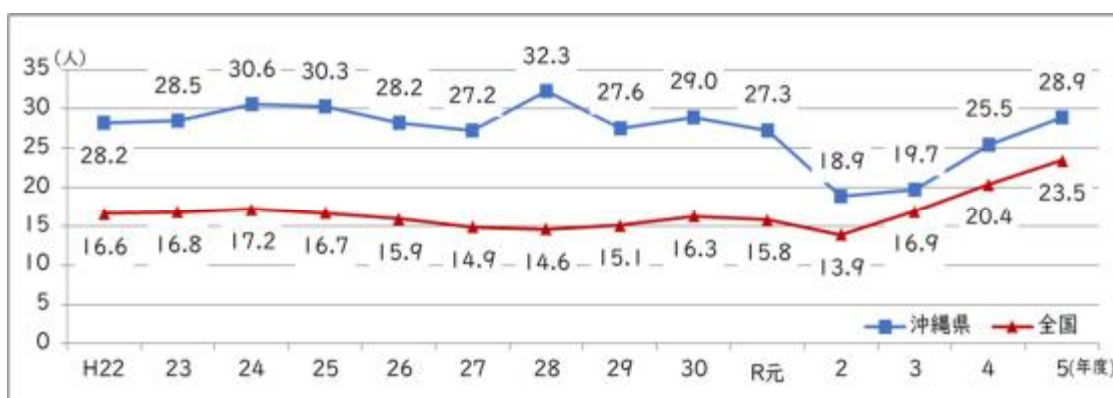
図表 4-7 生徒千人当たりの不登校生徒数（中学校）



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（平成 22～27 年度））（文部科学省）

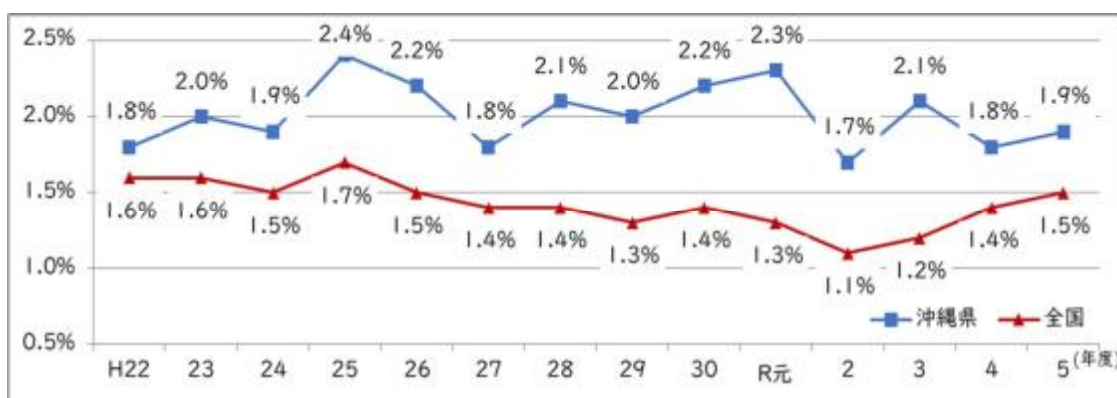
沖縄県の高等学校における令和 5 年度（2023 年度）の不登校生徒数は 1,227 人で千人当たり 28.9 人（全国 23.5 人）となっており、全国的に増加傾向となっています（図表 4-8）。また、中途退学率は令和 5 年度（2023 年度）1.9%（全国 1.5%）と、依然として全国を上回る水準となっています（図表 4-9）。

図表 4-8 生徒千人当たりの不登校生徒数（国公立高等学校）



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（平成 22～27 年度））（文部科学省）

図表 4-9 高等学校の中途退学率



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（平成 22～27 年度））（文部科学省）

⑤ 進路未決定率

沖縄県における中学校卒業後の進路未決定率は、平成 12 年（2000 年）3 月卒業生 5.5%（全国 1.4%）から、令和 5 年（2023 年）3 月卒業生 1.4%（全国 0.8%）となり、減少傾向にあります。全国の 2 倍近くの水準となっています（図表 4-10）。

図表 4-10 中学校卒業後の進路未決定率



出典：学校基本調査（文部科学省）

沖縄県における高等学校卒業後の進路未決定率は、平成12年（2000年）3月卒業生29.0%（全国10.0%）から、令和5年（2023年）3月卒業生10.9%（全国4.5%）となり、減少傾向にあります。全国的には、減少傾向にありますが、全国の2倍以上の水準となっています（図表4-11）。

図表 4-11 高等学校卒業後の進路未決定率



出典：学校基本調査（文部科学省）

⑥ ひきこもり者数

令和4年度（2022年度）に実施された内閣府の「こども・若者の意識と生活に関する調査結果」によると広義のひきこもり群の割合が15歳～39歳で2.05%、40歳～64歳が2.02%となっており、全国推計数は146万人で、前回調査から増加がみられます。沖縄県においては、15歳～39歳で約8,000人、40歳～64歳で約9,700人と合計約1万7,700人が広義のひきこもり群と推計されます。

国におけるひきこもり支援施策として、平成21年度（2009年度）から都道府県に「ひきこもり地域支援センター」創設事業をスタートさせ、本県においても平成28年（2016年）10月に「沖縄県ひきこもり専門支援センター」を設置したところです。また、より身近な市町村においても相談窓口が設置されて

おります。

⑦ 沖縄県子ども・若者総合相談センターにおける相談状況

沖縄県子ども・若者総合相談センター（沖縄県子ども若者みらい相談プラザ sorae）では、ニート、ひきこもり、不登校等の社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者に関する様々な相談に対応し、困難を有するこども・若者の個別の状況に応じて適切な支援機関につなぐ役割を担うほか、必要な助言や情報提供を行っています。

不登校に関する相談が全体の4割程度と最も多く、ニートやひきこもりに関する相談も、2割弱となっています（図表4-12）。

図表4-12 子ども若者みらい相談プラザ sorae 相談者の主訴内容

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
不登校	299 (36.6%)	221 (37.9%)	245 (39.2%)	285 (42.2%)	281 (38.4%)
ニート	58 (7.1%)	58 (9.9%)	54 (8.6%)	58 (8.6%)	50 (6.8%)
ひきこもり	53 (6.5%)	45 (7.7%)	55 (8.8%)	51 (7.6%)	59 (8.1%)
その他	406 (49.8%)	259 (44.4%)	271 (43.4%)	281 (41.6%)	342 (46.7%)
計	816	583	625	675	732

出典：「沖縄県子ども若者みらい相談プラザ sorae 業務実績報告書」

イ 課題

児童虐待については、育児不安や経済的困窮、地域での孤立化など、家庭が持つ様々な問題が要因となって発生することから、児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応に取り組むため、児童相談所や市町村要保護児童対策地域協議会の体制強化を図る必要があります。また、こどもの権利と児童虐待防止についての理解を社会全体で深めていく必要があります。

学校を退学した生徒等について、個人情報の問題から外部機関へ連絡先等の情報提供が困難です。退学を選択する生徒等の状況に応じてハローワークへの求職登録や地域若者サポートステーションへの接続、各支援機関へつなげるための取組が必要です。

いじめ、不登校など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけ、支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めていく必要があります。そのため、支援が必要な家庭の児童生徒を早期に福祉等の関係機関につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を国に要望するとともに、市町村配置のスクールソーシャルワーカーとも連携を図っていく必要があります。

す。

「沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告書（令和3年11月）」によると、課題を抱える児童生徒の背景・要因が、発達障害、保護者の養育能力、いじめや友人関係等、複数の要因が重なる場合があり、専門的なアセスメントが必要とされるため、スクールカウンセラーの相談人員及び相談時間の拡充に努めていく必要があります。

準不登校、不登校状態のこどもへの支援に加え、就学に悩んでいるこどもへの相談取組体制の充実を図るため、就学継続を支援する支援員（心理系・福祉系等）を配置し、校内における生徒の相談支援や家庭へのアウトリーチ・関係機関への接続等の支援を学校と協働で取り組む必要があります。

複合的な問題や課題を抱えるこども・若者を支援するため、ハローワーク、地域若者サポートステーション、NPO等の地域の支援機関との連携強化が必要です。

困難を有するこども・若者に対しては、各関係機関が連携し、効果的かつ円滑な支援を図るため、子ども・若者支援地域協議会の設置を促進する必要があります。

離島地域から高校進学等で島を離れたこどもは新しい環境に適応する際に、様々な困難を抱えやすい傾向があるため、各関係機関が連携を図り支援していく必要があります。

児童養護施設等を退所するこどもが、夢や希望へ挑戦し自立へとつなげていくため、生活や就労の支援を行うなどアフターケアを推進する必要があります。

(3) 若年者の就労等状況の現状と課題

ア 現状

① 若年者の就職・離職の状況

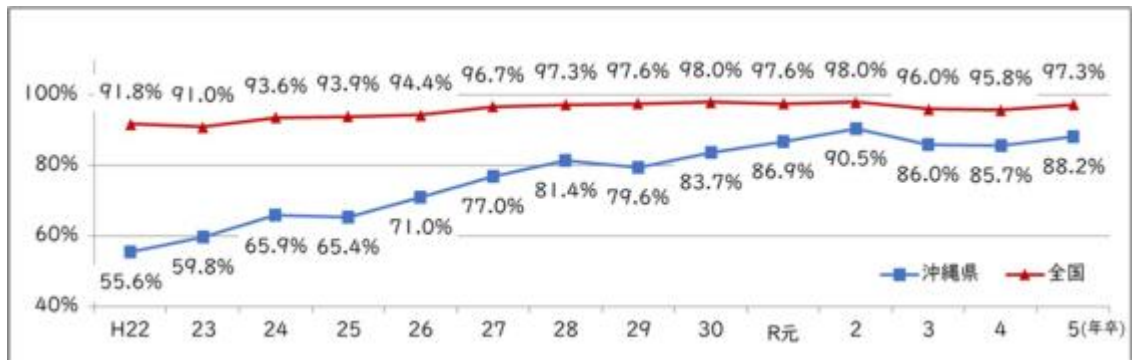
沖縄県における新規学卒者内定率は、高卒は、平成22年（2010年）3月卒業者81.8%（全国97.2%）から、令和5年（2023年）3月卒業者99.0%（全国99.7%）となり（図表4-13）、大卒は、平成22年（2010年）3月卒業者55.6%（全国91.8%）から、令和5年（2023年）3月卒業者88.2%（全国97.3%）と改善しています（図表4-14）。

図表 4-13 新規高卒者の就職内定率



出典：学卒業務報告（沖縄労働局）

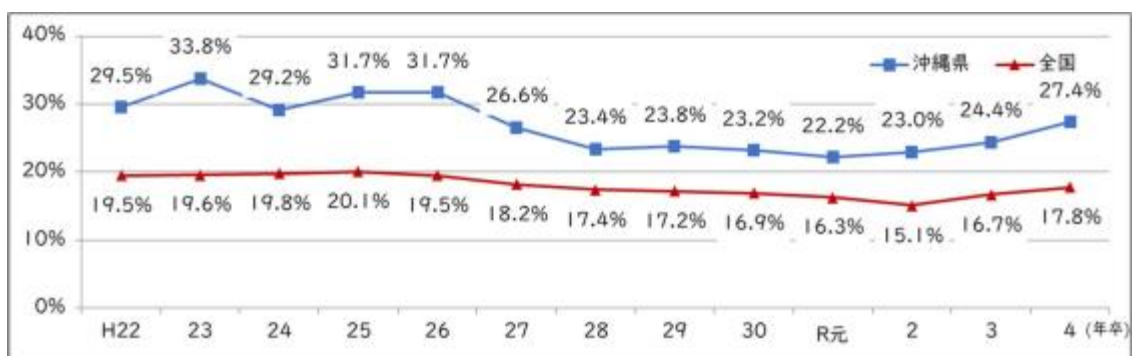
図表 4-14 新規大卒者の就職内定率



出典：学卒業務報告（沖縄労働局）

沖縄県における新規学卒者の1年目離職率は、高卒は、平成22年（2010年）3月卒業者29.5%（全国19.5%）から、令和4年（2022年）3月卒業者27.4%（全国17.8%）となり（図表4-15）、大卒は、平成22年（2010年）3月卒業者25.2%（全国12.5%）から、令和4年（2022年）3月卒業者17.1%（全国12.0%）となり、かつてよりは改善しているものの、この数年は高くなっています（図表4-16）。

図表 4-15 新規学卒者の1年目離職率（高卒）



出典：新規学卒就職者の離職状況（沖縄労働局）

図表 4-16 新規学卒者の1年目離職率（大卒）

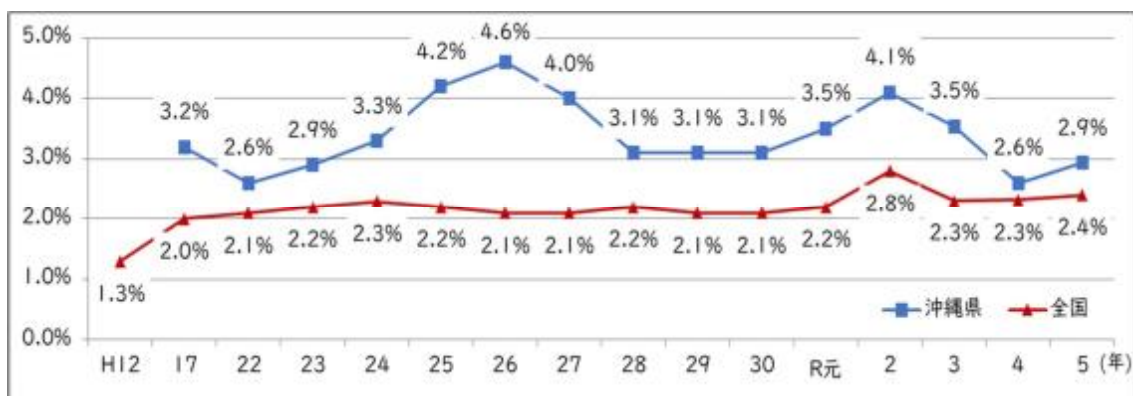


出典：新規学卒就職者の離職状況（沖縄労働局）

② 若年無業者の割合

沖縄県における令和5年（2023年）の若年人口（15～34歳）に占める若年無業者の割合は2.9%（全国2.4%）で、全国に比べてやや高くなっています（図表4-17）。

図表 4-17 若年無業者の割合



出典：労働力調査（総務省、沖縄県企画部）

イ 課題

高等学校・大学等の就職内定率は、全国と比べて低く、高卒・大卒者の無業者率、離職率も高い状況にあります。自分の個性・特性・性格・能力等を活かした職業を探す力を育むためには、幼児期には「人とかかわること」、小学校段階では「将来の夢を描くことができる」、中学校段階では「自己理解に基づく進路選択ができる」、高校段階では「社会に出る準備ができている」というように、発達段階に応じたキャリア教育の体系的な取組を行うとともに、早い時期からの職業観の育成や就労意識の向上を図る必要があります。

1 また、離職を余儀なくされた方や長期失業等による就職困難者に対する就職・
2 生活支援を実施する必要があります。

3 さらに、支援体制が薄く、つながりにくかった義務教育終了後の若年者につ
4 いて、悩みや不安を抱えていても自らが望む選択ができるよう、一人ひとりの
5 状況に応じて就学・就労等の自立につながる支援に取り組む必要があります。
6

第3章 こども施策に関する重要施策

1 ライフステージを通じた重要施策

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

こども・若者は、心身の発達過程にあっても、生まれながらに権利の主体です。こどもまんなか社会の実現に向けては、こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図る必要があります。そのためには、こども・若者が、自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学ぶことに加え、こどもに関わるおとなを含め、社会全体がこども・若者を権利の主体として認識し、こども・若者の自己選択・自己決定・自己実現を後押しすることが必要です。

このため、次に掲げる施策に取り組みます。

ア こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

① こどもの権利に関する周知・啓発

すべてのこども・若者に対し、県ウェブサイトや県政出前講座等を通して、こども基本法や沖縄県こども計画（仮称）の理念や内容について、理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こどもの権利条約の認知度を把握しつつ、その趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等とも連携して取り組むことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く周知します。

また、こども・若者が権利の主体であることについて、こども、若者や子育て当事者、教育・保育に携わる者を始めとするすべてのおとなに対して、情報提供や研修等を通して幅広く周知するとともに、県全体で共有を図ります。

② 人権教育の推進

学校において、人権教育に関する講話、体験活動への支援等により人権・道徳教育を充実させるとともに、研修等を実施することにより教職員の人権意識を高めるなど、学校における人権教育の推進に取り組みます。

③ こどもの権利侵害に対する相談・救済する仕組みの構築

こどものあらゆる権利が侵害されることがないように、「子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」の更なる普及啓発に取り組み県民の理解を深めるとともに、各種相談窓口の周知及び連携強化を図ります。

また、こどもの権利擁護に関わる既存の調査審議機関（社会福祉審議会等）の権能や役割、所掌範囲等を踏まえ、こどもの権利が侵害された場合の救済機関の設置に向けて取り組みます。

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

こども・若者の健やかな成長の原点は、遊びや体験活動にあり、年齢や発達の程度に応じ、地域や成育環境によって格差が生じないように配慮しつつ、多様な遊びや体験の機会や場を創出することが必要です。

また、こども・若者が、一人ひとり異なる個性を伸ばし、それぞれの未来を切り開いていけるよう、多様な価値観、文化、人との交流や、それぞれの活躍につながる多様な教育の機会を創出する必要があります。

さらに、こども・若者が性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、ジェンダー平等や性の多様性の理念を推進する教育・学習の充実を図り、社会全体で広く理解を深める必要があります。

このため、遊びや体験活動の推進、こどもまんなかまちづくり、こども・若者が活躍できる機会づくり、こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消に取り組みます。

ア 遊びや体験活動の推進

健やかな成長につなげるため、多様な遊びや体験活動の機会・場を創出するため、次に掲げる施策を推進します。

① 遊びや体験の機会の場の創出

一人ひとりの違いを認め合い、他人を思いやることのできる豊かな感性に満ちあふれ、沖縄らしい個性を持った人づくりに向けて、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、福祉教育や、地域の自然環境、歴史、伝統文化、芸術に触れる体験活動、ボランティア活動、スポーツ活動等を推進するほか、学校・地域における自然体験学習や読書活動等の多様な学習活動の充実に取り組みます。また、「沖縄県ボランティア・市民活動支援センター」への支援を通して、市町村ボランティアセンターにおいて実践している地域・学校における福祉教育、ボランティア学習の推進を図ります。

さらに、幅広い世代の住民が交流し、その地域の身近な学習の場として多様なニーズに応えられるよう、公民館、図書館、青少年教育施設、児童館等の地域コミュニティの核となる社会教育施設の学習環境の充実や、社会教育指導者等の資質向上等に取り組むとともに、沖縄県立博物館・美術館による「移動博物館」の実施や沖縄の自然・歴史・文化・芸術と結び付いた体験学習を通して、人々の心に潤いを与え、生きがいをもたらし、人々の交流を生み出す文化・芸術活動の推進に取り組みます。

イ こどもまんなかまちづくり

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものためのまちづくりを推進するため、こどもや子育て当事者等、誰もが身近な場所で充実した活動ができるよう、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会を生み出す空間の創出に資する都市公園整備事業等に取り組むとともに、既存公共施設または公用施設において、こども・子育て支援機能の強化またはユニバーサルデザイン化のため、必要に応じた改修事業に取り組みます。

ウ こども・若者が活躍できる機会づくり

こども・若者が、一人ひとり異なる個性を伸ばし、それぞれの未来を切り開いていけるよう、多様な価値観、文化、人との交流や、それぞれの活躍につながる多様な教育の機会を創出するため、次に掲げる施策を推進します。

① キャリア教育の推進

こどもたちが目的意識を持って、様々な人と協働し、社会を支える自立した人材となるよう、幼児期からの発達段階に合わせた体系的なキャリア教育の推進に取り組みます。

また、学校での学びと社会とのつながりを意識できるよう、地域・企業等と連携した体験的活動を通じた学びを実践し、「キャリア・パスポート」を活用して学びをつなぐことで、「人間関係形成・社会形成能力：かかわる力」「自己理解・自己管理能力：ふり返る力」「課題対応応力：やりぬく力」「キャリアプランニング能力：みとおす力」の育成に取り組みます。

② 自国文化・異文化理解、国際交流等の推進

グローバル化が進展する現代社会においては、多様な文化、価値観を持つ多種多様な人々との接点が多くなることから、異なる言語や多様な文化、価値観を正しく理解し、互いを尊重する国際理解教育の充実と外国語コミュニケーション能力の向上に取り組みます。

そのため、外国と深い関わりのあるOISTやJICA沖縄等との連携や、多様な分野における諸外国への留学や研修生の海外派遣、帰国・外国人児童生徒等の円滑な受入などにより、県系人社会を含めた国際交流の充実を図り、国際的な視野を持ち、創造性豊かでグローバルに活躍できる人材の育成に取り組みます。

また、多様化・複雑化する社会ニーズに対応できる人材を育成するため、外国語教育に携わる教員の専門性・技能向上に加え、外国語指導助手（ALT）の活用や小中高大が連携した英語教育研究の実践により、学校教育にお

ける外国語教育の充実改善に取り組みます。

③ 持続可能な開発のための教育（E S D）の推進

持続可能な社会の創り手の育成を目ざし、S D G s 実現の担い手に必要な資質・能力の向上を図る取組に対する支援を実施します。身近な地域の暮らしを学習する中で、こどもが、平和、環境、国際理解、エネルギー、人権学習等の持続可能な発展に関わる諸問題に関心を持ち、こども自身で考え、実践につなげる教育（E S D）の推進に取り組みます。

④ 理科系教育やアントレプレナーシップ教育、S T E A M教育等の推進

経済のグローバル化、A I や I o T 等の先端技術による第4次産業革命など、社会経済情勢の変化に対応し、経済を牽引できる人材の育成に向けて、科学技術教育の基礎となる理科教育並びに算数・数学教育のための各種設備を整備し、科学・理数教育の推進に取り組むとともに、学校教育の様々な教科の中でI C Tを活用した学習活動を推進するほか、小学校からプログラミング教育や情報モラル教育を進め、情報活用能力の向上に取り組みます。

また、将来、国際的に活躍し得る科学技術人材の育成に資するスーパーサイエンスハイスクール（S S H）指定校の支援に高等教育機関との連携により推進するほか、民間事業者との連携により科学作品展の開催に取り組みます。

さらに、科学の楽しさや面白さを体験できる機会を増やし、科学に対する興味を引き出し、それを伸ばしていくため、O I S Tを含む県内大学等の高等教育機関、県内研究機関、企業等との連携により、こどもが科学に触れあう機会の創出やこどもの成長段階に応じた多様な科学教育プログラムの実施等に取り組みます。

市場規模が小さく大企業が育ちにくい本県において、新事業・新産業が創出される環境を整えるためには、革新的な技術やビジネスモデルで世界に新しい価値を生むスタートアップの創出を促進する必要がある、スタートアップを創出するためには、それを担う起業家人材の育成が重要であることから、大学や企業、起業家等との連携により、起業家マインドを有する人材を継続的に輩出・育成する仕組みの構築に取り組みます。

また、新たなビジネスやイノベーションを生み出す技術シーズの担い手として、大学等の研究・教育機関の役割は重要であることから、大学等の研究・教育機関においても起業家マインドの育成を行います。

⑤ 生涯学習の取組推進

県民の多様化・高度化する学習ニーズに対応するため、各種関係機関が連携・協働しながら、こどもや高齢者、障害者など誰もが生涯にわたり学び続けることができるよう、地域コミュニティを中心とした生涯学習機会の充実に取り組めます。

また、離島や遠隔地等の場所を問わず、学びたいときに自発的に学べる環境づくりに向けて、おきなわ県民カレッジ講座の実施やICT等の技術を活用した遠隔講義配信システムの利用促進等に取り組めます。

⑥ 特定分野に特異な才能のあるこどもへの応援

県内トップアスリートの競技力向上や県民の積極的なスポーツへの参画と主体的、活動的、健康的な生き方であるアクティブライフの推進を図るため、小学校から社会人までの一貫した指導体制の充実や各競技団体による主体的な課題解決の支援に取り組めます。

また、県外チームの招聘や県外での強化試合の推進、コーチ等の招聘、専門的な知識・技能や高いコーチング能力に加え、コミュニケーションスキルの習得など、多様なニーズに的確に対応できる指導者の養成・確保、競技団体及び中体連・高体連と連携した少年種別の継続した強化支援等により、競技力の向上やトップアスリートの育成に取り組めます。

さらに、文学、音楽、美術、演劇、舞踊、メディア芸術など、県民の主体的・創造的な芸術文化活動による新たな文化芸術の創出を促進するほか、本県の文化芸術の発展を担う人材の育成に取り組むとともに、幅広い芸術を専門的に学ぶ教育機関である沖縄県立芸術大学については、様々な学生が心身ともに充実した学生生活を送り、意欲的に学修に取り組むことができるよう、学習支援、生活支援等の学生へのきめ細かな支援体制を整備するほか、学生が個性や能力を生かし希望した進路に進むことができるよう、キャリア支援を推進します。

⑦ 在留外国人のこどもや海外から帰国したこどもへの支援

公立の小中学校において、日本語指導が必要な児童生徒に対応するため、日本語指導に対応する教職員を配置するとともに、日本語指導に係る教員研修等に取り組めます。

また、県立高等学校及び特別支援学校においては、日本語指導支援員の配置又は派遣を行い就学継続及び社会的自立を支援するとともに、日本語による意思疎通が困難な保護者に母語支援員を派遣し、学習や進学、就職などについての相談支援に取り組めます。

さらに、幼児教育施設においては、市町村が地域の実情に応じて外国籍等のこどもの受入体制の整備等を行うことが求められることから、先進的な取組事例の共有を図ります。

エ こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

こども・若者が性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、ジェンダー平等や性の多様性の理念を推進する教育・学習の充実を図り、社会全体で広く理解を深めるため、次に掲げる施策を推進します。

① 教育を通じた男女共同参画の推進

男女共同参画の重要性について、一人ひとりが自分ごととして認識し、意識の改革が図られるよう、対象やテーマ、年代に応じ、効果的な手法を用いてわかりやすく受け入れられやすい広報・啓発を進めるほか、男女の様々な問題の相談に取り組みます。

また、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、ジェンダー平等、男女相互の理解とよりよい関係の構築などの人権教育や男女共同参画の重要性について、社会科、家庭科、情報科、特別の教科道徳、特別活動等の学校教育全体を通じた教科横断的な取組の充実を図るほか、関係機関等と連携し、外部人材を活用した学習活動を推進します。

さらに、児童生徒の夢や希望を育み、時代の変化に力強くかつ柔軟に対応し、主体的に生きることができる自立した社会人・職業人の育成を図るため、学校における各教科・科目、特別活動等での学びや地域・産業界の協力を得た体験活動等を通し、児童生徒の発達段階に応じて、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を推進するとともに、沖縄県男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する現状の課題等を抽出し、多様な講座を開催するほか、学校、市町村と連携して男女共同参画の視点に立ったキャリア教育や学習機会の充実を図ります。

加えて、児童生徒に対する人権尊重や男女共同参画社会についての正しい教育・指導を促進するため、教職員に対する研修を推進します。

② 性の多様性に関する理解促進、啓発

「沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）」及び「沖縄県差別のない社会づくり条例」に基づき、性の多様性への理解を促進するための啓発活動や性の多様性に関する多様な悩みに対応するための相談事業などに取り組みます。

また、性の多様性に関する理解促進にあたり、専門的な知見や学生の視点

を活かした取組を実施するため、県内大学など関係機関と連携を図ります。

③ 理工系分野に進学する女子生徒への就学支援の取組

スーパーサイエンスハイスクール（SSH）指定校において、理工系分野に進学する女子生徒の育成につなげるため、高大連携事業にて先端科学に係る研修を実施するほか、講師として第一線で活躍している女性研究者を招聘し、理工系分野における女性の重要な貢献を強調し、女子生徒に対して、科学におけるキャリアを目指す具体的なロールモデルの普及、啓発に取り組みます。

④ 固定的な性別役割分担意識の解消

男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進するとともに、性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への気づきや、性別に関わりなく家事、育児、介護などを協力して行うことなどについて意識啓発に取り組みます。

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

こどもにとって良好な成育環境を確保するため、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、妊娠前の健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進するとともに、こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及や、困難を抱える場合の適切な支援を行う必要があります。

また、慢性疾病や難病を抱えるこども・若者の成育環境を確保するため、経済的負担を含めた支援を行う必要があります。

このため、プレコンセプションケアを含む成育医療等の推進、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援に取り組みます。

ア プレコンセプションケアを含む成育医療等の推進

こどもにとって良好な成育環境を確保するため、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、妊娠前の健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進するとともに、こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及や、困難を抱える場合の適切な支援を行うため、次に掲げる施策を推進します。

① 性等に関する正しい知識の習得とプレコンセプションケアの推進

将来の健やかな妊娠や出産につなげ、産まれてくるこどもを含む家族がより健康な生活を送れるよう、性や妊娠に関する正しい知識を身に付けるため、学校、家庭、医療機関、市町村などが連携を強化し、思春期保健の取組

や発達段階に応じた性に関する指導の充実に取り組むとともに、妊娠、出産、子育てに関する健康教育を実施します。

また、健康の悩み等に関する学校関係者向け研修や、性感染症、避妊や妊娠、不妊・不育等女性の悩みに医学的・心理的な側面からの相談支援に取り組めます。

② 妊産婦及び乳幼児への保健対策

妊婦の痩せ傾向や喫煙は低出生体重児出産と関連があり、妊婦自身の健康管理は安全な出産とこどもの健やかな発育に不可欠であることから、市町村における母子健康手帳交付時の保健指導の徹底、母親学級等における禁煙教育のほか、家庭での子育ての充実に向けて、保育所等における食育、生活習慣の重要性に関する取組の強化を支援するとともに、定期的な健康診査の受診促進などに取り組めます。

また、健康管理の充実や母子保健事業の質の向上等を図るため、国の動向を踏まえつつ、妊婦健診や乳幼児健診等母子保健事業についてデジタル化の促進に取り組めます。

③ 「健やか親子おきなわ21」を通じた普及啓発

成育過程にある子どもやその保護者並びに妊産婦に対し、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野で必要な成育医療等を切れ目なく提供するため、「沖縄県成育医療計画（仮称）」に基づき、県民運動として、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現に向けて関係機関・団体一体となって「健やか親子おきなわ21」に取り組むとともに、周産期医療や小児医療等の体制の充実、妊産婦や子どもに対する保健施策の推進に取り組めます。

また、学校において、中学校ではこれからの生活を展望した現在の生活、高校では生涯を見通した生活を見据え、保育所、幼稚園等への訪問や幼児ふれあい体験等の機会を創出する等、子育てに温かい社会づくり・気運の醸成を図ります。

④ 特定妊婦等への支援

支援を要する妊産婦が安心して出産し、また、出産後に母子家庭となり、地域で自立を目指す家庭が、自立と安定した生活に向けて総合的な支援が受けることができるよう、母子生活支援施設の設置の促進及び広域利用化を図るとともに、宿泊型居場所の設置に取り組めます。

また、民間アパートを活用したひとり親家庭への総合的な生活支援等については、拠点事務所を中心とした取組の充実を図るとともに、その成果を踏

まえ、関係市における類似事業の実施促進等に取り組みます。

イ 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

慢性疾病や難病を抱えるこども・若者の育成環境を確保するため、こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進するために医療費助成等の支援を行います。

また、治療が長期にわたる小児がん等の特定疾病については、患者家族の医療費自己負担の一部を助成し、経済的負担の軽減に取り組むとともに、専門性のある相談窓口を設置し、難病患者及びその家族の安定した療養生活の確保に取り組めます。

(4) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

障害児の成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるためには、こどものライフステージに対応した切れ目のない、きめ細かな支援を提供することが必要です。そのため、福祉サービスの提供体制の確保のみならず、保健・医療・福祉・教育が密に連携し、できるだけ早期に障害を発見し、適切に対応することに加え、こどもの成長に応じて、療育や教育等に関わる機関が変化する場合においても、関係機関が連携を図り支援を継続していく体制の構築を進めていきます。

このため、次に掲げる施策を推進します。

ア 障害児支援・医療的ケア児等への支援

① 地域社会への参加・包容の推進、将来の自立・社会参加

障害者を含むすべての人が自由に社会参加できる地域社会を実現するため、福祉のまちづくりに寄与する事例の表彰や障害者への理解促進のための啓発活動を行い、関係機関と地域社会の共通理解と協力体制の整備等に取り組めます。

また、障害を理由とする差別の解消を図るため、広域相談専門員の配置や市町村相談員との連携体制を構築するなど、障害者の権利擁護を推進します。

さらに、発達障害に関する正しい知識と理解に向けた普及啓発については、世界自閉症啓発デーや発達障害啓発週間について全県的な取組を推進します。

② 障害や発達の特性の早期発見・把握

発達障害等は、早期に把握し、適切な支援につなげることがその後の発達や生活適応に大きな影響を及ぼし、特に5歳頃は個々の発達の特性が認知されやすい時期となっていることから、1歳6か月児健診及び3歳児健診に加え、5歳児健診に係る市町村の取組を促進するとともに、関係団体と連携しながら5歳児健診を担当する医師や心理士の確保に努めます。

また、健診実施後から就学前までに必要な支援につなげることができるよ

う、関係機関とも連携しながら保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者が連携したフォローアップ体制を整備します。

③ 地域における支援体制の強化による個々の状況に応じた質の高い支援

障害児及びその家族が、身近な地域で必要な時に適切な障害福祉サービスが利用できるよう市町村と連携を図り、支援施策を推進するとともに、支援する事業所及び支援員のスキルの向上を図り、障害児及びその保護者等が安心して生活できるよう、様々な支援に取り組みます。

また、障害児等療育支援において、事業効果、課題、改善策等について関係者とともに調査・検討し、人材の活用・育成・確保・サービスの開発、実施施設と地域の関係機関との連携の強化、地域での療育機能の充実、県全体の療育機能との重層的な連携といった方向性で事業のあり方を検討し、その結果を事業実施において反映させていきます。

さらに、保育所や幼稚園、放課後児童クラブ等における発達障害児を含む障害児の受け入れを支援するため、看護師や支援員の配置等に係る財政的支援を行うとともに、保育所等職員の療育技術の向上や、特別な配慮を必要とするこどもに対する理解醸成のための研修の実施等、保育所等や家庭との連携促進に向けた取組を実施します。

加えて、市町村においては地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、児童発達支援センター等を設置し、支援体制を整備する必要がある、県においては市町村を包括する広域的な見地から市町村をサポートすることで、設置促進に取り組みます。

発達障害児への支援については、当事者やその家族、関係機関に対する専門的情報の提供及び支援手法の提供に努め、発達障害についての適切な情報の周知を推進するため、支援を総合的に行う沖縄県発達障害者支援センターを拠点に、ライフステージに対応した支援を行えるよう、支援体制整備や人材育成のほか、個別支援ファイルの普及に取り組みます。

また、発達障害児及び保護者等が身近な地域で必要な支援が受けられるよう市町村等と連携し、医療・保健・福祉・教育・労働等の各分野の関係機関と協力し、地域支援体制の強化に取り組みます。

さらに、地域で発達障害の診療ができる医療機関の情報を提供し、スムーズに医療機関を受診できるよう支援するとともに、医療機関従業者向けの研修の実施等を通して、人材育成及び専門性の向上を図ります。

加えて、沖縄県発達障害児（者）支援機関連絡会議において、発達障害児に対する支援施策の進捗状況の確認や課題への対応策を協議し、支援施策を推進します。

④ 専門的支援が必要なこどもへの支援の強化

医療的ケア児が身近な地域で適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野が共通の理解に基づき協働する総

1 合的な支援体制を構築することが重要であることから県及び各圏域において
2 は、関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、支援体制の構築に向
3 けて取り組みます。なお、市町村における協議の場の設置については、早期
4 設置が図られるよう市町村と連携を図ります。

5 また、医療的ケア児及びその家族等を総合的に支援する沖縄県医療的ケア
6 児支援センターを拠点として、相談支援や情報提供、関係機関との連絡調整
7 等に取り組むほか、総合的な支援体制の構築に向けて、すべての市町村にコ
8 ーディネーターの配置を促進するとともに、コーディネーターの質の向上に
9 取り組みます。

10 さらに、保育所等において医療的ケア児の受入を可能とするための体制を
11 整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上に努めるため、市町村において
12 医療的ケアに関する技能及び経験を有する保育士・看護師を配置し、保育所
13 等への支援・助言や喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市町村におけ
14 る医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインの策定を促進します。

15
16 聴覚障害児を含む難聴児の支援にあたっては、保健、医療、教育等の関係
17 機関との連携は重要であり、県は、児童発達支援センターや特別支援学校
18 （聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確
19 保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための
20 協議会の設置など、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実に努め
21 ます。

22 また、聴覚障害児が円滑に社会生活を営むことができるよう沖縄聴覚障害
23 者情報センターへの手話通訳者の配置や各種研修事業を通した県内手話通訳
24 者・要約筆記者の養成に取り組むとともに、市町村における手話通訳者の設
25 置を促進します。

26 ⑤ インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組の推進

27 沖縄県特別支援教育推進計画を踏まえ、インクルーシブ教育システム構築
28 のための特別支援教育の推進に向けて、連続性のある多様な学びの場を踏ま
29 えた就学支援、個に応じた指導や支援が図られるよう、乳幼児期から学校卒
30 業後までを通じて一貫して的確な支援を行うための個別的教育支援計画の作
31 成と活用、交流及び共同学習の推進、教職員の専門性の向上、特別支援教育
32 コーディネーターの養成等に取り組むとともに、特別支援学校においては、
33 地域のセンター的機能の充実に努めます。

34 ⑥ 障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実

35
36 障害のあるこどもに対して、小学校の早い段階からの適切な対応と個別の
37 学習支援など、きめ細かな指導を促進するとともに、医療的ケアを必要とす
38 るこどもの安全・安心な学習環境づくりを推進します。

39 また、障害者等を含めて、国内外の優れた文化芸術を鑑賞できる機会を拡
40 充し、文化創造活動の尊さや芸術の感動を体感できる環境づくりに取り組む
41

とともに、こころの芸術・文化フェスティバル、身体障害者福祉展等の開催を通して、青少年や障害者等の文化活動の活性化に取り組みます。

⑦ 思春期支援から一般就労等への円滑な接続

障害のあるこどもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、小・中学校、高等学校に準じた確かな学力の定着を図るとともに、教育課程の充実によりキャリア教育と就労支援を推進します。

また、企業や民間教育訓練機関等を活用し、就職を希望する障害者等への訓練の充実に取り組むほか、それぞれの特性に応じて、最も適した働く場へ円滑に移行し、安定して働き続けることができるように就労支援の充実を図り、障害者の職業的自立と雇用の促進に取り組むとともに、農福連携の推進など、障害者の工賃・賃金向上に取り組みます。

さらに、障害者雇用の促進については、関係機関等と連携しながら、企業開拓や定着支援を行うとともに、障害者雇用に関する情報提供や意識啓発、理解促進等を図るなど、障害者が安心して働くことができる環境づくりに取り組みます。

⑧ 保護者やきょうだいへの支援

障害者やその家族、若い世代の介護者（ヤングケアラー）の社会的孤立を防ぐため、専門的なサービスや定期的な訪問等支援に迅速かつ適切につながるよう、市町村や各関係機関と課題等を共有し、地域生活支援拠点等の整備や、相談支援専門員の資質向上、障害福祉サービス制度の周知等に取り組みます。

また、発達障害のあるこどもの保護者や家族への支援を行うにあたっては、当事者会・親の会との連携を図りつつ、相談、情報提供及び助言等、身近な市町村での取組が重要になるため、ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニングの講師や指導者を養成するとともに、その実施体制づくりや、保護者や家族等に対する支援について助言を行い、地域での体制整備を促していきます。

さらに、常時介護や医療的ケアが必要な障害児等について、在宅で介護を行う家族の負担を軽減し、安心して生活ができるよう、相談・訪問支援、レスパイト支援等の充実に努めます。

(5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

こどもは、一人の人間として、また、自由かつ独立の人格を持った権利の主体として尊重され、最善の利益が考慮されなければならない本県の将来を担う大切な存在です。こどもの権利を侵害する虐待は、こどもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、決して許されるものではなく、また、虐待を受けたこどもや様々な事情で親の養育を受けることができない社会的養護の下にあるこどもは、健全な育成を保障される必要があります。さらに、家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、年齢や成長の度合いに見合わない

1 い重い責任や負担を負っているヤングケアラーについては、早期に発見し、支援
2 につなげる必要があります。

3 このため、児童虐待防止対策と社会的養護の更なる強化、社会的養護を必要と
4 するこども・若者に対する支援及びヤングケアラーへの支援に取り組みます。

6 ア 児童虐待防止対策と社会的養護の更なる強化

7 児童虐待を防止するため、人員体制の拡充や関係機関の連携体制の強化な
8 ど、支援体制の構築を図るとともに、虐待により社会的養護の下に置かれるこ
9 ととなったこどもの権利を擁護するため、次に掲げる施策を推進します。

11 ① 子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化

12 子育てに困難を抱える世帯を早期に把握し、支援につなげることで養育環
13 境を整え、虐待リスク等の増加を未然に防ぐため、訪問支援員等が子育て家
14 庭を訪問し、家事支援や養育支援、子育てに関する相談・助言等、必要な支
15 援につなげる取組を促進します。

16 また、子育てに困難を抱える世帯で、より専門的な支援が必要な世帯への
17 支援体制を構築するため、児童相談所、福祉事務所、保健、医療、教育、警
18 察等の関係機関との連携を図ります。

19 さらに、児童虐待の未然防止を図るため、保護者が様々な事情で一時的に
20 こどもを養育することが困難になった場合やこども自身が一時的に保護者と
21 離れることを希望する場合に、保護者に代わって一時的にこどもを預かり養
22 育する事業（子育て短期支援事業）の積極的な実施に向けて市町村へ事業内
23 容の周知や助言等の支援に取り組みます。

25 ② こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等との連携による虐待予 26 防の取組強化

27 虐待の未然防止と早期発見に向けては、市町村の要保護児童対策地域協議
28 会や、こども家庭センターの役割が重要であり、すべての妊産婦、子育て世
29 帯、こどもへ一体的に相談支援を行う体制を整備するため、市町村における
30 こども家庭センターの設置を促進します。

31 また、児童相談所に市町村支援担当児童福祉司を配置し、要保護児童対策
32 地域協議会の支援の充実を図るとともに、市町村と児童相談所職員との人事
33 交流や研修を行い、連携の強化や市町村の児童相談窓口担当職員の資質向上
34 に取り組みます。

35 さらに、児童虐待問題は社会全体で解決すべき問題であり、こどもや保護
36 者に関わる関係機関及び県民に対して児童虐待に関する理解を深める必要が
37 あることから、こどもの教育・支援に関わるすべての職員への研修等の充実
38 に取り組むとともに、毎年11月のこどもまんなか月間「オレンジリボン・児
39 童虐待防止推進キャンペーン」を中心に、様々な機会を通して広く県民へ周
40 知する取組を推進します。

41 併せて、ドメスティックバイオレンス（DV）が存在する家庭のこどもに

関しては、こどもに直接暴力が振るわれていない場合であっても、心理的虐待を受けている可能性が考えられるため、関係機関職員の研修等で周知を図ることで、児童虐待の未然防止及び早期発見につなげていきます。

③ 児童虐待防止対策等の更なる強化

児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、児童福祉司及び児童心理司の増員などによる児童相談所を中心とした相談支援体制並びに専門性の強化、機能の充実等に努めるとともに、市町村及び福祉・保健・医療・教育・警察等の関係機関との更なる連携強化に取り組んでいきます。

また、児童虐待に係る相談対応件数の増加に伴い、児童相談所の更なる体制強化が課題となっていることから、今後のあり方について検討していきます。

④ 一時保護所の環境改善、権利擁護の推進

一時保護所に入所したこどもの安心と安全の確保を図るため、一時保護所の職員に対し、こどもの権利擁護に対する意識の涵養及び適切な対応やケアの実施を目的とした研修を行います。

また、障害や医療的ケアが必要なこどもの受入体制の整備や、国籍、文化、宗教等による食習慣及び日課の違い等の尊重、学校への通学の実施など、こども一人ひとりの状況に合わせた適切な対応を行います。

さらに、児童相談所における適切な一時保護の実施を図るため、一時保護の際にこどもの意見又は意向を尊重し、こどもの最善の利益を考慮した上で措置や委託等を行うよう職員の意識向上を図るほか、意見表明等支援員（アドボケート）が定期的に一時保護所を訪問し、こどもと関係性を築き、こどもの立場に立ってこどもの権利を守るために、こどもの意見形成を支援するとともに、こどもが意見表明する支援体制を構築していきます。

⑤ 親子関係の再構築支援の推進

虐待を行った親と虐待を受けたこどもがその相互の肯定的つながりを主体的に築いていけるよう、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築を目的としたグループワークや個別カウンセリング等を実施します。

⑥ 性被害の被害者となったこどもの精神的・身体的な負担軽減の推進

沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターにおいては、性暴力被害者に対し、被害直後からの総合的支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等心理的支援、捜査関連の支援法的支援等）を可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害者の潜在化防止に取り組めます。

また、性暴力被害者の心情に配慮しつつ、関係団体が相互に連携し、継続的な支援と二次被害の防止に取り組むとともに、性暴力被害者支援を行う関

係機関の従事者に対し、被害に遭われた方の心情や適切な対応等について理解を深め、被害者が安心して相談できる支援体制の構築ができるよう研修を実施します。

さらに、児童相談所においては、性被害を受けたこどもの心理的な負担を軽減し、誘導等のない状況で自発的な証言を聞き取るため、検察、警察と連携し、被害確認面接の実施に取り組むとともに、児童相談所職員に対して研修を行い、被害確認面接を実施できる職員を養成していきます。

⑦ こども家庭福祉分野における人材、体制の強化

こどもの発達と養育環境等のこどもを取り巻く環境を理解し、こどもや家庭への支援の専門性向上を図るため、「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得のための研修の受講を支援するとともに、児童相談所等への資格取得者の配置促進に取り組みます。

また、児童相談所で任用された児童福祉司やスーパーバイザー、市町村の要保護児童対策調整機関職員に対する法定研修や、外部機関が行う研修等を継続して受講することで、それぞれの業務で求められる知識や技能を習得するとともに、こども権利擁護に関する意識の定着を図るなど、さらなる専門性の確保や相談援助技術の向上に努めていきます。

さらに、児童相談所の業務の効率化及び職員の負担軽減のために、児童相談システムの改修やタブレット端末等を活用した相談対応、関係機関とのオンライン会議等、児童相談業務のICT化を進めていきます。

併せて、虐待によって児童がその心身に重大な被害を受ける事例が生じないよう、重大事例の検証と再発防止に向けた取組を進めます。

イ 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

社会的養護の下にあるすべてのこども・若者が、幸せを実感しながら成長できるよう、家庭と同様の養育環境を整備するとともに、自立へとつながるよう、次に掲げる施策を推進します。

① 養育環境の改善、養子縁組の支援

社会的養育の下で生活しているこどもが家庭復帰出来るよう、児童相談所や関係機関の連携のもと、養育環境の改善や親子関係修復のための支援に取り組めます。

また、家庭での養育が困難な場合には、親族等による養育への移行や、必要に応じて特別養子縁組を検討し、支援に取り組めます。

さらに、養子縁組については、民間の養子縁組あっせん機関の増加に取り組むとともに、その運営を支援します。

② 里親やファミリーホームの確保・充実

家庭での養育が困難なこどもが、できる限り家庭と同様の養育環境において、安定した人間関係の下で生活出来るよう、里親やファミリーホームの確

保及び支援体制の充実を図るとともに、未委託里親の活用を促進し、里親委託率の向上を目指します。

また、里親支援センターを設置し、児童相談所や里親会、児童家庭支援センター等と連携の上、里親等の新規開拓、研修・トレーニング、相談支援、相互交流等の包括的な支援を行います。

③ 児童養護施設等の小規模化・地域分散化、多機能化・高機能化の推進

社会的養護を要するこどもの状況や特性等を踏まえたきめ細やかな支援が行えるよう、児童養護施設等における小規模化・地域分散化等を図るため、各施設が策定する人材確保や施設整備等の計画（高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化計画）及び沖縄県社会的養育推進計画に沿い、施設の移行を促進していきます。

また、児童養護施設等の多機能化・高機能化を図るため、施設整備、人材確保、職員の専門性向上に資する研修体制の整備に取り組みます。

さらに、心理的・精神的問題を抱えるこどもに対しては、生活支援を基盤とした心理治療を行う、児童心理治療施設による専門的な支援体制の構築及び強化を図ります。

併せて、家庭及び地域支援体制の構築を図るため、児童相談所の補完的役割を果たす児童家庭支援センターにおいて、こどもに関わる関係者からの相談、技術的助言、里親家庭等への支援を行います。

加えて、母子を保護し自立促進に向けた各種支援を行う母子生活支援施設の設置を促進するとともに、広域利用等のニーズに対応できるよう市町村等との連携体制の構築を図ります。

このほか、児童養護施設等の入所児童の健全な育成及び安全・安心な生活環境の確保を図るため、施設の老朽化に対する設備整備や施設改修・改築等を支援します。

④ 社会的養護の下にあるこどもの権利保障やこどもの意見の尊重

社会的養護の下で生活するこどもの最善の利益を優先した養育を推進するため、こどもが健やかに成長することができる社会の実現に資する取組を推進するとともに、こどもの権利擁護に向けた環境を整備するため、児童相談所や児童養護施設等に意見表明等支援員（アドボケイト）が、定期的に訪問すること等により、こどもと関係性を築き、こどもの立場に立ってこどもの権利を守るために、こどもの意見形成を支援するとともに、こどもが意見表明する支援体制を構築していきます。

また、国が示す施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組を推進するとともに、児童相談所業務の質の向上を図るため、第三者評価の受審を進めていきます。

さらに、こどもからの相談や関係者からの通告等により、被措置児童等虐待を覚知した際には国のガイドラインに基づき、適切な対応を取ることができる体制の整備に取り組みます。

⑤ 社会的養護経験者の自立支援の推進

児童養護施設等を退所する者及び里親委託を解除される者（以下「退所者」という。）が、退所までに生活に必要な基本的な知識と経験が得られるよう、自立に向けた支援体制の整備に取り組むとともに、退所後においても、退所者への就労及び自立に関する相談支援体制を拡充するなど、社会につながりを持ち、個々のペースで自立していけるようにするための継続的な支援に取り組めます。

また、退所者の安定した生活基盤の構築及び円滑な自立を支援するため、運転免許費用の助成や、給付型奨学金制度の充実、進学後も学業に専念できるよう生活や就学に関する相談支援、生活費等の貸付、アパートの賃貸借契約における身元保証人の確保等に取り組めます。

さらに、継続した支援が必要と認められる退所者に対する措置延長の実施や、自立援助ホーム等において実施する児童自立生活援助事業等の活用など、退所者のアフターケアを推進します。

併せて、虐待経験等の要保護性がありながらもこれまで公的支援につながらず、社会的養護の経験がない若者等については、様々な逆境体験を経験しており、放置することで健全な育成に影響を及ぼすこともあり得るため、各種支援の対象として位置付け、それぞれの若者等に応じた支援に取り組めます。

ウ ヤングケアラーへの支援

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者、いわゆるヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことから、関係機関職員向け研修や、ヤングケアラー・コーディネーターの配置促進、SNSを活用した相談窓口の設置等に取り組むとともに、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携し、早期発見・把握に努め、こどもの意向に寄り添いながら適切な支援への円滑なつなぎや、普及啓発、市町村等との役割分担・連携等の強化に取り組めます。

また、ヤングケアラー等困難を抱えるこどもまたは家庭を訪問し、家庭の状況に応じたアウトリーチを行い、必要な支援につなぐための寄り添い支援に取り組めます。

さらに、ヤングケアラーを含む困難を抱えるこども・若者に対し、各関係機関が連携し、効果的かつ円滑な支援を図るため、市町村へのこども・若者支援地域協議会の設置を促進するとともに要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。

(6) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

こども・若者が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、様々な形態で表出するものであり、支援が必要でも自覚できないなど、SOSを発すること自体が困難といった課題があるほか、SOSを発しても周囲が受け取

れていないことがあります。そのため、地域における関係団体等が連携し、こどもの声を傾聴し、寄り添う支援を届ける必要があります。

また、子ども・若者にとっての良好な成育環境を脅かす危険や犯罪等から身を守り、安全・安心な環境を整備するとともに、自らと他者の安全を守ることができるよう、安全や人権に係る教育と普及啓発が重要となります。

このため、子ども・若者の自殺対策、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、子ども・若者の性犯罪・性暴力対策、犯罪被害・事故・災害から子どもを守る環境整備、非行防止・自立支援に取り組みます。

ア 子ども・若者の自殺対策

子ども・若者が誰も自殺に追い込まれることのないよう、予防のための教育、自殺リスクの早期発見、相談体制の強化など、生きることの包括的な支援を行うため、次に掲げる施策を推進します。

① 自殺総合対策大綱に基づく取組の着実な推進

地域における自殺対策力の強化を図るため、地方公共団体、関係団体、民間団体等における様々な分野の生きる支援の施策等との連携を図り、自殺に追い込まれようとしている人の様々なニーズに応じたきめ細かな相談支援等に取り組みます。

② 自殺予防対策の推進、リスクの早期発見

いじめ、暴力行為、不登校等の問題に適切に対応するため、スクールカウンセラー等の配置・活用や、こどもがいつでも不安や悩みを打ち明けられる24時間こどもSOSダイヤル、SNSを活用した相談体制等の充実を推進するとともに、1人1台端末の活用による健康観察での自殺予兆の把握を行い、適切な支援を行うため、子ども若者みらい相談プラザ sorae、地域若者サポートステーションと連携し、切れ目のない支援体制の構築、個別的・継続的な支援を行います。

また、健康づくり副読本「こころのタネ」の活用をはじめ、自分や周りの人が困難・ストレスに直面した時の対処方法を身につける等、自分のSOSに気づき発信する方法や周りのSOSの受け止め方に関する教育の推進に取り組みます。

さらに、こどもの内面を理解して適切な対応や指導を行うため、またこどもの自殺の危険因子等の共通理解を促すため、ゲートキーパー養成講座等、教職員等に対する研修や普及啓発等を行うとともに、こどもの自殺防止及び学校現場の負担軽減並びに地域の自殺対策力の向上を図るため、学校側から

の支援要請に応じて、専門家からのリスクの見極めや地域社会資源等とのつなぎについて助言を受けられる体制を整備します。

③ 遺されたこどもへの支援

こどもの継続的な心のケアのためのスクールカウンセラー等の配置や教職員等への研修、自死遺児の一時保護や社会的養護のための施設を整備し、自死遺族が回復するための支援体制の整備に取り組みます。

イ こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

社会の情報化が進展するなか、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用し、情報発信を適切に行うことができるよう、携帯電話等のインターネットの適切な利用の普及に努め、有害情報やSNS等による性被害から青少年を守るとともに、出会い系サイト規制法・青少年インターネット環境整備法等の周知を図るため、広報啓発活動を推進します。

また、SNS等による青少年の被害実態を的確に把握し、相談活動を推進するとともに、パソコンや携帯電話等の機器では、フィルタリングを利用するなどして、SNS等に絡む性被害などを防止します。

さらに、こどもが安全に安心してインターネットを利用できるよう、各種研修会等においてインターネットの適切な利用に関する情報提供を行うとともに、「親の学びあい」プログラムの実施促進を通して、家庭におけるネットリテラシー教育を推進します。

ウ こども・若者に対する性犯罪・性暴力対策

こども・若者に対する性犯罪・性暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為であり、どのような状況であっても性被害はあってはならないとの認識の下、被害当事者への支援のほか、相談しやすい環境の整備や、安全教育など、次に掲げる施策を推進します。

① 被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等

沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターにおいて、性暴力被害者に対し、被害直後からの総合的支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等心理的支援、捜査関連の支援法的支援等）を可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図ります。

また、警察への届出の促進・被害者の潜在化防止に取り組むほか、相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進するとともに、地域における支援体制の充実のための取組を推進します。

② 学校や保育所等における生命（いのち）の安全教育

生命（いのち）の安全教育として「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の「教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防」の一環として、こどもを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」の推進に取り組みます。

③ こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の導入

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認（日本版DBS）の導入に向けて、国における議論を踏まえ、県警本部等との連携強化を図り、こどもの安全の確保をより確実なものとするよう、こども・子育て関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みやガイドラインの制定を行うなど、市町村等と連携して取り組みます。

また、導入された場合においては、関係法令の規定に基づき学校の教員や児童福祉施設に従事する保育士等について犯罪事実確認を行い、こどもを対象とする性暴力等を行うおそれがある教員や保育士等が教育、保育等の業務に従事することがないように適切な配置を行います。

エ 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

こどもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況となることを未然に防ぎ、こどもの安全を確保するため、次に掲げる施策を推進します。

① 有害環境対策の推進

興行場、遊戯場、カラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェ、漫画喫茶等への立入指導を実施するとともに、自動販売機・貸出機（酒、たばこ、有害図書、有害ビデオ等）設置者に対する自主規制を要請します。

また、有害図書、有害ビデオ等について、青少年に対する販売、配布、交換、貸与・閲覧の防止に取り組むとともに、事業者に対し、刃物などの有害機器類等の自主規制を要請します。

さらに、危険ドラッグ等の薬物による健康被害や事故等を未然に防止するため、薬物乱用防止教室や「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等を通じて、薬物の危険性や違法性に関する知識の普及啓発を図るとともに、タバコやアルコール等のゲートウェイドラッグに関し、家庭におけるこどもの面前での喫煙、飲酒に対する影響を認識するよう家庭教育の推進を図ります。また、関係機関に対し、特定商取引法に基づく危険ドラッグ等の通信販売サイトの情報提

供を行います。

② 地域安全対策、交通安全対策の推進

地域安全対策については、犯罪情勢に即した県民への情報提供及び啓発活動のほか、地域の主体的な参画による自主ボランティア団体の活性化と支援、関係機関と連携した防犯ネットワークの整備など犯罪の防止活動に取り組みます。

また、こどもの通行の安全を確保するため、通学路等における歩道整備や、交通安全施設整備を推進するほか、生活道路において人優先の考えの下、「ゾーン30」等の車両速度の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進します。

③ 安全教育の推進、犯罪被害者等への支援

こども・若者自身が、犯罪被害、自然災害、交通事故等の危険から自分や周囲の人の身を守る能力を身につけられるよう、学校安全研修会等の開催や学校安全指導者の養成等により、生活安全・交通安全・災害安全等の安全教育の推進に取り組みます。

また、犯罪被害者等基本法に基づく支援の拡充を含め、沖縄県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等が抱える精神的、身体的、経済的被害等の困難な状況の負担軽減及び早期被害回復に向けて、国、県、市町村、民間支援団体、その他犯罪被害者等への支援に関係する機関と連携し、効果的な支援施策の充実に取り組むほか、支援内容等に関する広報啓発活動を推進し、犯罪被害者等の人権を尊重し、権利の保護に取り組みます。

④ 非常災害対策

災害対策において配慮を要する幼児教育施設においては、災害発生時の避難に当たって施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会との連携が図られ、災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりを行う必要があるため、市町村における地域防災計画において関係団体の対応や連携・協力方法を定めるよう取り組みます。

また、児童生徒等の安全を確保するため、学校安全計画に基づき、発達段階に応じた防災教育に取り組むほか、学校や児童生徒等の実態、地域の実態等を考慮した学校独自の危機管理マニュアルの策定と見直し改善により、実効性のある防災対策に取り組みます。

オ 非行防止・自立支援

社会全体として非行や犯罪に係るこども・若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図りつつ、関係機関等が連携した非行防止や自立支援のため、次に掲げる施策を推進します。

① 非行防止、非行等に及んだこども・若者や家族への相談支援、自立支援

県内に居住する犯罪行為等で検挙された少年や飲酒・深夜はいかい等の不良行為により補導された少年とその保護者等に対し、継続的な面接による助言・指導等を実施するほか、非行防止教室を通じた少年の規範意識の向上や、スクールサポーターや少年警察ボランティア等と連携した学習支援、就業支援、スポーツや農業体験などを通じた少年の立ち直り支援活動、少年の健全育成に向けた社会気運の醸成等に取り組みます。

また、国、市町村、民間企業等関係機関と連携のうえ、「青少年の非行防止」県民一斉行動を推進し、青少年の非行・被害防止対策と安全・安心なまちづくりに向けた普及啓発を図るとともに、県民一体となって青少年による非行の未然防止に取り組む気運の醸成を図ります。

さらに、非行・犯罪に及んだこども・若者の再犯防止に向けては、不安定な就労が課題であり、就業の機会を確保し、生活基盤を安定させることが重要であることから、長期未就労、コミュニケーション難などの様々な困難に直面し、本人の力だけでは個々の支援策を的確に活用して自立することが難しい求職者に対しては、専門の相談員が個別的・継続的な支援を行い、協力企業と連携して、相談者の就業につなげる取組を行うとともに、一定の住居を持たない生活困窮者に対しては、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類等日常生活を営むに必要な物資の貸与又は提供を行います。

② 矯正教育や自立支援、就業支援の充実

沖縄少年院及び沖縄女子学園においては、矯正教育として、就業に必要な知識及び技能の習得のための職業指導や、有用な資格の取得を目指す講座の実施、就業支援スタッフを配置し、在院者に就業に関する助言や指導を個別に行うほか、出院までに就業先が内定できるよう、[少年院退所後等の保護観察期間中も含め](#)、ハローワーク、コレワーク、保護観察所、就労支援事業者機構等と連携した就業支援に取り組みます。

また、更生保護施設においては、生活や就業に関するアドバイスを行うほか、社会生活技能訓練（Social Skills Training）で困難に直面した場合の対処法を身につける訓練や、退所後の一人暮らしを見据えた料理教室を実施する等の自立支援に取り組みます。

さらに、保護観察期間中及び終了後も、保護観察後の生活困窮者に対し、生活困窮者就労準備支援事業等を実施し、社会との関わりに不安を抱えている等の理由で就労に向けた準備が整っていない者に対して、生活習慣の見直しを含む訓練や、就労体験を受け入れる企業の開拓等に取り組むとともに、就労訓練を行う民間事業所等の掘り起こしや、生活困窮者とのマッチング、利用後の支援に取り組みます。

③ 保護観察対象となったこども・若者に対する処遇の強化

那覇保護観察所においては、保護観察中の中学生や高校生が在学する学校と連携するとともに、保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム及び飲酒運転防止プログラムの実施や、少年、女性、知的・精神障害、薬物問題、交通違反など様々な特性に応じた個別処遇を行うなど再犯防止に取り組みます。

④ 非行や犯罪に及んだこども・若者を見守る社会気運の向上

犯罪や非行に及んだこども・若者が、地域社会において孤立することなく更生するためには、地域の理解が重要であることから、「社会を明るくする運動」など、保護司、更生保護女性会、BBS（Big Brothers and Sisters：非行防止活動を行う青年ボランティア）、協力雇用主等の更生保護関係者のみならず、国・県・市町村が一体となって行う運動等への県民参加を通じて、犯罪や非行に及んだこども・若者の更生等に対する県民の理解醸成に取り組めます。

2 ライフステージ別の重要施策

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であるとともに、この時期への社会的投資が次代の社会の在り方を大きく左右するため、社会全体にとっても極めて重要な時期です。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要です。乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりのこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができる環境が必要です。

このため、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保、こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と「遊び」の充実に取り組みます。

ア 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療体制を確保し、安心して妊娠、出産、子育てができる環境を整備するとともに、必要に応じて適切な支援につなげる体制を整備するため、次に掲げる施策を推進します。

① こども家庭センターによる切れ目のない支援

母子保健と児童福祉両機能の連携により、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進やこどもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく行う

「市町村こども家庭センター」の設置促進を図るとともに、市町村の取組を促進するため、同センターにおいて中核的役割を担う統括支援員やこども家庭支援員等専門職の確保及び人材育成について、市町村と連携して取り組みます。

② 妊娠・出産に関する相談体制及び経済的支援等

市町村において、公費負担による定期的な妊婦健康診査の受診を促進するとともに、こども家庭センター等において母子手帳交付時等に、妊婦に対する保健指導やハイリスク妊婦へのフォローアップ支援を行うなど、妊娠中における母体の健康の保持増進を図ります。

沖縄県女性健康支援センターにおいては、安心して出産・妊娠できるよう妊娠中の体の変調や出産後に対する不安など、妊婦が抱える悩みに対する相談支援を行うとともに、関係機関と連携し、対象者への情報提供に取り組みます。

また、こどもを望む夫婦に対しては、沖縄県不妊・不育専門相談センターにおける相談支援を行うとともに、適正な治療等を受けられるよう、先進医療に係る治療費用の一部助成を行うなど、精神的、経済的負担の軽減を図ります。

さらに、居住する離島や近隣の地域に分娩取扱施設等が無く、遠方の医療機関で不妊治療や妊婦健診、出産をせざるを得ない妊婦等に対しては、通院や出産待機等に係る交通費や宿泊費を助成し、適切な医療等を受ける機会を確保します。

③ 地域の周産期医療体制の確保、医療と母子保健との連携推進

周産期保健医療協議会及び周産期医療関係者研修会を開催するとともに、周産期母子医療センターへ支援を行うなど、周産期医療体制の充実強化を図ります。

また、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭や、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭の適切な養育を支援するため、保健師等が家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うほか、乳幼児及びその保護者等の心身の状態及び養育環境を把握し、養育についての相談、助言等を行う市町村の取組を支援するとともに、訪問支援者等が養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、適切な支援につなげるスキルを向上させるため、訪問支援者等に対する研修の充実を図ります。

さらに、民生委員・児童委員は、市町村の区域に置かれ、地域のこどもが元気に安心して暮らせるように、こどもを見守り、子育ての不安など、ライフステージの時期や課題を問わず多岐にわたる相談・援助等を行うことから、民生委員・児童委員が、支援を必要とする児童や妊産婦を発見又は情報を入手した場合には、関係機関と連携し、その生活及び取り巻く環境を適切に把握するとともに、ニーズに応じた福祉サービスの情報提供、その他の相談・支援を行います。

④ 若年妊産婦等への支援

若年妊産婦を含む妊娠・出産期に困難を抱える保護者に対する支援の充実を図り、安定した生活基盤の構築及び自立の支援に取り組みます。

このため、生活困窮世帯又は生活困窮に陥るおそれのある若年妊産婦及びその配偶者が安定した生活を営み自立できるよう、市町村等と連携のうえ、妊娠中から専門的かつ継続的な個別支援を行う居場所等を設置し、出産・育児に関する相談・指導、就学や就業を含め、ライフプランに関する支援等に取り組みます。

また、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、アウトリーチやSNS等を活用した相談支援に取り組みます。

⑤ 乳幼児が抱える疾病や障害の早期発見及び養育環境の把握

乳幼児健康診査については、1歳6か月児、3歳児の法定健診に加え、1か月児及び5歳児健診についても、市町村において速やかに実施できるよう関係団体等と連携し環境整備に取り組みます。

また、乳幼児健康診査の結果や未受診の状況を踏まえ、市町村において、訪問等により家庭の状況を把握し、受診の勧奨及び必要な支援につなげるとともに、県においては、問診内容やリスク判断方法等、効果的な対応方法に係る市町村担当者向け研修を実施します。

さらに、先天性代謝異常や聴覚障害、弱視等の早期発見・早期治療が図られるよう、新生児マススクリーニング検査の対象疾患の拡充や、公費負担による新生児聴覚検査の実施、視覚検査に係る機器の充実に取り組みます。

イ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と「遊び」の充実

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、こどもの成長を切れ目なく保証するため、次に掲げる施策を推進します。

① 幼児期までのこどもの育ちに係る取組推進

こどもの日々の成長において、家庭は親子間の信頼関係や愛着形成を通じた心身の基盤の形成、地域社会は様々な人々との交流や自然との触れ合い等の体験の場、保育所等は集団行動を通して社会・文化・自然などに触れ保育者等に支えられながら豊かさに出会う場となっており、この家庭・地域社会・保育所等の間で、幼児の生活は連続的に営まれており、関係者間で連携が図られ、幼児への教育が全体として豊かなものになってはじめて、幼児の

1 健やかな成長が保障されます。

2 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸
3 成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一
4 人ひとりのこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯
5 定感をもって成長することができるよう、保護者ニーズを踏まえつつ保育所
6 や認定こども園、幼稚園、地域型保育事業など地域の実情に応じた育ちの場
7 を確保し、こどもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育を提供しま
8 す。

9 10 ② 多様な保育ニーズへの対応

11 誰もが安心して子育てできる環境を整備するためには、共働き家庭だけで
12 なく、様々な家庭の状況や地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実を
13 図る必要があります。

14 市町村においては、すべての家庭が安心して子育てできるよう、夜間保育
15 や延長保育、一時預かり、病児保育、放課後児童クラブの他、保護者の疾病
16 等により家庭において養育が一時的に困難となった場合における一定期間の
17 預かりを行う子育て短期支援事業や、学校等までの送迎や一時的な預かり等
18 を行うファミリー・サポート・センター事業など、地域資源を最大限活用
19 し、子育て世帯のニーズや地域の実情に応じた各種事業を展開します。

20 21 ③ 未就園児への支援

22 乳幼児期は、心身の発育・発達が著しく、人格の基礎が形成される時期で
23 あり、良質な成育環境を確保することが重要であるものの、核家族化や地域
24 とのつながりの希薄化等により、子育ての孤立感や負担感が増していること
25 から、乳幼児家庭をその状況に応じて、必要な教育・保育、子育てサービ
26 等の利用につなげることで、安心・安全な成育環境を確保していくことが肝
27 要です。

28 特に、未就園児等は、必要なサービスにつなげることができず、地域で孤
29 立しているおそれがあることから、市町村においては、こども誰でも通園制
30 度の運用を通して、認定申請の有無を含め、利用の状況等を自治体が把握
31 し、支援が必要な家庭の把握などにつなげていくことが求められます。

32 また、社会的な支援の必要性の高いこどもとその家族には、その状況に応
33 じた支援を身近な地域において受けられるよう、支援体制の確保を図る必要
34 があり、保護者における子育ての第一義的な責任に配慮しつつ、児童虐待防
35 止に取り組み、必要なこどもには社会的養護を提供し、可能な限り家庭的な
36 環境で養育する体制の充実を図るほか、児童相談所等の関係機関で、いずれ

にも通っていないこどもを把握した際には、市町村と連携して対応に努めます。

④ 幼児教育・保育の質の向上

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、市町村における幼児教育推進体制の充実への支援、園訪問支援の充実や、保育所・幼保連携型認定こども園・幼稚園における指導計画作成の手引き等を幼児教育施設へ提供するほか、**県が実施する研修等への参加や園内研修の充実など各種研修等により、幼稚園教諭、保育士、保育教諭等へ、幼稚園教育要領・保育所保育指針等の十分な理解を進めるとともに、キャリアパス等を見据えた専門性の向上を図るための取組を促進し、幼児教育・保育の質の向上を図ります。**

また、安全・安心な環境の中で、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障し、一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えます。

さらに、保育所、認定こども園における教育・保育の質の向上及び入所児童の処遇及び安全な生活環境等の確保に向けて、関係市町村と連携し、児童福祉法等に基づき、指導監査を毎年度実施し、適切な施設運営が図られるよう、指導・助言に取り組みます。

加えて、保育士等の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や登園・降園の管理等の補助業務に係るICTの活用等、保育所等のICT化を進めます。

認可外保育施設については、給食費や健康診断費の助成等入所児童の処遇改善や、教材費の購入費助成等の支援を行うとともに、**児童福祉法に定める指導監督のほか、認可外保育施設を対象とした研修会等あらゆる機会を通じて施設に対する助言指導を行い、適正な保育内容及び保育環境の確保に取り組みます。**

⑤ 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続

地域や家庭の環境にかかわらず、すべてのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、保幼小（保育所、幼稚園、認定こども園、小学校）の関係者及び県・市町村における、福祉部局と教育委員会の連携強化を推進します。

また、公立幼稚園及び公立幼稚園から移行した認定こども園を、小学校（縦）と幼児教育施設（横）をつなぐ結節点として連携体制を構築する「沖

縄型幼児教育」の実現に引き続き取り組みます。

⑥ 待機児童の解消及び保育士等の確保・処遇改善

本県の待機児童は、保育所等の施設整備が進んだことにより年々減少しているものの、解消に至っておらず、保育士の確保が最大の課題となっていることから、待機児童が生じることがないように、市町村と連携し保育士の確保及び認可外保育施設を含めた保育の質の向上に取り組みます。また、学生への貸付事業など新規の保育士確保に向けた取組のほか、潜在保育士等の就労支援に取り組みます。

さらに、保育士を安定的に確保するためには、処遇改善や労働環境の改善に取り組み職場の魅力を高めることが重要であることから、子ども・子育て支援制度に基づく賃金の改善や年休等取得のための代替保育士の配置支援及び正規雇用化の促進など、保育士の処遇及び労働環境の改善に取り組むとともに、幼児の生命を守る重責や保護者との関係などによる心理的な負担が大きい保育士に対し専門家による相談支援に取り組みます。

加えて、国において進められている教育・保育等に関する情報の報告及び公表による園ごとの保育士のモデル賃金等の見える化を踏まえ、賃金の改善状況の把握や[保育士として就労することを希望する方々](#)に対する情報発信に取り組みます。

(2) 学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けます。学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要です。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないように支えていくことが望まれます。

このため、こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生、多様なこどもの居場所づくり、小児医療体制、**心身の健康等に係る取組の推進**、成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育、いじめ防止、不登校のこどもへの支援、校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止、高校中退予防・中退者への支援に取り組みます。

ア こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等

こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながら、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摂を実現する観点から、公教育を再生させ、学校生活を更に充実したものとするため、次に掲げる施策を推進します。

① 公教育の再生、学校生活の更なる充実

グローバル化の進展や技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく変化し、予測が困難な時代となっています。これからの変化の激しい社会を生き抜くためには、個性や創造性を発揮して、たくましく生きる力を身につけ、夢や志、豊かな心を持ちつつ、社会の激しい変化に対応して、主体的に関わり、未来に向けて新たな価値を創造できる力を育てていくことが重要であり、社会の変化を受けた教育の内容や方法の変化にも、柔軟に対応していく必要があります。このため、こどもたち一人ひとりが自らのよさや可能性に気づき、自己実現を目指すとともに、これからの社会をよりよいものとする、社会の持続的な発展を支える担い手となるよう、「生きる力」を育む学校教育の充実、多様な能力を育て、力強く未来を拓く人づくりに取り組みます。

また、本県が発展する最大の拠り所は「人」であり、将来進むべき方向性を見据え「人こそが最大の資源」との考えを共有し、次代を担う若い世代を育成していくことは、本県の将来の発展にとって極めて重要です。教育現場においては、「生きる力」を育むため、確かな学力、豊かな心、健やかな体の3つの柱が示されています。こどもたちが夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要な「生きる力」を育むため、確かな学力を身に付ける学校教育の充実、豊かな心と健やかな体を育む学校教育の推進、個性を伸ばし自立に向けた資質・能力を伸ばす教育の推進及び時代の変化に対応する魅力ある学校づくりの推進に取り組みます。加えて、学力等の認知能力とともに、意欲や、協調性、粘り強さ、計画性、創造性、自制心、コミュニケーション能力といった、生きる力の土台となる「非認知能力」の育成に努めます。

② 個別最適な学びと協働的な学びの一体的推進、学習機会と学力の保障

社会変化の著しい現代において、新たな時代を創るために必要とされる資質・能力を育むためには、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に取り組み、主体的・対話的で深い学びを実現することにより、児童生徒一人ひとりが基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得し、確かな学力を身に付けることが重要です。学校教育において自ら学び自ら考える力を育み、学力を保障するため、少人数学級の推進や、日々の授業における指導体制や指導方法の工夫改善を行い、児童生徒一人ひとりに応じた指導の充実に取り組むとともに、すべての教員が「主体的・対話的で深い学び」を実現し、児童生徒の学びに対する主体性を高め、「自立した学習者」としての育成を図ります。

そのため、「自立した学習者」の育成に向けた指導体制や指導方法の確立に向け、市町村教育委員会と連携し計画的・継続的な学校支援を行います。また、実践的な研修で教師の授業力の向上を図るとともに、研修で得た指導方法等を他の教師へ波及させることにより、全校体制で児童生徒の学力向上に取り組めます。さらに、教育的支援が必要な生徒の学びが保証されるよう、管理職を含めた教職員への研修を行うとともに、専門家を派遣するなど、教職員のスキルアップに取り組めます。

加えて、すべての児童生徒の学力が保障されるよう、学校訪問等を通した学校への授業改善の助言や、デジタル教材活用等を含む1人1台端末の効果的な活用法についての情報提供等を行うほか、学校の状況に応じて、県立高校において学習支援員を配置し、個々に応じたよりきめ細かい指導を行い、確かな学力の定着を図ります。

③ 学校における働き方改革とメンタルヘルス対策の一体的な取組の推進

教職員一人ひとりが、心身ともに健康で本来の職務に専念し、専門性を十分に発揮して、こどもへのより良い教育を行っていくことができるよう、働き方改革とメンタルヘルス対策の取組を一体的に推進します。また、教員定数の改善等について、引き続き、国の動向を踏まえ取り組めます。

④ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となってこどもを育むための仕組みである「コミュニティ・スクール」と、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、こどもの成長を支え地域を創生する活動「地域学校協働活動」を一体的に推進する市町村の取組を支援します。

また、こどもが抱える課題等の解決に向け、学校と地域が一体となった取組が進められるよう、市町村におけるコミュニティ・スクールと地域学校協働本部の設置を促進し、地域による学習支援や家庭教育支援等の一層の充実を図ります。

⑤ 部活動の地域連携や地域展開

部活動の地域連携や地域展開に向けて、部活動指導員を派遣するなど、運動部活動の適正化及び競技力向上に取り組むとともに、地域クラブ活動への展開に向けた体制づくりに取り組みます。

⑥ 規範意識の醸成に向けた道德教育や情報モラル教育の推進

道德科、特別活動、総合的な学習の時間を中心とし、児童生徒の道德性を育み、発達の段階に応じた情報モラル教育を推進します。また、規範意識の醸成に向け、小中学校における自治的な活動の展開や関係機関と連携した取組を推進します。

⑦ 体育授業の充実、こどもの体力向上

体力向上に向けては、体育指導者の資質向上に資する研修会の実施、各学校への体育実技指導者の派遣、小学校体育科指導コーディネーターや小学校体育専科の配置のほか、研究指定校の設定など、学校における体力向上等に取り組めます。

また、水泳・武道・ダンス等の授業においては、地域における実技指導協力者の派遣を活用するなど運動に親しむ環境づくりに取り組みます。

⑧ 養護教諭の支援体制推進、学校保健の推進

こどもが規則正しい生活習慣を身につけ、心豊かで健やかに成長していけるよう、学校及び教育機関においては、早寝・早起き・朝ごはん等の習慣化について、家庭の協力を得ながら普及啓発を促進するとともに、養護教諭研修会の実施や、歯科保健教育の推進に取り組めます。

また、関係機関が一体となり、こどもの発達段階に応じた薬物乱用防止教育や地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動に取り組むとともに、薬物乱用防止教育を推進する保健主事、保健体育教諭、養護教諭の資質向上を図るための研修会や専門家による薬物乱用防止教室の開催に取り組めます。

⑨ 学校給食の普及・充実や食育の推進、学校給食無償化

学校教育指導者、栄養教諭等に対する研修会等の実施や、学級担任、栄養

教諭等を中核に家庭や関係団体と連携・協働した食育に取り組みます。

また、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、**段階的な取組として**、中学生の給食費を対象とし、すべての市町村**及び私立学校**に支援していきます。

イ 多様なこどもの居場所づくり

すべてのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要です。また、過ごす場所や時間、人との関係性すべてが「居場所」になり得るものであり、その場を居場所と感ずるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って、多様な居場所づくりを推進するため、次に掲げる施策を推進します。

① 多様なこどもの居場所づくりの推進

こどもが健やかに成長できる環境の整備に向けて、地域、学校、市町村、各種団体等と連携し、こども一人ひとりに寄り添って支援を行う安全・安心で多様なこどもの居場所づくりの推進など、こどもを地域全体で見守り支援する拠点の形成と拡充に努めます。

また、小中学校等において放課後や週末等に余裕教室を活用した、こどもの安全・安心な活動拠点（放課後子ども教室）の設置や、児童館や公民館等既存の地域資源の活用により、地域のニーズや実情に応じた多様なこども・子育て環境の充実に取り組むとともに、研修等の実施などにより、居場所職員の資質向上や確保に取り組みます。

さらに、こどもの居場所の運営を支援するため、大学等と連携・協力のうえ、学生ボランティアを居場所に派遣し、こどもたちの身近な存在として寄り添い、学習支援等を行うほか、こどもの居場所の運営者同士や関係機関等との連携強化や、こども支援に協力する企業とのネットワークづくりを推進し、居場所づくりの効果的・効率的な実施につなげます。

併せて、放課後児童クラブや学習塾など、様々な施設や地域の資源が、こどもにとっての居場所になることから、利用料負担の軽減を図るなど、多様なこどもの居場所づくりに向けて取り組みます。

② 放課後児童対策

働くことと子育ての両立のために欠かせない施設である放課後児童クラブについて、施設数及び登録児童数は年々増加しているものの利用ニーズが高まっており、待機児童の解消に向けた取組が必要です。すべてのこどもが放

1 課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所を確保するため、市町村や
2 関係機関と連携し、学校施設や児童館など公的施設の活用を含む放課後児童
3 クラブの計画的・効率的な整備を促進するとともに、運営費等に対する支援
4 を推進し、待機児童の解消、利用料の低減などに取り組みます。

5 また、放課後児童支援員については、担い手が少なく、人材確保が課題と
6 なっていることから、子ども・子育て支援制度に基づき勤続年数や研修実績
7 等に応じた処遇改善に取り組むとともに、研修等を通じた人材育成や人材確
8 保に取り組めます。さらに、潜在支援員に対する実態調査を実施し就労に係
9 る課題等を把握し、就労支援に取り組むとともに、若者からシニア世代を含
10 め幅広い年齢層を対象に人材の掘り起こしに取り組めます。

11 加えて、国の方針を踏まえ、放課後児童クラブと放課後子ども教室との校
12 内交流型・連携型の推進や学校施設の積極的な活用を図ります。

13 14 **ウ 小児医療体制、心身の健康等に係る取組の推進**

15 こどもが地域においていつでも安心して適切な医療サービスを受けられる
16 体制を整備するとともに、生活習慣の形成・定着等や、性や健康に係る正しい
17 知識の普及啓発、相談体制を整備するため、次に掲げる施策を推進します。

18 19 **① 小児医療体制の充実**

20 本県では、小児科を標榜する医療機関や小児科医の数が全国に比べ少な
21 く、救急病院への休日・夜間の受診者数が多いことなどから、小児救急医療
22 が慢性的にひっ迫している現状を踏まえ、小児患者の保護者の不安軽減や救
23 急医療機関の負担軽減を図るため、「子ども医療電話相談事業（＃8000）」の
24 実施など救急の適正受診の促進に取り組むとともに、小児科医の確保など小
25 児医療提供体制の確保に取り組めます。

26 また、様々なこどもの心の問題、被虐待児のケアや発達障害等に対応する
27 ため中核病院や地域における支援機関との連携による診療・支援体制の整備
28 や、医療関係者や支援者に対する研修等人材育成に取り組めます。

29 30 **② 生活習慣の形成・定着及び健康増進**

31 学童期・思春期は、健康に関する様々な情報に自ら触れ、行動を選択し、
32 生涯を通じた健康づくりのスタートとなる重要な時期です。特にこどもや若
33 い世代の食生活については、脂質や食塩の過剰な摂取、朝食の欠食といった
34 乱れが見られ、朝食の欠食は、就寝時間、起床時間といった1日の生活リズム
35 とも関係します。このため、こどもが規則正しい生活習慣を身に付け、心
36 豊かで健やかに成長していけるよう、家庭や関係団体との連携・協働によ

り、学校において食育や早寝・早起き・朝ごはん運動に取り組むとともに、市町村と連携し、健康増進や食生活改善に係る普及運動、歯みがき（仕上げみがき）、甘味（砂糖）の適正摂取方法等、むし歯予防に関する知識の普及に向けた啓発活動を展開します。

③ 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援の推進

本県は、10代の出産率は全国より高い状況にあり、10代の人工妊娠中絶率も平成23年度以降、全国を上回るようになってきていることから、性感染症を含む「生＝性教育」を継続して行い、こどもの性に関する悩み等への相談支援及び居場所職員への保健に関する研修等を実施するなど、性についての正しい知識の普及啓発を図ります。

また、こどもに対する包括的性教育の充実を図るため、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福（ウェルビーイング）など幅広いテーマで、こどもに携わる方々に対する研修や講座、県民の理解増進を図るための啓発活動を実施します。

④ 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進

生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るため、沖縄県女性健康支援センターを拠点に、妊娠・出産等に関する専門家による電話相談等に加え、10代等若年で予期せぬ妊娠に不安を抱える方に対しては、SNS等を活用した相談支援や妊娠検査に係る同行支援等に取り組みます。

エ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達にのびのびと身に付けるとともに、社会的・職業的自立に向けた資質・能力を身に付けることができるよう、次に掲げる施策を推進します。

① 主権者教育の推進

こどもの発達段階に応じ、政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けられるよう、各校の取組や授業実践等の情報収集・発信に取り組みます。そのため、学校における外部専門機関との連携を支援するとともに、初任者研修等で、教職員に対する研修を推進します。

② 消費者教育、金融経済教育の推進

こども・若者が消費者被害に遭わないよう自主的かつ合理的な意思決定に基づき行動するとともに、人や地域・社会、環境のことも考えて行動ができる「うちなー消費者」の育成に向けた消費者教育を推進するとともに、関係機関と連携し、学校や放課後児童クラブ等に対し講師を派遣するなど、将来の生活の安定につながる金融経済教育の充実に取り組みます。

また、携帯電話やインターネットトラブルなど、気付かないうちに詐欺行為の加害者や被害者にならないよう、犯罪から身を守るためのネットリテラシー教育について、学校現場を含めて推進します。

③ 社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育

学校教育活動全体を通して、キャリア教育を促す取組を推進し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる基礎的・汎用的能力の育成を意識した取組を推進します。

このため、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間、各教科・科目における学習や学校行事など、教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図り、児童生徒が主体的に進路を選択・決定するために必要な支援に取り組むほか、小・中・高・特別支援学校の学びをつなぐ「キャリア・パスポート」の取組や、職場における体験活動等を通してこどもの将来や仕事について考えるきっかけを創出し、学ぶことと社会との接続を意識した取組を推進します。

また、こどもの職業意識の向上については、県内企業や経済団体等の関係機関と連携しながら、県内産業の理解促進を図るとともに、学校や地域における就業意識啓発等の取組が効果的に行われるよう、教職員や保護者等の関係者への情報提供等に取り組みます。

さらに、高等学校卒業後に就職を希望する生徒に対し、就職活動に必要な知識や技術の習得と社会人としての基礎力の育成を図るため、参集型研修、外部講師派遣による研修、就職指導担当者向け実務研修を実施し、就職内定率の向上及び早期離職率の改善を図るとともに、高校生一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育成するため、県立高校に（定時・通信制課程含む）コーディネーターを派遣し、教員向けの研修会などを実施するとともに、生徒向けキャリア形成のための授業を実施するなど、学校における教育活動全体を通じたキャリア教育の実践・取組を支援することで、進路決定率の向上に取り組みます。

加えて、生徒や学生が、アルバイトや就職活動を行うに当たり、労働者の

権利等を学ぶ労働法教育は非常に重要であることから、学校教育における雇用と労働問題に係る学びを推進するなど、働く上で必要な社会保障制度及び労働関係法令など基礎的知識の普及に取り組むとともに、生涯を通して家族・家庭の生活を支える社会的支援として社会保障の意義や役割を理解できるようにするほか、我が国の社会保障制度の現状と課題などを、医療、介護、年金などの保険制度において見られる諸課題を通して理解できるように取り組みます。

オ いじめ防止

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめ問題に取り組む必要があることから、いじめ防止のための相談体制の整備や関係機関の連携を強化するほか、いじめ防止に係る人権教育を推進するため、次に掲げる施策を推進します。

① いじめ防止対策の強化

いじめの防止等のための対策を推進するために必要な人的体制として、スクールカウンセラーを配置し相談体制を充実させることで、いじめの早期発見や早期解決を推進するとともに、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の活用や学校・家庭・地域がいじめ対策について協議する場を設けること等により、社会総がかりで総合的かつ効果的ないじめ問題の対策に取り組みます。

また、いじめ防止に係る基本方針や対応マニュアルを活用するなど、ネットいじめ、SNS等での誹謗中傷を含めたいじめに特化した校内研修の実施について指導と助言を行うほか、教育事務所生徒指導担当者等連絡協議会、各地区小中校長研修会、市町村教育委員会学校支援連絡協議会等において、関連資料の提供等により教職員がいじめ問題について理解を深められるよう取り組みます。

さらに、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係機関、学校、家庭、地域社会の連携の強化に努めるとともに、いじめ防止対策推進法に基づく未然防止・早期発見・早期対応の取組やSNS等を活用した相談体制の整備等について情報提供に努めます。

加えて、いじめ、不登校の防止及び解消に向けて、学校の教育活動全体を通じて、人間としてのあり方や生き方について自覚を深めつつ、児童生徒が自他を尊重し、いじめ等の防止や命の大切さについて実感できる人権教育に取り組みます。

② スクールカウンセラー等による支援の実施

スクールカウンセラー等を学校に配置し、こどもの心の相談、保護者や教職員の相談に当たり、学校における教育相談体制の充実を図るとともに、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いてこどもの置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを学校へ配置し、支援体制の整備に努めます。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの資質向上のため、各地区教育事務所における研修及びスーパービジョン体制の充実等を図ります。

③ いじめの重大事態の調査

いじめ防止対策推進法に基づく措置について、すべての教職員が正しく理解し、迅速に対応できるよう周知徹底を図ります。

また、いじめの重大事態に係る学校からの報告を受け、いじめ重大事態再調査部会において再調査の必要性について審議するとともに、当該重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のため必要と認める時は、同部会において再調査を実施し、その結果を踏まえ、必要な措置を講じます。

カ 不登校のこどもへの支援

不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多いことに配慮しつつ、すべてのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、次に掲げる施策を推進します。

① 教育支援センター、学びの多様化学校の設置等

学校内の校内自立支援室や学校外の適応指導教室など、学校内外の教育支援センターの設置については、未整備の市町村に対し設置促進に取り組みます。

また、学びの多様化学校（不登校特例校）の設置については、国の動向を注視しつつ、他県における先進事例の収集など状況把握に努めます。

② 相談支援、学習支援体制の整備

不登校のこどもへの対応としては、個に応じた指導の充実や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用のほか、登校しても教室に入れないなどの学校生活を送る上で困難を抱えるこどもへの支援を行うための校内自立支援室等の充実を図るなど、不登校の予兆への対応を含めた初期段階からの支援体制及び家庭、学校等が抱える問題等の解決に組織的・計

画的に取り組めます。

このため、学校において、問題を抱えている児童生徒の背景に着目し、福祉の視点で児童生徒の取り巻く環境に働きかけを行うスクールソーシャルワーカーの配置人数や区域拡大と、資質向上のため、各地区教育事務所における研修の充実等に取り組むほか、スクールソーシャルワーカー等の役割について、関係機関における理解を深め、学校と関係機関との連携を促進します。

また、不登校など社会生活を営む上での困難を抱えるこども・若者及びその家族等に対し、社会的自立を促進するため、子ども若者みらい相談プラザsoraeを拠点として関係機関と連携し、相談・支援体制の充実を図るとともに、多角的な支援に取り組めます。

さらに、困難を抱えるこども・若者に対し、各関係機関が連携し、効果的かつ円滑な支援を図るため、市町村への子ども・若者支援地域協議会の設置を促進するとともに、対人関係や家庭の問題など複合的な困難を抱えたこども・若者が、孤立することなく、社会的な自立に踏み出せるよう、居場所の設置や活動プログラムを行う地域の活動を支援します。

加えて、フリースクールやこどもの居場所等、学校外の支援機関に係る諸課題については、関係機関と連携を図りながら検討を進めていきます。

③ 不登校のこどもの数の増加に係る要因分析の実施

配置するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による教職員への面談後のフィードバックの充実を図り、要因分析につなげていきます。

キ 校則の見直し

校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況、社会の変化等に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、校則の見直しを行う場合にはその過程で児童生徒や保護者等の関係者からの意見を聴いた上で定めていくことが望ましいことから、学校や教育委員会等に対してその旨を周知します。

ク 体罰や不適切な指導の防止

体罰はいかなる場合も許されものではなく、学校教育法で禁止されています。また、生徒指導提要等においても、教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校教育全体で、いかなる児童生徒に対しても決して許されないと示されていることを踏まえ、教職員の研修会等において、生徒

指導提要の周知を図るとともに、児童生徒の特性や心情に寄り添いながら、能力や適性、家庭状況等、児童生徒の理解に努め、体罰や不適切な指導に依らない生徒指導を推進します。

また、各学校に対して、適切な指導体制の構築や暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた取組等が記載された部活動等の在り方に関する方針について周知徹底し、学校・保護者、関係機関等と連携を図り、児童生徒の人権が尊重され、健全で充実した部活動が実現されるよう取り組みます。

さらに、児童生徒や保護者からの部活動に係る相談等に対し、関係者への確認と指導・助言を行い、学校と協力しながら解決を図ります。

ケ 高校中退予防・中退者への支援

様々な困難を抱え、就学継続が懸念される生徒への予防的支援に取り組むほか、中退者や進路未決定者への復学・就学、就業の支援を行うため、次に掲げる施策を推進します。

① 就学継続及び中途退学の防止

学校における就学継続のための相談・支援体制の強化を図るため、不登校傾向や中途退学が懸念される生徒が多い県立高等学校に就学継続支援員等の配置や居場所の設置を行い、校内における支援体制の構築に取り組むとともに、訪問支援や、教育・福祉関係機関、民間団体との協働により、就学継続を支援する体制を構築し、中途退学の防止、キャリア教育の充実に取り組むほか、多様な進学希望に対応した学習支援に取り組みます。

また、困難を抱えるこども・若者に対し、各関係機関が連携し、効果的かつ円滑な支援を図るため、市町村への子ども・若者支援地域協議会の設置を促進します。

さらに、高等学校中途退学を防止するため、各学校の中途退学対策担当者に対し、講演会や研究協議を開催するほか、優良事例やこどもの貧困に関する情報共有を行うなど、対策の強化を図ります。

加えて、高校のない離島地域から島外に進学している生徒の就学継続や進路変更に係る支援のほか、必要とされる教育、福祉、保健、医療等に係る支援を補完する仕組みづくりに取り組みます。

② 就業支援や復学・就学のための取組

高等学校中途退学者や中途退学が懸念されるこどもや、中学校卒業後に就学・就業をしておらず、社会的自立に向けた展望を見出せないでいるこども・若者について、ハローワーク、地域若者サポートステーション、子ども

若者みらい相談プラザ sorae、NPO等の支援団体、こどもの居場所、企業等と連携・協力を図り、社会的な自立と円滑な社会生活が営めるよう、キャリア形成支援や、就学、就業など必要な支援につなげるとともに、こどもが必要とする寄り添い型の支援に取り組めます。

また、高等学校等中途退学者が高校に再入学して学び直す際、卒業するまでの一定期間、授業料に係る支援を行います。

(3) 青年期

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。また、人生における様々なライフイベントが重なる時期でもあります。自らの価値観や生き方を確立しようとしませんが、同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じる場合があります。

青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援が求められます。

このため、高等教育の修学支援、高等教育の充実、就業支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組、結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談・支援体制の充実に取り組めます。

ア 高等教育の修学支援、高等教育の充実

若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施するとともに、高等教育の充実を図りつつ、その後のキャリア形成につながる教育を推進していくため、次に掲げる施策を推進します。

① 高等教育段階の就学支援の着実な実施

教育基本法に基づき設置した高校生に対する奨学金貸与事業の着実な実施と、大学等を含め奨学金情報が必要な生徒に伝わるよう制度の周知を図るとともに、能力があるにもかかわらず経済的な理由で県外難関大学等への進学が困難な県内高校生に奨学金を給付するほか、県外大学等に進学を希望する低所得世帯の高校生の受験や進学等に係る渡航費用を支援します。

また、私立専修学校に通う低所得世帯の学生の授業料と入学金の減免に取り組めます。

② 高等教育の充実

魅力ある高等教育環境や地域貢献機能の充実を図るためには、大学等の高等教育機関や企業と連携し官民が一体となり、個人のキャリア形成や対人関係能力、様々な視点から社会変化等を捉える力、社会課題を発見する力等の非認知能力の向上を支援する必要があります。

このため、県内高等教育機関が有する多様な資源やそれぞれの特色を活用し、地域社会や産業における課題解決を図るための教育、研究、地域貢献活動等の積極的な展開を通じて、人材育成機能の充実強化を図ります。

また、県内産業を牽引し、地域の発展に寄与できる多様な人材を輩出するため、高等教育機関自らの魅力を高める教育プログラムの導入支援や蓄積された教育研究成果の還元による社会貢献活動への支援等に取り組みます。

③ 産業と高等教育機関等の連携による実践的なキャリア教育の推進

産業と高等教育機関等の連携により、就職後の離職対策の強化を図りつつ、職業観の形成から就職、定着までの一貫した総合支援を促進します。

また、高等教育機関の学生等が、それぞれの専門分野の知識・技能を生かし職業を通じて社会にどのように関わるかという明確な課題意識と具体的な目標を持ち、それを実現するための能力を身に付けるキャリア教育を促進します。

④ 学生の自殺対策などの取組推進

学生相談に関わる大学等の教職員に対し、SOSの出し方教育、こどものSOSへの大人の対応についての研修等を行い、理解を促進します。

⑤ 生涯学習の取組推進

産学連携の下、大学、大学院、専修学校等においてキャリアアップ・キャリアチェンジに資するリカレントプログラムの開発・展開を促進し、一人ひとりのキャリア選択に応じた学びを提供できる環境の創出を促進するとともに、企業に勤める社会人のみならず、子育て世代の女性等の多様なニーズに対応する学び直しの機会創出に取り組みます。

イ 就業支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

若者の経済的基盤の安定を図るため、円滑な就業に資する職業能力を培うことができる支援や、就業定着、再就職に向けた支援のほか、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう、次に掲げる施策を推進しま

す。

① 就業支援と定着促進に向けた取組

若年者の就業促進については、沖縄県キャリアセンター等において、専門のキャリアコーチによる就職相談や、就職活動に必要な知識やスキルを提供するセミナー等を開催し、若年者の職業観の育成から就職までを一貫して支援するとともに、若年無業者で就業支援が必要な者に対し、基礎的な職業訓練を実施します。また、技術系・ものづくり系人材が県内で活躍できる環境整備に取り組みます。

さらに、県内企業の情報や魅力を知る機会の充実を図り、若年者と県内企業のマッチング強化を図るとともに、県外大学等と連携したU J I ターンの推進により、若年者の県内就職促進に取り組みます。

加えて、学校等から職業生活への円滑な移行や早期離職の防止については、就職活動の前段階においてキャリア形成に向けた支援を実施し、就業に関する意欲や能力を高めるほか、適切な職業や企業を選択するための知識やノウハウの習得支援等に取り組むとともに、雇用のミスマッチに起因する早期離職を抑制するため、大学等関係機関と連携した新規学卒者向けの就職支援、就業体験や職場訓練によるマッチング支援等に取り組みます。

また、若年者の定着促進については、新規学卒者等や企業向けの個別相談、セミナー開催等により職場適応等を支援するとともに、正規雇用化や人材育成の促進等によりキャリア形成が図られる環境づくり等に取り組みます。

② キャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができる支援

各自が持っている職業知識、技能、能力を発揮可能とするため公共職業能力開発施設における職業能力開発については、民間教育訓練機関との役割分担を図りつつ、企業等から求められる訓練ニーズに応えられるよう、産業構造の変化等に対応した訓練科目の見直しや職業訓練プログラムの創出に取り組みます。

また、職業能力の開発や向上を図るため、沖縄県職業能力開発協会との連携の下、技能検定の普及と技能振興を促進するとともに、職業能力開発施設については、人手不足の対応や労働生産性の向上など、時代のニーズに適合した職業訓練を実施できる施設の整備・拡充に取り組みます。

さらに、各種助成制度の周知と活用を促し、事業主等が行う柔軟な職業能力開発に対する支援を推進するとともに、技術革新の動向を捉えた職業能力開発に向けては、民間教育訓練機関等との連携や役割分担により、委託訓練

の充実や職業訓練プログラムの創出など、質の高い訓練ときめ細かな就業支援に取り組みます。

加えて、企業や民間教育訓練機関等を活用し、訓練機会の少ない離島地域での訓練の充実に取り組みます。

③ 就職困難者等に対する総合的支援、キャリア自律に向けた支援

総合的な就業支援拠点であるグッジョブセンターおきなわにおいて、求職者の様々なニーズに対応し生活から就職までをワンストップで支援し、就職困難者や生活困難者に対しては、個別的・継続的な支援を行うとともに、企業や民間教育訓練機関等を活用し、離職者等の再就職訓練の充実に取り組みます。

④ 賃上げに向けた取組

県内企業の雇用の質の改善や生産性向上を図り、その成果を賃上げなどの人への投資につなげる「成長と分配の好循環」を構築することは、ひいては貧困の連鎖を断ち切ることにもつながることから、県内企業の取組を促進します。

また、若者が、将来への希望をもって生活できるようになるためには、経済的基盤の確保が重要であることから、従業員の所得向上に積極的に取り組む企業を認証する「沖縄県所得向上応援企業認証制度」を通じ、県内企業における所得向上の取組を支援します。

⑤ 働きやすい環境の整備

すべての労働者が安心して働きやすい環境を整えることが重要となることから、働き方改革を促進するほか、労働者の多様な働き方を可能とする労働環境の整備に取り組む企業の支援を推進するとともに、雇用・労働環境改善等により若年者にとって魅力ある職場づくりを促進します。

また、仕事と生活の調和に配慮した働き方の見直しは、労働者個人の仕事と生活に対する満足度を高めるのみならず、生産性の向上や優秀な人材の確保等につながる取組であるとの理解を深めるため、セミナー等の開催により、更なる周知・啓発を図ります。

さらに、県内企業に対し、社会保険労務士等の専門家を派遣し、企業の実態に即した支援を行うとともに、労使双方や、就業前の大学生等を対象とした講座等の開催により、労働環境の整備を促進します。

加えて、非正規雇用労働者が働きやすく、また、働き続けられる職場環境の整備を図るため、県内中小企業に対する専門家派遣及びセミナー開催を実

施するとともに、労働環境及び労働条件の実態を把握するための実態調査を行い、労働環境の向上を図ります。

⑥ 非正規雇用労働者の正規化促進

非正規雇用対策については、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消を目指す「同一労働同一賃金」への対応に向けて、公正な待遇を確保するため、賃金制度を検討する上で有効な職務分析・職務評価の導入支援と普及を促進するとともに、非正規雇用者のキャリアアップ機会の創出や処遇改善の促進に取り組みます。

また、正規雇用に取り組む企業等に対して、専門家派遣などの支援を行うことで、正規雇用の促進につなげます。

さらに、従業員の雇用環境の整備や、処遇改善、正規雇用の拡大を図るため、積極的に人材育成を図る県内企業の取組を支援するとともに、人材育成や雇用環境に優れた企業を認証する人材育成企業認証制度を実施します。

ウ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

若い世代を中心として結婚の希望をかなえるために、デジタル技術を活用した未婚者への交流や出会いの機会の提供、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る支援等に取り組むとともに、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフプランの前提となる知識や情報の提供、企業間・異業種交流の促進など、地域の実情に応じた取組を推進します。

エ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談・支援体制の充実

ニート、ひきこもり、不登校など社会生活を営む上での困難を抱えるこども・若者及びその家族等に対し、社会的自立を促進するため、子ども若者みらい相談プラザ sorae や地域若者サポートステーションなどを拠点として関係機関と連携し、相談・支援体制の充実を図り、多角的な支援に取り組むとともに、市町村のニーズに応じて、支援を補完できる体制を構築します。

また、困難を抱えるこども・若者に対し、各関係機関が連携し、効果的かつ円滑な支援を図るため、市町村への子ども・若者支援地域協議会の設置を促進します。

さらに、ひきこもり状態にある者やその家族等への支援を行うために設置した沖縄県ひきこもり専門支援センターにおいて、相談支援、訪問支援等を行うことにより、本人の自立を促進するとともに、ひきこもりの実態把握に向けて、市町村との連携体制を強化し、効果的な調査や支援が行える体制づくりに取り組みます。

加えて、子育てに関する内容を含め、人々が抱える様々な悩みに関する相談に対して、総合的に応えることができる相談体制を整備するほか、言語、文化、法制度等が異なる国際結婚や、それに伴う子育てに関する相談についても、法的手続きの方法や情報の提供等、的確なアドバイスができるよう相談体制を整備するとともに、関係機関と連携を図ります。

3 子育て当事者への支援に関する重要施策

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

ア 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

教育費の負担が理想の数のこどもを持てない大きな理由の一つとなつてい
るとの声があることから、家庭の経済状況に依ることなく、子育てや教育が行
えるよう、次に掲げる施策を推進します。

① 幼児期から高等教育段階までの切れ目のない負担軽減

安心して子育てを行える環境を実現するため、子ども・子育て支援制度に
基づく幼児教育・教育の無償化及び多子世帯に対する保育料の負担軽減に取
り組むとともに、サポーター派遣による育児等支援に係る事業を促進しま
す。また、低所得世帯等に対しては、一時預かりやファミリー・サポート・
センターに係る利用料の低減等に取り組みます。

さらに、市町村と連携し、公営住宅における子育て世帯等の優先的な入居
促進など、妊産婦や多子世帯を応援する仕組みづくりに取り組みます。

加えて、家庭の経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができ
るよう、高等教育に係る教育費負担の軽減に取り組みます。

② 医療費等の負担軽減

こどもの健全な育成・発達に資するためのこども医療費助成制度について
は、医療に係る経済的負担の軽減を推進するとともに、医療機関における窓
口での支払いを不要とする現物給付を継続して実施できるよう、引き続き市
町村への支援を行います。

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

ア 地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を
含めてすべてのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニ
ーズに応じた様々な子育て支援を行うため、次に掲げる施策を推進します。

① 地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進

子育て親子の交流や育児に関する相談、情報提供を行う地域子育て支援拠
点事業や、子育て支援に関する相談、関係機関との連絡調整等を行う利用者
支援事業について、市町村の実情に応じて拡充できるよう支援します。

また、市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、適正かつ円

滑に事業を行うことができるよう、国と連携し提供体制の確保に係る支援を行うとともに、市町村と連携し、多様な子育て支援の担い手となる人材の確保に取り組みます。

② 体罰によらない子育てに関する啓発推進

こどもの権利の保障や体罰等の禁止などを定める「子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」の普及啓発に取り組みます。

③ 家庭教育支援チームの普及、家庭教育支援の推進

こどもの健やかな育ちを支え、すべての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域において主体的に家庭教育支援の取組を行う「家庭教育支援チーム」の各市町村教育委員会等への設置を促進するほか、地域における人材の育成及び活用により家庭教育支援の充実に取り組むとともに、県民全体が家庭教育支援に対する理解を深めるための広報活動等の充実に取り組みます。

また、保護者向けの学びの場を提供している市町村、各学校に対し、子育てに関する情報提供を行うとともに、各種研修会等を通して、家庭教育支援者の資質向上を図り、家庭教育力向上に取り組みます。

(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

ア 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てが行えるよう、次に掲げる施策を推進します。

① 家庭、職場、地域社会における共働き・共育ての推進

民間企業等を対象に、従業員の仕事と子育ての両立を支援するため次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定等を働きかけるほか、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業については、企業認証制度によって社会的評価を高め、更なる普及拡大を図るとともに、先進的な両立支援事例の情報発信などにより、労働者の多様な働き方を促進します。

② 仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進

保護者が、子育てしながら安心して働き続けられるよう、長時間労働の是正や休暇の取得促進、仕事優先の考え方や働き方の見直し、育児とキャリア

形成の両立等、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組めます。

また、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発や働きやすい雇用環境の整備促進を図るため、企業等を対象としたセミナーの開催や社会保険労務士等の専門家の派遣を実施するほか、企業をはじめ労働者及び県民に対して、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識啓発を図ります。

結婚・出産後も仕事を続ける女性が安心してこどもを産み育てられる環境づくりに向け、出産・育児や就業の環境整備を総合的に推進し、子育て中の女性等を支援するとともに、女性の社会参画の推進に資する取組に対する支援を行います。

また、子育て世帯の親の就労を支援するため、託児サービス付きの職業訓練や座学研修と職場訓練を組み合わせた就労支援等に取り組むとともに、女性が働きがいを持って仕事に取り組むことができる環境づくりを推進するため、沖縄県女性就業・労働相談センターにおいて、よろず相談やセミナーを実施し、企業に対して専門家派遣を実施します。

さらに、性別にかかわらず、家族が相互に協力しながら、家事・育児・介護等においてそれぞれの責任を担っていくことができるよう、幅広い層に対応した啓発活動などに取り組めます。

③ キャリアアップと子育ての両立を可能とする環境の整備

子育て、介護と仕事の両立を可能とする柔軟な働き方を実現するため、テレワークを始めとした、時間や場所を有効に活用できる多様で柔軟な働き方の普及促進に取り組むとともに、子育てしやすい居住環境の実現とまちづくりを推進します。

④ 男性育児休業が当たり前となる社会の実現に向けた取組

女性が出産・育児をしながら働き続けることを可能とする職場環境の整備を図るほか、子育てのスタートラインから男性の子育てへの参画を促す男性の育児休業取得を促進するため、企業や市町村等と連携し、男性が育児休業を取得することへの意識喚起に取り組むほか、職場等の理解を深めるため、男性向けの講座等や男女共同参画週間での県民向け広報など、必要な広報・啓発活動を行います。

⑤ 男性の育児等への参画

家事・育児・介護等の家事労働は、夫婦がともに支え合いながら行うもの

であるという認識を共有するため、家庭責任の分担など男性の家庭生活への参画を促進します。このため、従来の性別による固定的役割分担意識を払拭し、男女が相互に協力しながら、積極的に家事、育児、介護に参画することの重要性を普及・啓発に取り組みます。

(4) ひとり親家庭等への支援

ア ひとり親家庭等への支援

本県においては、全国的に見ても離婚率やひとり親世帯の出現率が高いことや、ひとり親家庭において生活に困窮する割合が高い現状を踏まえ、子育てと生計維持を一人で担っているひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、相談支援体制の強化を図るほか、各家庭のそれぞれの状況に応じた就業支援、子育て・生活支援、経済的支援等を通して自立へとつなげるとともに、こどもにとって不利益が生じることのないよう、養育費の履行確保等のため、次に掲げる施策を推進します。

① 相談支援体制の強化

ひとり親家庭等が孤立することなく、必要な支援につなげるため、ひとり親家庭が抱える個別の問題に応じ、就業支援や生活支援等を適切にコーディネートすることができるよう、母子・父子自立支援員をはじめ、関係機関における相談員の資質の向上、相談体制の充実を図るとともに、各種支援策についての周知広報の充実を図ります。

また、母子・父子福祉団体等の当事者団体の活動を支援するとともに、これらの団体等と連携して、当事者に寄り添った相談支援の推進及び当事者への効果的な周知に取り組みます。

② 就業支援の推進

就業相談員による就業相談、資格取得講習会の開催、求人情報提供など、一貫した就業支援に取り組むとともに、それぞれの世帯の状況に応じた就労の選択が出来るよう、ハローワークと連携しながら、就業相談等を実施します。

また、ひとり親家庭は、就労率は高いものの不安定な雇用形態の割合が高いことから、より条件の良い仕事に就業できるよう、就業に結びつく可能性の高い資格の取得を支援するため、資格取得のための受講費用や養成機関修業中の生活費の助成のほか、養成機関への入学準備や資格取得後の就職準備に要する費用の給付・貸付により、就業支援を推進します。さらに、子育てと就労の両立など、様々な困難を抱えるひとり親家庭等をサポートするた

め、在宅就業も含めた多様な働き方の実現に向けた支援を行います。加えて、生活保護を受けているひとり親家庭の親が高等学校に就学する場合に、一定の要件の下で、就学に係る費用（高等学校等就学費）を支給するほか、ひとり親家庭の親及び子に対し、高等学校卒業程度認定試験合格のための受講費用の一部を支給するとともに、関係機関・団体との連携を図り、試験合格に向けた環境づくり等に取り組みます。さらに、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の修業資金貸付において、運転免許取得にかかる費用の無利子での貸付けを行うことで、ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図ります。

また、ひとり親家庭等の雇用促進について、民間事業者理解を深めてもらうため、各種雇用関係助成金や奨励金制度の周知を含めた啓発活動等を実施するほか、ひとり親家庭の親の経済的自立のため、親の雇用等に積極的に取り組む事業者をはじめ、学び直しをする親や自ら事業を行う親に対し、沖縄振興開発金融公庫による金融面での支援制度の周知と活用促進を図ります。

併せて、就業支援や雇用環境の改善に取り組む関係機関と緊密な連携を図り、ひとり親家庭等の就業支援を促進するほか、公的施設における母子・父子福祉団体の売店設置等の促進などにより、雇用の促進を図ります。

③ 生活支援、子育て支援の推進

育児、子育て等について悩みをもつひとり親家庭を対象に生活支援講習会や各種相談体制を整備するほか、ファミリー・サポート・センター事業など市町村が実施する子育て支援施策の積極的な活用を促進するとともに、親の修業や疾病等により緊急・一時的に家事・育児等に支障が生じた場合、居宅へ家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣を行います。

また、ひとり親家庭の親が安心して就業や求職活動、職業訓練を行うことができるよう、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、保育所等の優先入所を促進するほか、認可保育所の定員に空きがない等の理由により、認可外保育施設を利用しているひとり親家庭等の負担軽減を図ってまいります。

加えて、住宅に係る支援として、県営住宅等において、ひとり親家庭の優先入居を実施するとともに、母子父子寡婦福祉資金貸付金の転宅資金及び自立に向けて意欲的に取り組む低所得のひとり親世帯に対する住宅借り上げ資金の無利子・償還免除付きの貸付けを実施します。

また、様々な問題を抱え、自立に向けた専門的・継続的な生活指導等の支援が必要な母子家庭が、地域で自立し、安定した生活を送るためのスキル向上の支援を行う母子生活支援施設について、運営に対する支援や設置の促

進、利用の広域化を図るとともに、地域の中で自立した生活を営むことができるよう、民間アパート等を活用し、生活支援や子育て支援、就業支援等を組み合わせた総合的な支援を行います。なお、民間アパートを活用した生活支援等については、拠点事務所を中心とした取組の充実を図るとともに、その成果を踏まえ、関係市における類似事業の実施促進等に取り組みます。

さらに、こどもへの生活・学習支援については、将来の自立に向けて基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行うほか、経済的な負担になっている進学費等の支援を充実強化し、ひとり親家庭のこどもの生活の向上と教育環境の充実を図ります。

④ 経済的支援の推進

こどもを育成する家庭の生活の安定と自立が促進され、こどもの福祉の向上が図られるよう、児童扶養手当の支給や、所得要件等を満たすひとり親家庭のこども等の医療費の助成など経済的支援策の実施と周知に取り組むとともに、ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、修学資金や生活資金等を無利子又は低利で貸付を行う母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の適切な実施と、市町村や福祉事務所の相談窓口における広報・周知に取り組めます。

⑤ 養育費や親子交流に関する相談支援の推進

ひとり親家庭の生活を支え、こどもの健やかな成長を図るためには、養育費の確保と親子交流の取り決めは重要であることから、離婚前後において養育費等に関する相談体制の充実や、養育費の取り決め率の向上及び履行確保に資する取組を支援します。このため、養育費の確保に向けての手続き等について、養育費専門相談員による相談窓口を配置し、情報提供等の支援を行うほか、必要に応じて弁護士による法律相談や家庭裁判所等を訪問する際の同行支援を行うとともに、養育費の継続した履行を確保するため、養育費に関する弁護士相談、公正証書の作成や養育費保証契約締結等に係る支援を行います。

また、養育費はこどもの権利であり、その負担は親としてこどもに対する当然の義務であることについて、離婚前後の父母等を対象とした講座等を通して、広く社会一般の共通認識としての醸成を図るとともに、各種制度・支援策の活用に向けた積極的な周知広報を行います。

さらに、親子交流については、養育費相談とは異なる専門性が必要なことから、相談員や関係機関に対する研修の機会を通じて制度の知識や理解を深め、相談員の資質の向上を図るほか、適切な親子交流の実施に向けて、各家

1 庭の状況に配慮した段階的な支援を行うとともに、こどもが安全・安心な環
2 境で親子交流が行えるよう、体制整備に取り組めます。

3 加えて、離婚等に起因する国際的な家庭問題等について、様々な関係機関
4 から適切な支援を提供することができるよう、各種施策や組織間の連携を
5 促進し、相談・支援体制の更なる強化に取り組めます。

6
7

4 最重要課題の解消に向けた施策

(1) こどもの貧困対策

平成28年（2016年）1月、沖縄県のこどもの貧困率が29.9%と、県内のこども3人に1人が貧困の状態にあり、全国の約2倍の水準という衝撃の結果が明らかとなりました。

この深刻な状況を一刻も早く改善するため、県では、平成28年度（2016年度）を貧困対策元年と位置付け、国、市町村と連携し地域の実情に応じた施策を展開してきました。

あれから10年を迎えようとしている今、これまでの貧困対策を通して、雇用環境の改善も進み、困窮世帯の割合は改善傾向を示してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、観光関連産業などを中心に本県経済は多大な影響を受け、令和5年（2023年）5月に5類感染症に移行してからは、持ち直しの動きが見られていましたが、国際情勢などの影響による物価高騰が県民生活を直撃し、困窮世帯の生活はより深刻な状況となっています。

このような中、沖縄県では、こどもの貧困を地域や社会全体の問題として捉え、こどもとその家庭につながる仕組みを構築するとともに、こどもが抱える状況に対応した総合的な施策を展開していくため、「沖縄県こども計画」においても、引き続き、こどもの貧困対策を県政の最重要課題に位置付けることとします。

これまでの貧困対策の推進により、今後取り組むべき課題、重要性を増した課題、新たに取り組むべき課題に対応するため、本計画期間中は、「ライフステージに応じた施策の充実強化」、「貧困の連鎖を断つための自立に向けた支援」、「支援につながっていないこどもとその家庭への支援体制の構築」を貧困対策の3本の柱として位置付け、施策を展開していくこととします。

なお、貧困対策と関連が深い施策について、本節において今後の展開方向を示すこととし、その他の貧困対策と関連がある施策については、第3章第1節から第3節に記載するほか、第7章個別施策集においても整理することとします。

ア ライフステージに応じた施策の充実強化

親の妊娠・出産期からこどものライフステージに即した切れ目のない支援を行うため、こどもや家庭への関わりを通して適切な支援機関等へつなげる仕組みを構築するとともに、各ライフステージに応じた生活・教育・経済的支援をより効果的に行うことができるよう取り組んでいきます。

① つながる仕組みの構築

貧困がこどもの生活と成長に与える悪影響を未然に防ぎ、解消していくためには、こどものライフステージに応じて支援を必要とするこどもや子育て家庭につながり、必要な支援及び支援者につなげる仕組みを構築するとともに、国・県・市町村、教育・福祉・雇用・医療等の関係団体、NPO、ボラ

ンティア、企業、大学等が連携・協働し、離島・へき地を含む県内各地域の実情に配慮しながら、こどもの成長とライフステージに的確に対応するきめ細かな支援を総合的に展開することが必要です。

このため、市町村が地域の実情やこどもの実態に応じて設置するこどもの居場所や地域の貧困状況を把握し、関係機関との情報共有やこども及びその保護者を各種支援や制度につなげるための調整等を行う、こどもの貧困対策支援員の配置を促進するとともに、居場所運営者や貧困対策支援員の支援の専門性向上及び持続的運営を図るため、支援コーディネーターを配置し相談・助言を行うほか、習熟度等に応じた研修を実施します。こどもの居場所の運営を支援するため、大学等と連携・協力のうへ、学生ボランティアを居場所に派遣し、こどもの身近な存在として寄り添い、学習支援等を行うほか、居場所運営者同士や関係機関等とのネットワークの強化、大学や関係機関などが実施するこどもの貧困対策に関する講座や研修等と連携した人材の養成を図ります。

また、人材確保が困難なことなどの理由によりこどもの居場所や貧困対策支援員が設置・配置できない小規模離島町村に対して支援員等を派遣し、当該町村や学校と連携して、支援が必要なこどもを把握し適切な支援機関につなげる体制づくりを支援するほか、困難を抱えるこどもまたは家庭を訪問し、家庭の状況に応じたアウトリーチを行い、必要な支援につなぐための寄り添い支援に取り組みます。

さらに、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握し、社会的孤立を防ぎ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、市町村におけるこども家庭センターの設置を促進するとともに、センター機能の充実のため、コーディネーターや運営に関わる関係者の人材育成に取り組みます。困難を抱える若年妊産婦及びその配偶者に対しては、市町村等と連携のうへ、安定した生活を営み自立できるよう、専門的な個別支援を行う居場所等を設置し、出産・育児に関する相談・指導、就労や就学支援、ライフプランに関する講座等を開催します。貧困の要因となり得る予期せぬ妊娠や若年妊娠などの問題に対応するため、居場所等へ助産師を派遣し、居場所職員に対する性や保健に関する研修のほか、こどもへの性教育の実施、性に関する悩みなどへの相談対応を行います。

併せて、こどもの貧困は、自己責任論ではなく社会全体で取り組むべき問題であることの理解を深めるため、「沖縄こどもの未来県民会議」を中心とした広報・啓発活動、国・県・市町村、教育・福祉・雇用・医療等の関係団体、NPO、ボランティア、企業、大学等が連携・協働した県民運動の展開、こどもの貧困の実態調査や国・大学等の調査研究に関する情報収集及び提供などに努めます。

このほか、学校をこどもの貧困対策のプラットフォームとして位置付け、学校現場の関係者に対する理解増進を図るほか、市町村が地域の実情を踏まえ、計画策定や対策が実施できるよう、こどもの貧困の実態や先進事例など、必要な情報提供に努めます。

② ライフステージに応じた各種施策の推進

親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立に至るまでの各ライフステージに即して切れ目のない、また、個々のこどもが抱える課題に対応した総合的な施策を実施します。

(7) 乳幼児期

すべてのこどもが安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、こどもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供や、多様な保育ニーズに対応しこどもを安心して育てることができる環境整備、保育や医療に係る経済的負担の軽減に取り組みます。

このため、多様な保育ニーズに対応するため、夜間保育所や延長保育など市町村が実施する地域の実情に応じた保育サービスの支援を推進します。

また、保育に係る利用料負担の軽減を図るため、認可外保育施設を利用しているひとり親家庭等の負担軽減、市町村において地域の実情に応じて実施している、病児保育などを支援することにより、低所得世帯を含むすべてのこどもが必要なサービスを受けられるよう取り組みます。

さらに、こどもの健全な育成・発達を図ることを目的に実施しているこどもに関する医療費助成について、窓口での支払いが不要となる現物給付制度の市町村における実施を引き続き支援します。

(イ) 小・中学生期

困窮する世帯が社会的に孤立し、一層困難な状況に陥ることがないように、相談支援体制の充実に取り組むとともに、こどもが安全・安心に過ごせる居場所づくりや、経済的理由により就学が困難な家庭の教育費負担の軽減等に取り組みます。

このため、市町村が地域の実情に応じて、食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援、キャリア形成等を行うこどもの居場所や、専門的な個別支援を必要とするこどもに対応できる居場所の設置を促進します。

また、学校を窓口として、支援が必要な家庭のこどもを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置や区域を拡充するとともに各種支援員や福祉関連機関等との連携を促進するほか、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、スクールカウンセラーの配置を推進します。

さらに、経済的理由により就学が困難な家庭の教育費負担の軽減を図るため、学用品費や給食費等を助成する就学援助制度について、効果的な周知に努めるとともに、認定基準や、対象費目、単価等、制度の充実に取り組む市町村を支援します。特別支援学校等へ就学する児童生徒の保護者等に対しては、特別支援教育就学奨励費を通じた支援を行い、私立学校に通う家計が急変した世帯等に対しては、児童生徒の授業料の負担軽減に取り

組みます。生活保護受給者に対しては、義務教育に必要な各種費用が支給される教育扶助を活用し、就学の保障を図ります。

併せて、家庭の経済状況に関わらず、生活の安定とこどもの健全な育成を図るため、放課後児童クラブの利用料について、市町村と連携・協力し、低所得世帯の児童を対象に負担軽減を促進するほか、こどもに関する医療費助成について、医療機関における窓口での支払いが不要となる現物給付制度を継続して実施できるよう、引き続き市町村を支援するとともに、所得要件等を満たすひとり親家庭のこどもに対し医療費を助成します。

このほか、「校内自立支援室」を設置するなど、登校しても教室に入れないなどの学校生活を送る上で困難を抱える児童生徒への支援を行うとともに、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない児童生徒を対象に、教員を志望する大学生や地域住民等の協力により、学習支援（地域未来塾）を行う市町村の取組を支援します。

(ウ) 高校生期

家庭の経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減、学校における就学継続のための相談・支援体制の強化を図るとともに、教育・福祉関係機関、民間団体との協働による支援体制を構築し、中途退学の防止、学習支援に取り組みます。

このため、高等学校等就学支援金制度により、所得に応じて高等学校等の授業料に充てる就学支援金を支給し、授業料以外については、高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度により、家庭の教育費負担の軽減を図るとともに、高等学校等中途退学者が高校に再入学して学び直す際、卒業するまでの一定期間、授業料に係る支援のほか、高校生等の通学費に係るバス運賃等の負担軽減に取り組みます。

また、就学の継続を支援するため、不登校傾向や中途退学が懸念される生徒が多い高等学校に支援員等の配置や居場所の設置を行い、教育・福祉関係部門、民間支援団体の協働による支援体制を構築するとともに、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置や、確かな学力の定着を図るための県立高校の状況に応じた学習支援員の配置を推進するほか、高等学校中途退学を防止するため、各学校の中途退学対策担当者に対する、講演会や研究協議の開催、優良事例やこどもの貧困に関する情報共有など、対策の強化を図ります。

(イ) 支援を必要とする若者

中学・高校卒業後又は高等学校中途退学後に、就学、就労をしていない若者で、社会的自立に向けた展望を見出せないでいる者（以下「支援を必要とする若者」という。）や、児童養護施設等を退所する者、ヤングケアラーなど、様々な困難を抱えるこども・若者及びその家庭を適切な支援に

つなげるための体制を構築するとともに、円滑な社会生活が営めるよう、寄り添い型の支援に取り組みます。

このため、支援を必要とする若者に早い段階で支援を届けることができるよう、在学中の児童生徒の保護者の了解を得て学校とハローワークや子ども若者みらい相談プラザ sorae 等と情報を共有し、就学、就労など必要な支援につなげます。困難を抱えるこども・若者やその家族等に対する効果的かつ円滑な支援に向けた連携体制を整備するため、市町村への子ども・若者支援地域協議会の設置を促進するほか、県及び市町村において、専門的な個別支援を必要とするこどもに対応できる居場所での支援に取り組みます。

また、児童養護施設等を退所する者及び里親委託を解除される者（以下「退所者」という。）が、退所までに生活に必要な基本的な知識と経験が得られるよう、自立に向けた支援体制の整備に取り組むとともに、退所後においても、退所者への就労及び自立に関する相談支援体制を拡充するなど、社会につながりを持ち、個々のペースで自立していけるようにするための継続的な支援に取り組みます。退所者の安定した生活基盤の構築及び円滑な自立を支援するため、運転免許費用の助成や、給付型奨学金制度の充実、進学後も学業に専念できるよう生活や就学に関する相談支援、生活費等の貸付、アパートの賃貸借契約における身元保証人の確保等に取り組みます。継続した支援が必要と認められる退所者に対しては、措置延長の実施や、児童自立生活援助事業等の活用、自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、退所者のアフターケアを推進します。

さらに、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者、いわゆるヤングケアラーについては、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことから、関係機関職員向け研修や、ヤングケアラー・コーディネーターの配置促進、SNSを活用した相談窓口の設置等、ヤングケアラーの早期発見・把握、適切な支援への円滑なつなぎ、普及啓発、市町村等との役割分担・連携等の強化に取り組むとともに、ヤングケアラー等困難を抱えるこどもまたは家庭を訪問し、家庭の状況に応じたアウトリーチを行い、必要な支援につなぐための寄り添い支援に取り組みます。

併せて、若年無業者で就労支援が必要な者に対する基礎的な職業訓練の実施や、私立専修学校に通う低所得世帯の学生の授業料と入学金の減免に取り組みます。

(オ) 保護者への支援

生活困窮世帯やひとり親家庭に対しては、生活に関する相談や個々の状況に応じた支援のほか、生活保護や各種手当などの金銭給付・貸与、現物給付（サービス）、養育費の取得など、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、若年妊産婦を含む妊娠・出産期に困難を抱える保護

者に対する支援の充実を図り、安定した生活基盤の構築及び自立の支援に取り組めます。

このため、複合的な課題を抱える生活困窮者に対しては、生活困窮者自立支援法に基づく自立に向けて、家計改善等の支援を含めた包括的な支援を行うとともに、生活保護については、支援が必要な方に確実に保護を実施するという基本的な考え方を踏まえ、制度の周知や説明など適切な対応を図ります。生活困窮者及び生活保護受給者に対しては、就労支援員による就労支援や、直ちに就労が困難な者に対しては就労準備支援を行うほか、児童扶養手当受給者も含め、ハローワークと福祉事務所等によるチーム支援を行います。ひとり親家庭の母又は父に対しては、児童扶養手当の確実な支給が図られるよう、制度の周知に努めるとともに、養育費に関する相談支援や、養育費の取り決め率の向上及び履行確保に資する取組を支援するほか、所得要件等を満たすひとり親家庭の親等に対し、医療費を助成します。

また、生活保護受給者やひとり親家庭等の就労促進のため、生活保護受給者には、就労活動促進費及び就労自立給付金を、生活保護を受けているひとり親家庭の親が高等学校に就学する場合には、一定の要件の下で、就学に係る費用（高等学校等就学費）を、ひとり親家庭の親及び子に対しては、高等学校卒業程度認定試験合格のための受講費用の一部を支給します。

さらに、ひとり親家庭及び低所得の子育て家庭に対しては、家庭生活支援員の派遣等により一時的な家事援助、保育等のサービスを提供するとともに、生活支援講習会や生活相談の実施等による生活支援を行うほか、ひとり親家庭等の就労機会の確保を図るため、職業訓練の実施や就職のあっせん等、就労や学び直しの支援、就労に有利な資格取得のための受講費用や養成機関修業中の生活費の補助となる給付金の支給及び養成機関への入学準備や資格取得後の就職準備に要する費用の貸付、託児サービス付きの職業訓練や座学研修と職場訓練を組み合わせた就労支援を行います。専門的、継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭に対しては、母子生活支援施設での支援に加え、民間アパートを活用した就労、子育て支援等を行うことにより地域での生活を支援するとともに、ひとり親家庭が抱える個別の問題に応じ、就労支援や生活支援等を適切にコーディネートすることができる人材の育成に取り組めます。

併せて、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、アウトリーチやSNS等を活用した相談支援や、産婦人科等への同行支援などを実施するほか、困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等に対し、出産までの間、安心して生活を送ることができる宿泊型居場所を設置するとともに、出産後は安定した生活につながるよう養育等に係る情報提供や関係機関と連携した支援に取り組めます。保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対しては、助産制度の活用とサービスの円滑な

実施が図られるよう、制度の周知と関係機関の連携に取り組めます。

加えて、住宅に関する支援について市町村と連携・協力し、ひとり親世帯、多子世帯などの子育て世帯に対する公営住宅の優先入居や、民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供等に取り組むとともに、新たな住宅セーフティネット制度に基づく住宅確保要配慮者向けの住宅の登録を促進し、市町村による家賃低廉化の実施に向けて取り組むほか、母子父子寡婦福祉資金貸付金の転宅資金及び自立に向けて意欲的に取り組む低所得のひとり親世帯に対する住宅借り上げ資金の無利子・償還免除付きの貸付を行います。また、離職等により住居を失った又はそのおそれがある生活困窮者に対しては、一定期間家賃相当額（住居確保給付金）を支給し、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

このほか、ひとり親家庭の経済的自立のため、親の雇用等に積極的に取り組む事業者や学び直しをする親に対し、沖縄振興開発金融公庫による金融面での支援制度の周知等に取り組み、活用を促進します。

(カ) 雇用の質の改善に向けた取組

県内企業の雇用の質の改善や生産性向上を図り、所得を向上させ、その成果を働く人へ分配することで、賃金の上昇を図る「成長と分配の好循環」を構築することは、ひいては貧困の連鎖を断ち切ることにもつながることから、県内企業の取組を促進するとともに、保護者が、子育てしながら安心して働き続けられるよう、長時間労働の是正や休暇の取得促進等、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組めます。

このため、非正規雇用労働者が働きやすく、働き続けられる職場環境の整備を図るため、県内中小企業に対する専門家の派遣やセミナーを開催するとともに、正規雇用化を図る企業等に対しては、専門家派遣などの支援を行うほか、就職・雇用等に関する求職者や事業主等の様々なニーズに対応するため、総合的な就業支援拠点（グッジョブセンターおきなわ）を活用し、生活から就職までをワンストップで支援します。

また、従業員の給与増に積極的に取り組む企業を認証する「沖縄県所得向上応援企業認証制度」を通じ、県内企業における所得向上の取組を支援します。

さらに、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発や働きやすい雇用環境の整備促進を図るため、企業等を対象としたセミナーの開催や社会保険労務士等の専門家を派遣します。

イ 貧困の連鎖を断つための自立に向けた支援

沖縄県が貧困対策を推進してから10年を迎えようとしています。10年前にこどもの居場所等で支援につながったこどもたちの多くが高等教育や就労を迎える年齢へと成長していますが、おおむね18歳までを対象としてきたこれまでのこどもの貧困対策では、その後の支援を行う資源や仕組みが十分整っていないとは言えない状況にあります。自立に向けて自主的に行動ができる状態にな

いこどもたちを放置すれば、このこどもたちが貧困状態へと陥り、貧困の連鎖へとつながっていくことが懸念されることから、こどもたちの自立に向けた支援を強化し、貧困の連鎖を断つため、次に掲げる施策を推進します。

① 学習・進学支援

生活保護世帯、生活困窮世帯及び準要保護世帯のこどもに対しては、市町村、NPO等と連携し、こども一人ひとりの学習の定着状況に応じたきめ細かな学習支援の取組を拡充するとともに、多様な進学希望に対応した学習支援及びその親に対する養育支援等に取り組みます。

また、能力があるにもかかわらず経済的な理由で県外難関大学等への進学が困難な県内高校生に奨学金を給付するとともに、県外大学等に進学を希望する低所得世帯の高校生の受験や進学等に係る渡航費用を支援します。

② 体験・交流の機会創出

家庭の経済状況に関わらず、こどもたちが、様々な体験・交流の機会等により、周囲のこどもやおとなとの触れ合い等を通じ、自己肯定感を高め、生きる力を育めるよう、余暇、レクリエーション、文化、スポーツ等の機会を提供する取組を推進します。

また、経済的事情や地理的事情など、様々な要因による体験格差を是正し、こどもが生き生きと活躍ができることを目的とした、新たな体験メニューの創出に取り組みます。

③ 多様な困難を抱えるこども・若者の自立支援

家庭や地域において、生きづらさや困難を抱えるこどもや若者に対しては、地域の様々な資源と連携した支援の充実強化を図ることで自己肯定感を抱き、自らの意思で行動することにより自立へとつなげていきます。

ウ 支援につながっていないこどもとその保護者・家庭への支援体制の構築

これまでの貧困対策の推進により、市町村のこどもの居場所（こども食堂も含む）は約300か所にまで増え、居場所と学校、保護者等をつなぐ貧困対策支援員は約100名配置されるなど、困難を抱えるこどもやその家庭につながる体制が構築されてきました。令和5年（2023年）10月時点では、これら居場所や支援員とつながったこどもの数は約1万5千人となっており、一定の成果が現れています。しかし、同時点の本県のこどもの数は約23万6千人であり、困窮世帯の割合が2割から3割存在すると仮定した場合、支援を必要としているものの、まだ支援が届いていないこどもが一定数いることが想定されます。

今後の貧困対策における新たな課題として、支援につながっていないこどもとその保護者・家庭へと支援を届け、地域の社会資源や支援制度につなげていく取組を強化していく必要があるため、次に掲げる施策を推進します。

① 地域における社会資源の創出

住んでいる地域によって食事や学習、体験などの支援に格差が生じないよう、こどもの身近な場所に、こどもの居場所などの社会資源の創出に取り組むほか、地域で様々なこども支援活動をしている団体、企業、個人等も、こどもたちにとっては貴重な資源であることから、こどもたちのために共に助け合う支援体制を構築していくとともに、市町村において、既存の社会資源の役割や支援内容等を踏まえ、必要な場所に必要な資源を設置・連携していく体制づくりを支援します。

② つながりにくいこどもとその保護者・家庭等への支援

地域で食事の提供を行う居場所や十分に食事を摂ることが難しい家庭等に対しては、沖縄こどもの未来県民会議と連携し、食品等を安定的に供給する体制整備の充実強化に取り組むことに加え、民間企業や地域のこども支援団体等と連携し、食支援などを契機として経済的に問題を抱えているこどもとその保護者・家庭へとつながり、貧困対策支援員等がアウトリーチ等により地域の資源や支援制度につなげるなど、新たな仕組みの構築に取り組んでいきます。

③ 困難を抱える若年者への支援

中学卒業後進路未決定者や高校中途退学者など、学校とのつながりがなくなり、各種支援や地域資源等とつながることができていないこども・若者を把握し、支援につなげる仕組みを構築できるよう学校や関係団体等と協議・連携していきます。また、就学、就労をしていない若者で、社会的自立に向けた展望を見出せないでいる者に対して、社会的自立を促進するため、子ども若者みらい相談プラザ sorae や地域若者サポートステーションなどによる相談・支援体制の充実を図ります。

④ 早期に支援につなげる仕組みの構築

学校現場において、デジタル技術の活用等により、支援が必要なこどもや家庭の情報を把握し、関係者が連携して適切な機関等へつなげる「学校版スクリーニング」などの仕組みを県内各地域へ普及するなど、支援が必要なこどもを早期に発見し、適切な支援へとつなげる支援体制を構築します。

第4章 子ども・子育て支援事業支援計画

1 県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的考え方

県子ども・子育て支援事業支援計画は、子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づき策定するものです。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業は、地域の実情に応じ、市町村が事業主体として総合的かつ計画的に行うこととなっており、県は、市町村が行う事業が適切かつ円滑に行われるよう必要な助言及び適切な援助を行うとともに、特に専門性の高い施策や各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講ずることとなっております。

市町村は、教育や保育及び地域子ども・子育て支援事業に係るこれまでの利用状況やアンケート調査に基づくニーズなどを踏まえ、「量の見込み」を設定し、その「量の見込み」に対する提供体制の確保とその実施時期（「確保方策」）を市町村子ども・子育て支援事業計画に定めます。

県子ども・子育て支援事業支援計画では、市町村の事業計画で定められた数値を基本とし、市町村間の広域的な利用を勘案して、教育・保育における「量の見込み」と「確保方策」を定めるとともに、市町村の取組を支援するための施策を位置づけます。

なお、子ども・子育て支援事業計画関連施策については、本章に示すこととし、その他の子育て支援と関連がある施策等については、第3章に記載するほか、第7章の個別施策集にて整理することとします。

2 教育・保育の県設定区域の設定

本個別計画において、教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」を定める際の単位となる区域を表1のとおり定めます。

当該区域は、各域内の教育・保育の需要と供給のバランスをとるものであり、県が認定こども園や保育所の認可・認定を行う際の判断基準となるものであり、広域利用の実態等を踏まえ設定しました。

表1 県区域設定

	認定区分		
	1号	2号	3号
設定区域	沖縄区域 (沖縄本島所在市町村並びに宮古区域及び八重山区域に含まれる)	市町村	

	市町村を除く離島所在町村) 宮古区域 (宮古島市及び多良間村) 八重山区域 (石垣市、竹富町及び与那国町)	
主な利用施設	幼稚園、認定こども園	保育所、認定こども園
認可等にあたっての考え方	私立幼稚園における広域利用の実態、施設の設置状況及び地理的条件等を鑑み、区域ごとの需給状況を勘案。	保育所の利用が概ね市町村域内となっていることに鑑み、市町村ごとの需給状況を勘案。

1

2

3 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策

3

(1) 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」の基本的な考え方

4

「量の見込み」 保育の必要性の設定区分ごとに必要となる利用定員 総数	「確保方策」 「量の見込み」に対して確保しようとする施設・事業の利用定員の総数
1号認定 (満3歳以上の就学前こども) ※子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当	特定教育・保育施設 ^{※1} (認定こども園及び幼稚園)の利用定員 + 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の総数
2号認定 (満3歳以上の就学前こどもで保育を必要とするもの) ※子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当	特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所)の利用定員の総数 + 認可外保育施設等を利用する小学校就学前こどものうち保育を必要とするもの
3号認定 (満3歳未満で保育を必要とするもの) ※子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当	特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所) 及び特定地域型保育事業 ^{※2} の利用定員の総数 + 認可外保育施設等を利用する小学校就学前こどものうち保育を必要とするもの

5

※1...特定教育・保育施設

6

子ども・子育て支援法により、市町村が施設型給付の対象として適当であると確認した教育・保育施設

1 (認定こども園や保育所、私立幼稚園)

2 ※私立幼稚園は、確認を受けることも可能とされている。

3 ※²…特定地域型保育事業

4 子ども・子育て支援法により、市町村が地域型保育給付の対象として適当であることを確認した小規模保育
5 事業等

6
7 **(2) 沖縄県の教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」**

8 県では、市町村子ども・子育て支援事業計画の数値を県区域ごとに集計したも
9 のを基本とし、県全体及び県設定区域ごとの教育・保育の「量の見込み」と「確
10 保方策」を設定しました。

11 確保方策や実施時期を定めるにあたっては、保護者の就労状況やこどもの教
12 育・保育施設の利用状況や利用希望等を踏まえたものとなるよう市町村の意向を
13 確認し、設定しました。

表2 沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画に基づく量の見込み及び確保
方策（県計）

【1号認定】

項 目		R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み	①	4,666	4,503	4,275	4,183	4,200
確保方策	(③+④+⑤)	②	9,336	8,921	8,824	8,655
認定こども園	③	4,648	4,900	5,024	5,121	5,127
新制度移行幼稚園	④	4,261	3,594	3,373	3,102	3,101
未移行幼稚園	⑤	427	427	427	427	427
確保一量	(②-①)	⑥	4,670	4,418	4,549	4,455

【2号認定】

項 目		R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み合計	(②+③)	①	36,879	35,568	33,543	32,873
教育ニーズ(幼児教育の利用希望が強い)	②	282	8,315	7,792	7,669	7,730
保育ニーズ(②以外)	③	28,352	27,253	25,751	25,157	25,143
確保方策合計	(⑤+⑬)	④	37,687	37,665	37,800	37,532
教育合計	(⑥~⑫)	⑤	17,534	18,024	18,175	17,971
認定こども園	⑥	14,510	15,284	15,508	15,692	15,698
新制度移行幼稚園(預かり保育)	⑦	2,530	2,246	2,173	1,785	1,791
新制度移行幼稚園→認定こども園	⑧	0	0	0	0	0
新制度移行幼稚園→認可外保育施設	⑨	15	15	15	15	15
未移行幼稚園(預かり保育)	⑩	479	479	479	479	479
未移行幼稚園→認定こども園	⑪	0	0	0	0	0
未移行幼稚園→認可外保育施設	⑫	0	0	0	0	0
保育合計	(⑭~⑰)	⑬	20,153	19,641	19,663	19,599
保育所	⑭	19,603	19,091	19,113	19,049	19,062
地域型保育事業	⑮	51	51	51	51	51
認可外保育施設	⑯	190	190	190	190	190
企業主導型保育施設(地域枠)	⑰	309	309	309	309	309
確保一量	(⑱+⑳)	⑱	808	2,097	4,295	4,744
教育	(⑤-②)	⑲	9,007	9,709	10,383	10,253
保育	(⑬-③)	⑳	-8,199	-7,612	-6,088	-5,531

【3号認定(0歳)】

項 目		R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み	①	6,011	5,962	5,899	5,847	5,795
確保方策合計	(③~⑦)	②	6,546	6,575	6,582	6,601
保育所	③	3,753	3,708	3,703	3,690	3,691
認定こども園	④	1,514	1,585	1,600	1,631	1,631
地域型保育事業	⑤	1,041	1,044	1,041	1,041	1,041
認可外保育施設	⑥	22	22	22	22	22
企業主導型保育施設(地域枠)	⑦	216	216	216	216	216
確保一量	(②-①)	⑧	535	613	683	806

【3号認定(1~2歳)】

項 目		R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み	①	21,177	21,369	22,111	21,935	21,711
確保方策合計	(③~⑦)	②	22,901	22,913	22,954	23,005
保育所	③	13,382	13,150	13,115	13,040	13,041
認定こども園	④	5,590	5,818	5,894	6,020	6,018
地域型保育事業	⑤	2,843	2,859	2,859	2,859	2,859
認可外保育施設	⑥	256	256	256	256	256
企業主導型保育施設(地域枠)	⑦	830	830	830	830	830
確保一量	(②-①)	⑧	1,724	1,544	843	1,293

4 県の認可・認定に係る需給調整

(1) 需給調整の基本的な考え方

県では、県設定区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」を踏まえ、認定こども園や保育所の認可・認定を行います。

認定こども園や保育所の認可等申請があった場合、当該施設が認可・認定に必要な基準を満たしており、申請者が法令に規定する欠格事由に該当しないときは、認可・認定を行うことになります。

ただし、県設定区域において「量の見込み」を上回る「確保方策」が既に整っている場合や、その申請を認可・認定することで「確保方策」が「量の見込み」を超えることになる場合などは、認可・認定を行わないことができるものとします。これを「需給調整」といい、需給調整については慎重に取り扱うものとします。

適格性・認可基準を満たす場合の認定こども園・保育所の認可・認定の基本的考え方

量の見込み > 確保方策 ⇒ 原則認可

量の見込み < 確保方策 ⇒ 認可・認定を行わないことができる*

(2) 支援計画に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整

本計画に基づき、教育・保育施設や地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該施設等の認可・認定が行われる前に、事業計画に定められていない事業者から認定こども園等の認可・認定申請があった場合は、事業計画に基づいて基盤整備を行っている施設を「確保方策」に含めて需給調整を行うことができるものとし、県設定区域において「確保方策」が「量の見込み」を超える場合は、認可・認定を行わないことができるものとします。

本計画の「確保方策」の内容に含まれない施設から認可・認定の申請があった場合の需給調整イメージ

量の見込み < 確保方策* ⇒ 認可・認定を行わないことができる

*申請があった時点で既に存在する施設の利用定員の総数と事業計画において今後

1 (3) 認定こども園へ移行する幼稚園・保育所の需給調整について

2 認定こども園は、保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によら
3 ず柔軟にこどもを受け入れられる施設であることから、国の基本指針においてそ
4 の普及に取り組むことが望ましいとされており、保育所や幼稚園が認定こども園
5 に移行する際の需給調整についての特例が設けられています。

6 特例では、認定こども園への意向を希望する保育所・幼稚園があれば、基準を
7 満たす限り、認可・認定することができるよう、「量の見込み」を上回って認
8 可・認定を行う『数』を県計画に定めることとされています。

9 県計画で定める『数』は、既存施設の認定こども園への移行に関する意向等
10 に基づき設定する必要があることから、本計画においては、市町村等の意向を踏
11 まえ設定しました。

5
65
6

(4) 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園が存在する場合の需給調整

(1)にかかわらず、教育・保育施設の認可又は認定の申請があったときは、当該申請に係る教育・保育施設が所在する県設定区域については、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の合計を1号利用定員に加えた上で需給調整を行うものとし、「量の見込み」を超える場合は、認可・認定を行わないことができるものとします。

5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

(1) 認定こども園への移行支援

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等に関わらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、地域のニーズや既存の幼稚園や保育所のこども園への移行希望なども踏まえながら、施設の認可・認定を行います。

新設の認定こども園のみならず、幼稚園や保育所等からの移行にあたっては、教育・保育機能を付加するための施設整備に係る国庫補助制度等の情報提供と利用促進に努めます。

(2) 保・幼・こ・小連携の推進

幼児期の教育や保育から、小学校教育への移行は、大きな環境の変化をもたらすことから、幼稚園教育要領等においては、保育所と幼稚園、認定こども園、小学校の円滑な接続を図ることが示されています。

このため、質の高い教育・保育を総合的に提供するため、教育委員会・こども所管部局が、緊密な連携を図りながら「沖縄型幼児教育」の構想をいかし、公立幼稚園及び認定こども園を小学校（縦）と幼児教育施設（横）をつなぐ結節点とした保幼こ小連携体制の構築を推進します。

具体的には、市町村へ各小学校区での保幼こ小連絡協議会等の設置や幼児教育アドバイザー等の配置を促し、幼児同士、幼児・児童の交流及び保育士・教職員間の合同研修会の開催等、連携体制の構築を支援します。

また、小規模保育事業を始めとする地域型保育事業は、原則として受入対象が3歳未満児となっており、卒園後の受け皿として保育所、認定こども園、幼稚園のいずれかとの連携が不可欠となることから、こどもの発達の連続性が保障できるよう市町村における保育・教育施設と地域型保育事業者との連携推進に係る取組を促進します。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

共働き世帯はもとより在宅での子育て世帯やひとり親家庭等、就労の有無や家庭の状況に関わらず、子育ての負担感や孤独感、不安などを解消するため、地域の実情に応じた多様な子育て支援の充実が求められています。

このため、市町村においては、こども・子育て家庭等を対象とする事業として地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う地域子育て支援事業や、一時預かり事業、病児保育事業など16の「地域子ども・子育て支援事業」に取り組んできました。

令和7年度（2025年度）以降は、「地域子ども・子育て支援事業」に新たにこども誰でも通園制度等が追加され、以下の18事業が用意されており、市町村は、地域のニーズ等を踏まえて、事業を実施します。

県においては、これらの事業が円滑に実施できるよう、[事業実施にあたっての必要な助言や国と連携した財源支援等を行うとともに、事業実施に係る市町村の共通課題等に対応してまいります。](#)

表5 地域子ども・子育て支援事業18事業

(1) 利用者支援事業 妊婦等に対する情報提供や面談等を行う事業や、こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等と連絡調整等を実施する事業
(2) 延長保育事業 保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業
(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 保育所・幼稚園・認定こども園等において、市町村が定める利用者負担額（保育料）とは別に、各施設が実費徴収を行う費用（①食事の提供に要する費用や②日用品・文房具等の購入費用、遠足等の行事への参加費等）の一部を保護者の世帯所得の状況を勘案し助成する事業
(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業
(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 保護者が労働等により昼間家庭におらず、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

(6) 子育て短期支援事業 保護者の疾病その他の理由で、こどもを養育することが一時的に困難となった場合や児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合等に、児童養護施設や里親家庭等において預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業
(7) 乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
(8) 養育支援訪問事業 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育支援が特に必要な家庭等に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行う事業
(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業
(10) 地域子育て支援拠点事業 保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児及びその保護者が相談や交流を行う場所を開設し、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供、助言等を行う事業
(11) 一時預かり事業 一時的に家庭での保育が困難になった場合や、育児疲れによる保護者の心理的、身体的支援を目的として、保育所その他の場所で一時的に乳幼児を預かる事業
(12) 病児保育事業 病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等を行う事業
(13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
(14) 子育て世帯訪問支援事業 要支援児童、要保護児童及びその保護者、支援を要するヤングケアラー、特定妊産婦等を対象に、居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・育児・養育に関する助言等を行う事業
(15) 児童育成支援拠点事業 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象とし、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談等を行う事業
(16) 親子関係形成支援事業 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊産婦等を対象とし、親子間の適切な関係の形成を目的としてこどもの状況等に応じた支援を行う事業

(17)産後ケア事業

退院直後の母子に対**する**心身のケアや育児サポート等を行う事業

(18)こども誰でも通園制度

保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠で、時間単位でこどもを保育所等に預けることができる事業

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31

1 表6 市町村計画における地域子ども・子育て支援事業の今後の実施予定

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み確保方策

No.	事業名		単位	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10年度	R 11年度
1	利用者支援事業		市町村数	32	32	32	32	32
2	延長保育事業		市町村数	29	29	29	29	29
			箇所数	672	676	679	681	681
3	実費徴収に伴う補足給付を行う事業		市町村数	20	20	20	20	20
4	多様な主体の参入促進・能力活用事業		市町村数	9	9	9	9	9
5	放課後児童健全育成事業		市町村数	28	28	28	28	28
			クラブ数	642	653	664	670	678
			支援単位数	744	756	768	774	783
			登録児童数	28,404	28,957	29,410	29,684	30,018
6	子育て短期支援事業	①ショートステイ	市町村数	16	18	18	18	19
			箇所数	39	41	41	41	42
		②トワイライトステイ	市町村数	1	1	1	1	1
			箇所数	1	1	1	1	1
7	乳児全戸訪問事業		市町村数	33	33	33	33	33
8	養育支援訪問事業		市町村数	25	25	25	25	25
9	子どもを守るため地域ネットワーク機能強化事業		市町村数	19	19	19	19	19
10	子育て世帯訪問支援事業		市町村数	21	21	21	21	21
11	児童育成拠点支援事業		市町村数	2	3	3	3	5
12	親子関係形成支援事業		市町村数	3	6	7	7	7
13	地域子育て支援拠点事業		市町村数	30	30	30	30	30
			箇所数	98	100	101	101	101
14	一時預かり事業	①一般型等	市町村数	26	26	26	26	26
			箇所数	99	99	99	101	102
		②幼稚園型	市町村数	25	24	25	25	25
			箇所数	248	248	249	248	249
15	病児保育事業		市町村数	21	23	23	23	23
			箇所数	55	57	57	57	57
16	ファミリー・サポート・センター事業	①基本事業	市町村数	30	30	30	30	30
			箇所数	21	21	21	21	21
		②病児・緊急対応事業	市町村数	18	18	18	18	18
			箇所数	9	9	9	9	9
17	産後ケア事業		市町村数	28	28	28	28	28
18	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)		市町村数	15	26	26	26	26
			箇所数	63	115	121	126	126
	妊婦健康診査		市町村数	41	41	41	41	41

2

3

6 教育・保育に従事する者の確保及び資質の向上

質の高い教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供にあたって、基本となるのは人材であり、県は、人材の確保及び養成を総合的に推進します。

(1) 教育・保育を行うものの必要見込み数

(単位：人)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
保育教諭	4,063	4,152	4,162	4,159	4,158
保育士	8,404	8,374	8,399	8,431	8,431
幼稚園教諭	420	401	401	394	397
その他保育従事者 (子育て支援員等)	94	94	94	94	94

(2) 教育・保育等従事者の確保

本県の待機児童数は、保育所等の施設整備が進んだことにより年々減少しているものの、解消に至っておらず、保育士等の確保が最大の課題となっていることから、学生への貸付事業など新規保育士の確保に向けた取組や、潜在保育士等の就労支援及び県内の中学校や高校、養成校の学生を対象とした出前講座の実施など保育士職の魅力発信に取り組みます。

また、幼稚園教諭等の免許状を有する者又は保育士の登録を受けたものが幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることができる特例終了の期限を見据えて、保育教諭の育成に向け資格取得支援に取り組みます。

保育士等を安定的に確保するためには、処遇改善や労働環境の改善に取り組み職場の魅力を高めることが重要であることから、子ども・子育て支援制度に基づく賃金の改善や年休等取得のための代替保育士の配置支援など、保育士等の処遇及び労働環境の改善に取り組むとともに、幼児の生命を守る重責や保護者との関係などによる心理的な負担が大きい保育士等に対し専門家による相談支援に取り組みます。

加えて、国において進められている教育・保育等に関する情報の報告及び公表による園ごとの保育士のモデル賃金等の見える化を踏まえ、賃金の改善状況の把握や保育士として就労することを希望する方々に対する情報発信に取り組みます。

(3) 幼児教育・保育の質の向上

乳幼児の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである

ことから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、教育部門とこども部門連携による幼児教育推進体制の充実に対する支援や、研修及び園訪問に係る支援の充実を通して、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

また、安全・安心な環境の中で、こどもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障し、[こども一人ひとりの](#)健やかな成長を支えます。

さらに、保育士等の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や登園・降園の管理等の補助業務に係るICTの活用等、保育所等のICT化を進めます。

認可外保育施設については、給食費や健康診断費の助成等入所児童の処遇改善や教材費の購入費助成等、保育サービスの確保・向上に取り組みます。

第5章 こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法においては、こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められています。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが地方公共団体に義務付けられています。

以上を踏まえ、以下の施策に取り組みます。

(1) こども・若者の社会参画の促進、意見表明の機会充実の取組推進

① こども・若者が意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成

こどもや若者にとって社会参画や意見表明の機会や場が必ずしも十分ではない現状を踏まえ、あらゆるこども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や、権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を、乳幼児期から学童期・思春期・青年期に至るまで持つことができるよう、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備や、[おとなの意識改革](#)、気運の醸成に取り組みます。

また、国が作成した[こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン](#)や、[多様な声を政策に反映させる工夫の好事例等](#)について周知に取り組みます。

② こども・若者の意見を政策に反映させるための取組の推進

こども・若者の意見を施策に反映させるこどもモニター等の取組を推進します。

その際、意見の反映状況をフィードバックするとともに、寄せられた意見については、匿名化等の個人情報の適切な保護を行った上で集約するよう取り組みます。

また、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取に関する取組を行うとともに、こども自身が関与したこどもに関わるルール等の制定や見直しの過程について、学校や教育委員会、[福祉の現場や地域社会等](#)での取組事例について周知します。

③ こども・若者の各種審議会等への登用

庁内のこども施策に係る各種審議会等の委員に、審議会等の趣旨を勘案し、こどもや若者を登用するよう取り組むとともに、こども施策に係る各種

審議会等におけるこども・若者委員割合の「見える化」に努めます。

④ こども・若者の社会参画・意見反映についての理解の促進

こどもや若者が意見を表明し、社会に参画できるようになるため、国が作成したガイドラインや、こども・若者の社会参画及び意見を聴く取組に係る好事例について、庁内や市町村へ周知するとともに、こどもや若者に対して理解しやすくアクセスしやすい多様な方法でこども施策に関する十分な情報提供を行います。

⑤ こども・若者の意見を表明する権利に関する知る・学ぶ機会の創出

こどもや若者が、自らの意見や気持ちを表明してもよいことを理解できるよう、その年齢や発達の程度に応じて、自らの権利について知る・学ぶ機会の創出に向けて取り組みます。

また、こども・若者の意見を表明する権利について、県ウェブサイトやSNS、県政出前講座等を通して、広く周知・啓発に取り組むとともに子育て当事者や教育・保育に携わるおとなに対し、情報提供や研修等により周知・啓発に取り組めます。

(2) こども・若者の多様な声を施策に反映させるための環境整備

貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始め、困難な状況に置かれたこども・若者、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者など、様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者、乳幼児を含む低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心を必ずしも高くもてないこどもや若者がいることを認識し、すべてのこども・若者が自らの意見をもち、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、アドボケイトの活用等、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮を行います。

(3) こども・若者の社会参画・意見反映を支える人材の育成

こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくり、こども・若者の社会参画・意見反映を推進するため、関係機関と連携し、こどもの意見等を引き出すスキルを備えた次世代につながるこども・若者のファシリテーターの養成や人材確保等に取り組めます。

(4) 若者が主体となった活動を促進する環境整備

社会課題の解決に取り組む若者団体や地域においてこどもや若者が主体となっ

1 た団体等の活動がより充実するよう、連携を強化するとともに、好事例の周知等
2 を進めます。

3 また、地域におけるこどもの意見反映・社会参画の拠点として、放課後児童ク
4 ラブや児童館、子ども会、こども食堂、学習支援の場など地域にある多様な居場
5 所、公民館や図書館などの社会教育施設等との連携を強化します。

6

2 こども施策の共通の基盤となる取組

(1) こども施策に関する情報提供、調査、データ整備の実施

① こども施策に関する情報提供

こども施策の企画立案・実施を担う部署の職員に対し、EBPMに関する好事例の展開や必要な情報の提供に努めるとともに、市町村が地域の実情を踏まえ、こども施策が実施できるよう、先進事例など必要な情報提供に努めます。

② こども施策に関する調査

こどもたちを取り巻く家庭環境や経済状況がこどもや保護者の日常生活に及ぼす影響を調査・分析し、こどもや子育て家庭に対する支援策の充実に取り組むとともに、支援を必要とするこどもを早期に把握し、こどもたちを必要な支援につなげる仕組みづくりに取り組みます。

③ こども施策に関するデータの整備

こども計画に基づく数値目標や指標等の進捗状況、こども・若者や子育て当事者が置かれている状況を把握するために、必要な調査を定期的を実施するとともに、こどもの貧困の実態や国・大学等によるウェルビーイングに係る調査研究の成果等、こども施策に関する情報の収集・蓄積を行います。

(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援等

① こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上

幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障害児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図ります。

このため、それぞれの担い手の立場・分野を横断した交流・研修等の機会・場をつくることで、育成と専門性の向上のほか、担い手間のネットワーク構築に取り組みます。

また、担い手の資質向上と負担の軽減に資するため、スーパーバイザーやアドバイザー等の配置など、支援者のための支援に取り組みます。

さらに、担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりを進めます。

② こどもや家庭に関わる職員などに対するメンタルヘルスケア

精神科医・臨床心理士等による教員のメンタルヘルスケアを推進し、教職員が安心して働く環境づくりに取り組むとともに、幼児の生命を守る重責や保護者との関係などによる心理的な負担が大きい保育士に対し、専門家による相談支援に取り組みます。

また、こどもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている職員などに対するメンタルヘルスケアに取り組みます。

③ 地域における人材の確保・育成及び民間団体等との連携

地域における身近なおとなや若者など、ボランティアやピアサポートができる人材など多様な人材を確保・育成するとともに、家庭や学校、地域並びに青少年育成関係機関・団体が一緒になって、次代を担う青少年の健やかな成長を育むための活動を行います。

(3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化

① 関係機関・団体のネットワークの構築

こどもや家庭が抱える課題は深刻化・複合化しており、単一分野での専門性のみでは解決できないとの認識の下、地域における教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し、協働しながら支援を行う必要があります。

このため、総合的なこども・若者育成支援策を推進することを目的とした子ども・若者育成支援推進法に基づき設置した「沖縄県子ども・若者育成支援地域協議会」を活用して、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の分野縦割りの取組に「こども・若者の育成」という横串を入れ、分野を超えた連携・協働を進めていくとともに、市町村の実情に応じて、子ども・若者支援地域協議会の設置を促進します。

② こども・若者や子育て当事者の相談支援

すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うとともに妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進やこどもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく行うため、市町村におけるこども家庭センターの設置を促進します。

(4) 子育てに係る手続・事務負担の軽減、支援を届けるための情報発信

デジタル技術を活用した手続等の簡素化、データ連携などを通じ、子育て当事

者等の利便性向上や手続・事務負担の軽減を図るとともにこども・若者や子育て
当事者に必要な情報や支援が届くよう、必要な情報が体系的に整理され、一覧で
確認できるようなコンテンツの作成など、情報発信や広報改善・強化に取り組み
ます。

(5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こども・若者、子育てにやさしい社会となるよう、公共施設、民間施設におけ
るこどもや子育て家庭を優先して受け付ける取組や、こども・子育てを応援する
地域や企業の好事例の共有、公共交通機関等における妊産婦や乳幼児を連れた家
庭に対する分かりやすい案内や妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮について、
利用者の理解・協力を促進するなど、様々な取組を通してこどもや子育て当事者
を社会全体で支える気運の醸成を図ります。

また、出会いや結婚の応援、支援に取り組む施策を推進し、それぞれの希望に
応じて社会全体で結婚を応援する気運を醸成します。

併せて、こどもの貧困は、自己責任論ではなく社会全体で取り組むべき問題で
あることの理解を深めるため、「沖縄こどもの未来県民会議」を中心とした広
報・啓発活動、国・県・市町村、教育・福祉・雇用・医療等の関係団体、N P
O、ボランティア、企業、大学等が連携・協働した県民運動を展開します。

3 施策の推進体制等

(1) 庁内の推進体制

知事、副知事、関係部局長等で構成する沖縄県こども施策推進会議を活用し、全庁体制でこども施策を推進します。

こども施策調整班（マトリックス組織）を設置し、こどもに関する様々な課題に対して部局横断的に対応します。

(2) 国、市町村等との連携

こども基本法において、市町村こども計画策定の努力義務が課されたことを踏まえ、市町村に対して、地域の実情を踏まえた計画が策定されるよう働きかけるとともに、こども施策が実施されるよう適切な支援を行います。

また、国・県・市町村、教育・福祉・医療・労働関係団体、NPO、ボランティア、企業、大学等と知恵を出し合い、広く県民各層の理解と協力を得ながらこども施策を推進します。

こどもの貧困対策について、「沖縄の子供のために（沖縄の子供の貧困対策のためのメッセージ）」（平成27年12月1日）で取りまとめた内容を踏まえ、国、県及び市町村が連携して推進します。

(3) 沖縄県子どもの貧困対策推進基金

沖縄県子どもの貧困対策推進基金により、県と市町村が連携して、計画的かつ効果的にこどもの貧困対策に資する事業に取り組みます。

(4) 沖縄県こども施策推進会議及び沖縄県こども・子育て会議による施策の評価

沖縄県こども施策推進会議において、PDCAサイクルに沿って施策の点検評価を行い、必要な見直しを行います。

令和6年4月に設置した外部有識者等で構成する沖縄県こども・子育て会議において、施策の分析・評価を行い、計画の効果的な推進を図るための体制を構築します。

1 第6章 こども計画に関する指標

2 1 「こどもまんなか社会」の実現に向けた指標（※こども・若者や子育て当事者の視点に立った指標）

No	指標名称	現状値	現状値時点	指標設定の考え方	目標値【R11年度】	目標設定の考え方	全国値	全国値時点	出典
1	「こどもまんなか社会の実現に向かって」と思う人の割合	23.0%	R6年度 (11/18速報値)	「県こども計画」において理念となる「こどもまんなか社会」の概念の認識や実現に向けた取組が、どのぐらい推進されたかを図るために指標を設定する。	41.0% 【R9年度】	R6県民意識調査の結果から、「どちらかと言えばそう思わない」層の約30%を、「どちらかと言えばそう思う」層にすると考え、年6%ずつの増加とし、目標値を設定する。	15.7%	R5年	県：県民意識調査（R6）→県民アンケート 国：こども施策の推進に関する意識調査
2	「普段の生活の中で、幸せな気持ちになる」児童生徒の割合（小中）	(小) 92.2% (中) 90.1%	R6年度	本指標は、こどもが生活において感じていることを把握するものとなっており、全国値との比較ができることから、この指標を設定する。	全国平均以上	いずれの年度においても小中学生共に全国平均を上回る傾向を維持しているが、全国値も変動することが見込まれることから「全国平均以上」を目標値として設定する。	(小) 91.7% (中) 89.8%	R6年度	全国学力・学習状況調査
3	「自分のことが好きだ」と思うこども・若者の割合	(小5) 69.8% (中2) 66.4%	沖縄こども調査2024年（小5、中2）	「県こども計画」を策定し、様々な取組を実施することで、こどもの自己肯定感がどのぐらい高まるのかを図るため指標を設定する。	(小5) 72.8% (中2) 69.4% 【R9年度】	R6こども調査（小中学生調査）の結果から、年1%ずつの増加とし、小5、中2それぞれの目標値を設定する。	60.6%	2022年	県：沖縄こども調査2024年（小5、中2） 国：こども・若者の意識と生活に関する調査
4	「自分には、よいところがある」と思う児童生徒の割合（小中）	(小) 85.4% (中) 86.1%	R6年度	本指標は、児童生徒が客観的に自分をとらえ、自己肯定感を持っているか把握するものとなっており、全国値との比較ができることから、この指標を設定する。	全国平均以上	いずれの年度においても小中学生共に全国平均を上回る傾向を維持しているが、全国値も変動することが見込まれることから「全国平均以上」を目標値として設定する。	(小) 84.1% (中) 83.3%	R6年度	県・国：全国学力・学習状況調査
5	「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」児童生徒の割合（小中）	(小) 64.1% (中) 65.1%	R6年度	本指標は児童生徒が学校内でサポートを受けられる環境を把握するものとなっており、児童生徒と教職員との関わりを把握できることから本指標を設定する。	(小) 67.1% (中) 67.5%	年々数値は上昇しているが全国値に達していない状況にあることから基準年(R6年度)の全国値を目標値として設定する。	(小) 67.1% (中) 67.5%	R6年度	県・国：全国学力・学習状況調査

第6章 こども計画に関する指標

No	指標名称	現状値	現状値時点	指標設定の考え方	目標値 【R11年度】	目標設定の考え方	全国値	全国値時点	出典
6	「自分の将来が楽しみだ」と思うこども若者の割合	(小5) 78.8% (中2) 68.3%	沖縄こども調査2024年(小5、中2)	「県こども計画」を策定し、様々な取組を実施することで、こどもが自分の将来に希望が持てるようになっているかを図るため指標を設定する。	(小5)81.8% (中2)71.3% 【R9年度】	R6こども調査(小中学生調査)の結果から、年1%ずつの増加とし、小5、中2それぞれの目標値を設定する。	66.4%	R4年	県：沖縄こども調査2024年(小5、中2) 国：こども・若者の意識と生活に関する調査
7	「20年先の沖縄は現在よりも発展し、輝いていると思う」人の割合	33.5%	R6年度 (11/18速報値)	「県こども計画」を策定し、様々な取組を実施することで、沖縄(自国)の将来に対し希望が持てるようになっているかを図るため指標を設定する。	35.0% 【R9年度】	過去3回調査において数値に大きな変動がないため(H31→35.6% R3→35.8% R6→33.5%)、現状維持とし、平均値を目標値として設定する。	31.0%	H30年	県：第11回県民意識調査(R3) 国：我が国と諸外国の若者意識に関する調査2018年
8	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていく」と思う人の割合	29.0%	R6年度 (11/18速報値)	「県こども計画」を策定し、様々な取組を実施することで、県民がどのように感じているのか、機運醸成が進んでいるのか図るため指標を設定する。	47.0% 【R9年度】	R6県民意識調査の結果から、「どちらかと言えばそうわない」層の約30%を、「どちらかと言えばそう思う」層にすると考え、年6%ずつの増加とし、目標値を設定する。	27.8%	R5年	県：県民意識調査(R6)→県民アンケート→こども調査 国：こども施策の推進に関する意識調査2023年
9	「子育てに関する相談で頼れる人がいる」と回答した子育て当事者の割合	87.9%	R5年	子育て当事者が、子育てしやすさをどのように感じているかを図るための指標であり、子育て当事者の視点に立った指標として適切である。	90.1% 【R9年度】	R3年度 92.3%とR5年度 87.9%の現状値の平均を、目標値として設定する。	83.1%	R5年	県：沖縄こども調査2023年(0~17歳) 国：生活と支え合いに関する調査

1

2

3

4

5

6

2 こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標

No	指標名称	現状値	現状値時点	指標設定の考え方	目標値【R11年度】	目標設定の考え方	全国値	全国値時点	出典
第3章 こども施策に関する重要施策									
1 ライフステージを通じた重要施策									
(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等									
指標1	こどもの権利条約の認知度	(小5) 24.8% (中2) 39.8%	R6年度	本指標はこどもの権利条約の認知度を把握するものとなっており、数値の上昇によりこどもの権利の認知度及び普及啓発の状況を把握できることから指標に設定する。	全国平均	全国値と同程度とする。	小学1～3年生 16.8% 小学4～6年生 32.0% 中学生 43.2% 高校生 67.1% 大人 53.2%	R5年度	県：沖縄こども調査 全国：児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究
指標2	人が困っているときは、進んで助け ている児童生徒の割合（小中）※ 委員意見により削除	—(小) 90.2% —(中) 86.7%	R6年度	本指標は国が作成するこどもまんなか実行計画の指標としても設定されており、児童生徒の自己有用感等を把握するものとなっていることからこの指標を設定する。	—	—	—(小) 92.7% —(中) 90.1%	R6年度	全国学力・学習状況調査
指標2	こどもの権利が尊重され、社会参加 の機会が増えていること ※委員意 見により追加	29.1%	R6年度 (11/18速報 値)	こども計画に基づく各種施策により、こどもの権利が尊重され社会参加の機会が増えていくかを把握するため指標に設定する。	50.1% 【R9】	R6県民意識調査の結果から、「どちらとも言えない」層の約38%を、「ある程度満たされている」層にすると考え、年7%ずつの増加とし、目標値を設定する。	—	—	県：県民意識調査
(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり									
指標3	放課後子ども教室設置数 (学校・家庭・地域の連携協力推進 事業を活用している数)	125教室	R5	様々な体験活動を実施している放課後子ども教室の設置数が増えることにより、多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりの充実につながることから、この指標を設定する。	135教室	各年2教室、5年間で計10教室の増加を目指すことから、135教室とする。	—	—	沖縄県教育庁生涯学習振興課調べ
指標4	海外との交流活動等を行っている高 等学校数	17校	R3年度	本指標は高等学校等における海外との交流活動等の状況を把握するものとなっており、高等学校等における海外との交流活動等の実施により、国際理解教育の充実につながったことを把握できることから、この指標を設定する。	17校 【R9年 度】	現状値が全国平均を上回り、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画（前期）の目標値（17校）に達している。計画の整合性を図り目標値を同計画に合わせて設定する。（現状値維持）	14校 ※都道府県の平均値	R3年度	高等学校等における国際交流等の状況調査
(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供									
指標5	産後ケア事業実施市町村数	36市町村	R6-4	出産後1年以内に母子の健康状態に応じた保健指導や相談等を行う「産後ケア事業」を実施する市町村数で、当該事業により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実につながったことを把握できることからこの指標を選定する。 市町村が実施主体である「産後ケア事業」については、第4章表6において令和11年度までの今後の実施予定を記載するため削除。	—	—	—	—	沖縄県こども未来部子育て支援課調べ
指標5	10代の性感染症罹患率	性器クラミジア感染症 3.84人 淋菌感染症 0.83人 尖圭コンジローマ 0.24人 性器ヘルペス感染症 0.24人	R4年末時点	本指標は感染症発生動向調査において、定点医療機関から報告される1定点あたりの患者数を把握するものとなっており、数値の減少により、罹患率低下につながったことを把握できることから、この指標を設定する。	性器クラミジア感染症 2.46人 淋菌感染症 0.37人 尖圭コンジローマ 0.25人 性器ヘルペス感染症 0.23人	性感染症は定点医療機関からの報告となり、全数を把握しておらず罹患率が算出できないため、1定点当たりの報告数をこれまで指標としている。 直近5年間（平成30年～令和4年）の平均では、沖縄県は性器クラミジア感染症は2.47人、淋菌感染症は0.38人、尖圭コンジローマは0.26人、性器ヘルペス感染症は0.24人となっており、全国は性器クラミジア感染症は2.29人、淋菌感染症は0.62人、尖圭コンジローマは0.19人、性器ヘルペス感染症は0.28人となっている。 とりわけ沖縄県の数値が高い訳ではないが、直近5年間の県内の平均を下回る数値を目標値とする。	性器クラミジア感染症 2.37人 淋菌感染症 0.72人 尖圭コンジローマ 0.22人 性器ヘルペス感染症 0.28人	R4年末時点	健やか親子おきなわ21（第2次）

第6章 こども計画に関する指標

No	指標名称	現状値	現状値時点	指標設定の考え方	目標値 【R11年度】	目標設定の考え方	全国値	全国値時点	出典
指標6	0～19歳の不慮の事故による死亡率 (人口10万対) 乳児のSIDS死亡率 ※指標変更し、「(6) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組」から「(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供」へ移動	(0歳) 0 (1～4歳) 1.7 (5～9歳) 1.2 (10～14歳) 2.4 (15～19歳) 12.8	R3	こども乳児のに対する突然死症候群（SIDS）予防対策の効果を見えるため指標として設定する。 ※健やか親子おきなわ21の指標にあわせて、0～19歳を設定 【指標の変更理由】 健やか親子おきなわ21では、0～19歳の不慮の事故による死亡率(人口10万対)を指標としていたが、次期計画として現在作成中の成育医療計画（仮称）において乳児のSIDS死亡率を指標とするため。	0	現状値0件の維持を目標とする	0	R5年	衛生統計年報 国勢調査
(4) 障害児支援・医療的ケア児等への支援									
指標7	障害児等療育支援事業（施設指導支援）	（施設指導の実施件数）464件	R6年3月	障害児等の通う保育所や事業所等の職員に対し、療育に関する技術の研修・指導を行うことで、障害児等が通う保育所等で適切な支援が提供可能になり、障害児等の福祉の向上が図られることからこの指標を設定する。	500件	目標値の設定については、現状値を踏まえ同程度とし、500件と設定する。	—	—	療育等支援事業者実績報告書
指標8	公立幼稚園・幼保連携型認定こども園における特別な配慮を必要とする幼児に対する個別の指導計画の作成	92.6%	R5.5.1	障害のある幼児の個々の実態に応じた適切な指導について明確にし、実施するために作成するものであることから指標として設定する。	100%	障害のある幼児の個々の実態に応じた適切な指導について明確にし、実施するために作成することから小中高と同様に目標設定を100%とする。	92.4%	R5.5.1	令和5年度特別支援教育体制整備状況調査
指標9	公立幼稚園・幼保連携型認定こども園における特別な配慮を必要とする幼児に対する個別の教育支援計画の作成	94.0%	R5.5.1	教育・医療・福祉等の関係機関との連携を図り、支援が必要な幼児個々の継続的な支援体制状況を把握するために指標として設定する。	100%	教育・医療・福祉等の関係機関との連携を図り、支援が必要な幼児個々の継続的な支援体制構築のために作成することから小中高と同様に目標設定を100%とする。	86.0%	R5.5.1	令和5年度特別支援教育体制整備状況調査
指標10	圏域別研修等事業回数（障害福祉圏域における研修会の実施件数）	1回	R6年3月	各圏域において、市町村や事業所等の障害児支援に関わる職員向けに研修を実施することで、支援者の質の向上が図られ、障害児等が質の高いサービスを受けることが可能になることからこの指標を設定する。	5回	各圏域（5圏域）で1回ずつ研修を実施することを目標に設定する。	—	—	沖縄県障害者自立支援協議会資料
指標11	子どもの心の診療ネットワーク事業	（研修参加）49名 （診療相談件数）256件 （拠点病院からつなぐことが可能な医療機関数）確認中（1月頃確定）	R5年度	子どもの心の診療に対応できる医師や心理士等の養成状況や拠点病院からつなぐことができる医療機関数の把握のため、この指標を設定する。	（研修）50名 （拠点病院からつなぐことが可能な医療機関数）現状値を確認したあとに設定	医師や心理士等に向け、現状の人数を維持できるような研修を行うこと、拠点病院からつなぐことが可能な地域の医療機関数を増やすことを目標とする。	—	—	沖縄県こども未来部子育て支援課集計
指標12	発達障害者の相談窓口を設置している市町村数	26市町村	R5.4.1（時点）	発達障害のある人が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、発達障害者の相談窓口を設置している市町村数を設定する。	41市町村	全市町村（41市町村）に、発達障害者の相談窓口を設置することを目標に設定する。	—	—	沖縄県生活福祉部障害福祉課調査
指標13	児童発達支援センターの設置市町村数 ※委員意見により追加	8市町村	R6年11月	国の基本指針では、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することが基本とされている。 児童発達支援センターは、市町村における十分な支援体制、連携体制の核となる機関であり、県は市町村等と連携を図り設置促進に取り組むこととしている。 第7期沖縄県障害福祉計画第3期沖縄県障害児福祉計画（令和6年4月～令和9年3月）策定において、市町村の検討状況を把握していることから、指標として設定する。	38市町村【R8年度】	第7期沖縄県障害福祉計画及び第3期沖縄県障害児福祉計画を策定するにあたり行った調査において、38市町村が設置済みまたは設置予定としている。※3村（伊江村、北大東村、多良間村）は未定	—	—	沖縄県生活福祉部障害福祉課調査

第6章 こども計画に関する指標

No	指標名称	現状値	現状値時点	指標設定の考え方	目標値【R11年度】	目標設定の考え方	全国値	全国値時点	出典
⑤ 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援									
指標14	里親等委託率	39.7%	R5年度末現在 (暫定値)	本指標は、県内の社会的養護の必要なこどものうち里親等による家庭養護の対象となった割合を把握するものである。家庭養護の推進の状況を把握できることから、この指標を設定する。	検討中 ※R7.3項 に掲載	今年度改定の沖縄県社会的養育推進計画（R7～11年度）で、里親等委託率のR11年度目標を「乳幼児75%以上、学童期以降50%以上」に設定することが求められているが、現在、同計画検討会において検討中。	25.2%	R5年度末現在 (暫定値)	福祉行政報告例
指標15	小規模グループケアの実施箇所数	16箇所	R6.4.1	本指標は、県内児童養護施設等においてグループケアの実施状況が把握できるものとなっている。国の社会的養育推進計画においても数値目標の設定が求められていることから、当該指標を設定する。	検討中 ※R7.3項 に掲載	現在、沖縄県社会的養育推進計画検討会において検討中。	2,394箇所	R5.10.1	県：沖縄県こども未来部 こども家庭課集計 全国：社会的養育の推進に向けて
指標16	地域小規模児童養護施設数（地域小規模養護施設の設置箇所数）	14箇所	R6.4.1	本指標は、県内児童養護施設の小規模化、地域分散化の実施状況が把握できるものとなっている。国の社会的養育推進計画においても数値目標の設定が求められていることから、当該指標を設定する。	検討中 ※R7.3項 に掲載	現在、沖縄県社会的養育推進計画検討会において検討中。	607箇所	R5.10.1	県：沖縄県こども未来部 こども家庭課集計 全国：社会的養育の推進に向けて
指標17	児童自立生活援助事業実施箇所数	4箇所	R6.4月時点	実施箇所数で自立支援事業の拡充状況が把握できることから、当該指標を設定する。	検討中 ※R7.3項 に掲載	現在、沖縄県社会的養育推進計画検討会において検討中。	229箇所	R3.10月時点	県：沖縄県こども未来部 こども家庭課集計 全国：厚生労働集計
指標18	児童家庭支援センターの設置	3箇所	R6.5月時点	本指標は、児童相談所の補完的役割を担い、児童・家庭・市町村等への助言・支援を行う児童家庭支援センターの設置数を把握するものであり、家庭及び地域支援体制の強化の状況を把握できることから、この指標を設定する。	検討中 ※R7.3項 に掲載	現在、沖縄県社会的養育推進計画検討会において検討中。	139箇所	R元年10月時点	県：沖縄県こども未来部 こども家庭課集計 全国：厚生労働省集計
指標19	「家族の世話をしているため、やりたいことができないことがある」と思う人の割合	1.80%	R4年度	本指標は、ヤングケアラーを把握するものとなっており、ヤングケアラー支援施策の実施により、自分の時間が確保できるヤングケアラーの割合が増えたことを把握できることから、この指標を設定する。	1.8%以下	現状値（1.8%）を下回る数値を目標として設定する。	—	—	沖縄県ヤングケアラー実態調査 （※今後は沖縄こども調査で把握）
指標20	社会的養護が必要なこどもの大学等進学率	58.6%	R5.3.31	本指標は、県内の社会的養護のもとで生活している児童の進学率を把握するものである。進学支援の状況が把握できることから、当該指標を設定する。	全県平均	全卒業者総数における大学等進学率の全県並み（60.8%/R5.3月）を目指す。	42.8%	R4.3.31	児童養護施設等入退所状況等調査について
⑥ こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組									
指標21	30歳未満の自殺者数	38人	令和5年	本指標は自殺統計において、厚生労働省から報告される「地域における自殺の基礎資料（自殺日×住所地）」の自殺者数を年齢階級別に区切った数となっており、数の減少により、30歳未満における自殺者数が減ったにつながったこと こども若者の自殺の状況 を把握できることから、この指標を設定する。	減少	こどもの自殺対策緊急強化プランにおいて「こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現」が目標である。当該指標は、年による変動割合が大きく、また、強化プランの取組状況及びロードマップにおいて、こどもの自殺者数の実施目標を「減少」と定めていることから、この目標を設定する。	3,315人	R5年	地域における自殺の基礎資料
指標22	小・中・高校における暴力行為発生件数（児童生徒千人当たり）	(小) 22.1件 (中) 15.4件 (高) 1.6件	R5年度	本指標は児童生徒による暴力行為の発生件数を把握するものとなっており、全国値との比較ができることから、この指標を設定する。	(小) 16.8件 (中) 12.9件 (高) 1.6件	沖縄県の小中学校においては全国値との差が2倍程度であることから、基準年(R6年度)の差を半分にする数値を目標値として設定する。 高校においては近年の傾向が全国値以下となっているため現状値を目標値として設定する。	(小) 11.5件 (中) 10.4件 (高) 1.7件	R5年度	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

第6章 こども計画に関する指標

No	指標名称	現状値	現状値時点	指標設定の考え方	目標値【R11年度】	目標設定の考え方	全国値	全国値時点	出典
(5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援									
2 ライフステージ別の重要施策									
(1) こどもの誕生前から幼児期まで									
指標23	保育所等入所待機児童数（顕在・潜在）	顕在： 356人 潜在：1,925人	R6. 4. 1	本指標は、保育サービス提供の状況を把握する重要な指標として設定。 ただし、潜在的特機児童数については、公費が投じられている企業主導型保育事業等が含まれていることに留意が必要である。	顕在：0人 潜在：335人	新・沖縄21世紀ビジョン実施計画の終期である令和13年度末の目標値を顕在、潜在ともに0人としており、本計画の終期である令和11年度末では、顕在0人、潜在335人を見込んでいる。	待機児童数（顕在）：2,567人 除外4類型等（潜在）：89,574人	R6. 4. 1	県：保育所等待機児童数調査 全国：保育所等関連状況取りまとめ
指標24	自己評価実施園率（公立幼稚園）	97.0%	R6年3月	本指標は、幼児教育・保育の質の向上を把握するものとなっており、自己評価の実施により幼児教育・保育の質の向上、質の高い幼児教育・保育の保障につながったことを把握できることから、この指標を設定する。	100%	学校教育法施行規則第66条において、小学校は自ら評価を行い、その結果を公表するものとする（第39条において幼稚園に準用する）と定められているため、100%とする。	—	—	沖縄県教育庁義務教育課調べ
指標25	自己評価実施園率（私立幼稚園）	100.0%	R5年度	本指標は、（幼児教育・保育の質の向上）及び（質の高い幼児教育・保育の保障）を把握するものとなっており、自己評価の実施により幼児教育・保育の質の向上、質の高い幼児教育・保育の保障につながったことを把握できることから、この指標を設定する。	100%	現状値である100%の維持を目標とする。	—	—	沖縄県こども未来部子育て支援課調べ
指標26	自己評価実施園率（公立保育所等）	100.0%	R6. 4. 1	本指標は、保育の質の確保・向上を把握するものとなっており、自己評価の実施により、保育の質の向上につながったことが把握できるため。	100%	現状値である100%の維持を目標とする。	—	—	沖縄県こども未来部子育て支援課調べ
指標27	自己評価実施園率（認可保育所等）	97.9%	R6. 4. 1	本指標は、保育の質の確保・向上を把握するものとなっており、自己評価の実施により、保育の質の向上につながったことが把握できるため。	100%	現状値が97.9%であり、今後も取組について周知し経年的に100.0%を達成することを目標とし、設定する。	—	—	沖縄県こども未来部子育て支援課調べ
指標28	学校関係者評価実施園率（公立幼稚園）	92.1%	R6年3月	本指標は、幼児教育・保育の質の向上を把握するものとなっており、自己評価の実施により幼児教育・保育の質の向上、質の高い幼児教育・保育の保障につながったことを把握できることから、この指標を設定する。	100%	学校教育法施行規則第67条において、小学校は評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする（第39条において幼稚園に準用する）と定められているため、100%とする。	—	—	沖縄県教育庁義務教育課調べ
指標29	学校関係者評価実施園率（私立幼稚園）	40.0%	R6. 4. 1	本指標は、幼児教育・保育の質の向上及び質の高い幼児教育・保育の保障を把握するものとなっており、学校関係者評価の実施により幼児教育・保育の質の向上、質の高い幼児教育・保育の保障につながったことを把握できることから、この指標を設定する。	60.0%	H30年度実績が29%、R5年度実績が40%となっており、5年間で11%増加している。R6年度からは実施施設に対して聞き取りを行い、実施することのメリットや実施場所などについて未実施施設へ情報提供をすることで、令和11年度までに20%の増加を目標とする。	—	—	沖縄県こども未来部子育て支援課調べ
指標30	妊産婦死亡率（出産10万対）	0	R4	出産年齢の上昇等によるハイリスク妊婦数と周産期医療体制整備の状況を評価できることから指標とした。	0人	令和4年の全国の妊産婦死亡数が33人に対し、本県は0人となっている。引き続き、妊産婦が安心して出産を迎えられる体制を維持するため、目標値を現状維持とする。	4.2	R4	人口動態統計
指標31	妊娠・出産について満足している者の割合	83.8%	R4	安心して妊娠・出産ができる体制など、妊産婦を支える環境が整うことで、妊娠・出産に満足している者の割合が増えると考えられることから指標として設定する。	84.6%	H30年以降、80～84.3%の間で推移しており、全国水準まで引き上げるため、R4の全国値を目標とし、設定する。	84.6%	R4	こども家庭庁成育局母子保健課調べ
指標32	こども家庭センターの設置市町村数	14市町村	R6年度	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うこども家庭センターの市町村設置を県として促進する必要がある。市町村における相談支援体制の強化について把握できるものであり、指標として設定する。	41市町村	令和9年以降は、既存の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が国からの補助対象外となるため、双方の機能を兼ね備えたこども家庭センターの県内全ての市町村での設置を目指す。	876市区町村	R6年度	「こども家庭センター」の設置状況等の調査結果

第6章 こども計画に関する指標

No	指標名称	現状値	現状値時点	指標設定の考え方	目標値【R11年度】	目標設定の考え方	全国値	全国値時点	出典
指標33	乳児全戸訪問事業における訪問率	89.9%	R4年度	本指標は、生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭へ訪問支援員が訪問した率を把握するものとなっており、乳児のいる家庭への子育てに関する情報提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握による支援が広く実施されていることが把握できることから、この指標を設定する。 市町村が実施主体である「乳児家庭全戸訪問事業」については、第4章表6において令和11年度までの今後の実施予定を記載するため削除。	—	—	94.7%	R元年度	県→沖縄県こども未来部 こども家庭課集計 全国→厚生労働省集計
指標33	乳幼児健康診査の受診率	(乳児) 89.4% (1.6歳児) 90.7% (3歳児) 87.9%	R4	乳幼児健診の受診促進や健診時の保健指導・育児支援の繁ぎ等により、乳幼児の健康の保持・増進につながると考えられることから指標として設定する。	(乳児) 90% (1.6歳児) 91% (3歳児) 90%	乳幼児健診受診率は87～90%で、全国(88～96%)より低い状況となっているため、まずは全国値に近づけることを目指し、90%を目標とする。ただし1.6歳児健診については現状が90%を上回っていることから、現状維持を目標とする。	(乳児) 88.8% (1.6歳児) 96.3% (3歳児) 95.7%	R4	地域保健・健康増進事業報告
指標34	養育支援訪問事業の実施市町村数	34市町村	R4年度	本指標は、地域で養育支援が特に必要である家庭に対し、専門的支援を実施している市町村数を把握するものとなっており、県内での養育環境の整備状況を把握できることから、この指標を設定する。 市町村が実施主体である「養育支援訪問事業」については、第4章表6において令和11年度までの今後の実施予定を記載するため削除。	—	—	1,448市町村	R2年度	県→沖縄県こども未来部 こども家庭課集計 全国→厚生労働省集計
指標34	保幼小連携協議会設置市町村数	29市町村	R6年3月	本指標は、幼児教育・保育の質の向上、小学校教育との円滑な接続改善を把握するものとなっており、保幼小連携協議会設置により質の高い幼児教育・保育の保障、小学校教育との円滑な接続改善につながったことを把握できることから、この指標を設定する。	41市町村	小学校教育との円滑な接続改善、架け橋期の保育・教育の充実のために不可欠であるため、41市町村とする。	—	—	沖縄県教育庁義務教育課調べ
② 学童期・思春期									
指標35	全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との差	(小) ▲3.6 (中) ▲7.3	R6年度	本指標は、高校進学率の改善、将来の進路選択の幅を広げるなど、中学校卒業後の進路未決定率と大きく関連があると考えられることから、この指標を設定する。	(小) 2.5 (中) 0.5	本指標は新・沖縄21世紀ビジョン実施計画の成果指標としても設定しており、R9年度とR13年度の目標値の中間値をR11年度の目標値とした。	—	R6年度	全国学力・学習状況調査
指標36	授業がわからないことがある児童生徒の割合の所得階層差	(小5) ▲14.9 (中2) ▲16.1	R3	こどもの学力は、家庭の経済状況との相関がみられており、就学支援や学習支援等の施策による学力の差の改善状況を測るため、この指標を設定する。	(小5) ▲3.0 (中2) ▲3.2	R3年度の第2期貧困計画策定時において、R3年度調査を基準として、R13年度に所得階層差を無くすことを目標に、R8年度時点の目標値を設定したところ。今回設定においても同様の考えでR11時点の目標値を設定する。	—	—	沖縄子ども調査(小中学生調査)
指標37	中学校卒業後の進路未決定率	1.7%	R5年3月	本指標は中学校卒業後の進路未決定者の状況を把握するためのものとなっており、全国値との比較ができることから、この指標を設定する。	全国平均	年々改善傾向にあるが依然として全国最低の水準であり、全国値も変動することが見込まれることから「全国平均」を目標値として設定する。	0.8%	R5年3月	学校基本調査
指標38	スクールソーシャルワーカーの配置人数	20人	R6年4月現在	SSWの配置人数の増員は、支援する子どもの人数の増加に直接繋がることから、本指標を設定している。	22人	必要性及び国の動向等を踏まえ、5年後に現在より2名程度増員を目指す。	3,747人	R5年度	「スクールソーシャルワーカー活用事業」における活動記録調査
指標39	スクールカウンセラーを配置する学校の割合	(小) 100% (中) 100%	R6年4月現在	様々な課題を抱える子どもや家庭への心理的ケアを充実させるため、スクールカウンセラーの学校配置の割合を指標とした。	(小) 100% (中) 100%	いじめや不登校等生徒指導上の問題はどの学校においても起こりうると考え、全小中学校への配置を目標とする。	(小) 94.7% (中) 97.8%	R5年度	「スクールカウンセラー等活用事業」に係る調査について
指標40	放課後児童クラブ数	605箇所	R5年5月1日	本指標は、県内の放課後児童クラブの設置数を把握し、施設整備支援の実施により受け皿確保につながったことを把握できることから、この指標を設定する。	検討中 ※R7.3頃に掲載	市町村子ども・子育て支援事業計画の放課後児童クラブ関連の目標値の集計に基づき設定する。(現在、市町村で11年度までのクラブ設置数の数値目標を検討中であり、当該報告を受けて入力)※市町村が計画する数字が3月に固まる見込みであるため、指標の目標値も3月に決定する見込み	25,807箇所	R5年5月1日	放課後児童健全育成事業実施状況調査

第6章 こども計画に関する指標

No	指標名称	現状値	現状値時点	指標設定の考え方	目標値【R11年度】	目標設定の考え方	全国値	全国値時点	出典
指標41	放課後子供教室と一体的校内外交流型又は連携して実施された放課後児童クラブ数	75箇所	R5年5月1日	本指標は、親の就労状況に関わらず、全てのこどもに安全・安心な居場所の確保を図る観点から放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を推進する必要があることから、この指標を設定する。	95箇所	H30年度実績95箇所をピークに下がって、R5年度実績が75箇所となっていることから、放課後子供教室と一緒にやることのメリットや実施場所などについて情報共有することで、計画期間中に過去実績に並ぶことを目標に95箇所に設定する。	9,157箇所	R5年5月1日	放課後児童健全育成事業実施状況調査
指標42	学校に行くのは楽しい児童生徒の割合（小中）	(小) 85.7% (中) 81.2%	R6年度	本指標は、学校が児童生徒にとって安心して学べる状況であるか把握するものとなっており、魅力ある学校づくりを推進するためこの指標を設定する。	全国平均	出典である全国学力・学習状況調査において、小中学生共に現状値と近い数値を推移しており、全国値も変動することが見込まれることから「全国平均」とした。	(小) 84.8% (中) 83.8%	R6年度	全国学力・学習状況調査
指標43	小5、中2の肥満傾向児の出現率	(小5男子) 14.7% (小5女子) 11.4% (中2男子) 11.9% (中2女子) 8.8%	R5年度	本調査は児童生徒の体格の状況を把握するものとなっており、全国体力・運動能力、運動習慣調査の実施により、肥満及び痩身の把握ができることから、この指標を設定する。	(小5男子) 12.3% (小5女子) 9.9% (中2男子) 9.5% (中2女子) 8.5%	本調査は児童生徒の体格の状況を把握するものとなっており、全国体力・運動能力、運動習慣調査の実施により、肥満及び痩身の把握ができ、目標設定値については、これまでの実績で全国平均との差が少ない数値を目標に設定する。	(小5男子) 13.6% (小5女子) 9.7% (中2男子) 10.6% (中2女子) 7.0%	R5年度	学校保健統計
指標44	児童・生徒における小5、中2の痩身傾向児の割合出現率	(小5男子) 2.3% (小5女子) 1.9% (中2男子) 2.9% (中2女子) 3.0%	R5年度	本調査は児童生徒の体格の状況を把握するものとなっており、全国体力・運動能力、運動習慣調査の実施により、肥満及び痩身の把握ができることから、この指標を設定する。	(小5男子) 1.8% (小5女子) 1.7% (中2男子) 2.2% (中2女子) 2.5%	本調査は児童生徒の体格の状況を把握するものとなっており、全国体力・運動能力、運動習慣調査の実施により、肥満及び痩身の把握ができ、目標設定値については、これまでの実績で全国平均との差が少ない数値を目標に設定する。	(小5男子) 2.8% (小5女子) 2.9% (中2男子) 3.3% (中2女子) 4.0%	R5年度	学校保健統計
指標45	裸眼視力1.0未満の者 裸眼視力1.0未満で受診を勧奨された児童のうち、受診した割合（小学校） ※指標変更	(小) 42.5% (中) 65.5% (高) 71.1% 27.5%	R4年度	本調査は児童生徒の疾病・異常被患率を把握するものである。学校における目の健康を守るための啓発活動により、改善につながったことを把握できることから、この指標を設定する。 本指標は全児童のうち裸眼視力1.0未満で受診を勧奨された児童の受診状況割合を把握するものとなっており、学校における目の健康を守るための啓発活動等の取組により、改善につながったことを把握できることから、この指標を設定する。 【指標の変更理由】 視力検査については、法的には、眼鏡使用者については裸眼視力の検査を省略できることとなっている。国の調査では、裸眼視力検査を省略したものが在籍する学級は、調査対象外（未受検者）として取り扱うため、都道府県データが得られないことがある。また、都道府県の校種ごとのデータは、参考公表として抽出校の推定値となっており、現状が十分に反映されていない可能性がある。県として、指標となる数値が示せない懸念があるため、指標を変更し、現在、県で調査を実施している「裸眼視力1.0未満で受診を勧奨された児童のうち、受診した割合（小学校）」とする。	30.0%	直近5年（令和元年から令和5年）の実績を上回ることを目標値として設定した。	(小) 37.9% (中) 61.2% (高) 71.6% —	R4年度 —	学校保健統計

第6章 こども計画に関する指標

No	指標名称	現状値	現状値時点	指標設定の考え方	目標値【R11年度】	目標設定の考え方	全国値	全国値時点	出典
指標46	朝食を毎朝食べる児童生徒の割合	(小5男子) 79.9% (小5女子) 78.1% (中2男子) 79.5% (中2女子) 71.1%	R5年度	本調査は児童生徒の朝食の摂取状況を把握するものとなっており、学校における食育の推進を図ることにより改善につながったことを把握できることから、この指標を設定する。	(小5男子) 81.7% (小5女子) 80.4% (中2男子) 80.7% (中2女子) 73.7%	過去5年分の全国平均の値を目標値とする。ただし、中2女子については、全国平均との差が約3ポイントとなっており開きが大きいため、全国平均値より2ポイント下方値を目標値とする。	(小5男子) 80.8% (小5女子) 79.4% (中2男子) 80.0% (中2女子) 73.0%	R5年度	全国体力・運動能力、運動習慣等調査
指標47	将来の夢や目標を持ち、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる児童生徒の割合	(小) 82.0% (中) 74.7%	R6年度	夢や目標をもち、その達成に向けて自主的に課題に取り組むことは、こどもたちの学習のためには大切なため、この指標を設定する。	全国平均	出典である全国学力・学習状況調査において、小中学生共に現状値に近い数値を推移しており、全国値も変動することが見込まれることから「全国平均」とした。	(小) 82.2% (中) 73.3%	R6年度	全国学力・学習状況調査
指標48	いじめの重大事態の発生件数(児童生徒千人当たり)	0.10件	R5年度	本指標はいじめによる重大事態発生状況を把握するものとなっており、全国値との比較ができることから、この指標を設定する。	0.10件以下	出典となる「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、過去3年間沖縄県は全国値を上回っていたが、R5においては減少が見られ、全国と同等の数値となっている。全国値は増加傾向にあるが、沖縄県ではR5年度を基準として減少を目指して設定した。	0.10件	R5年度	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
指標49	小学生数に占める放課後児童クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)の割合	1.07%	R5年5月1日	待機児童対策実施の成果を把握するとともに、全国比較も可能となることから、この指標を設定する。	0.16%	新・沖縄21世紀ビジョン実施計画の中で、R3年度の0.78%からR13年度までに待機児童解消を目指す計画であり、毎年度、計画的に取り組みを進めた場合、令和11年度末には左記のとおりとなることを見込んでいる。	0.27%	R5年5月1日	沖縄県こども未来部子育て支援課調べ
指標50	不登校児童生徒が学校内外で相談機関等から相談・指導を受けた割合	(小) 99.2% (中) 97.8%	R5年度	不登校児童生徒への対応は、個々の状況を適切に把握し、個に応じた指導・支援により社会的自立へつなげることが重要である。その際、学級担任のみならず、養護教諭やスクールカウンセラー等との連携や、関係機関との連携による本人支援や保護者支援へつなぐことが重要となる。そのため、本指標により、不登校児童生徒に対する学校内外における組織的な支援状況を把握することができることから、この指標を設定する。	全国平均	県の実施する「不登校児童生徒が相談・指導等を受けた学校内外の機関等の実態調査」によると、小中学生ともに全国値より高い数値となっている。全国値の出典である「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、全国値も変動することが見込まれることから「全国平均」とした。	(小) 95.7% (中) 95.8%	R5年度	県：不登校児童生徒が相談・指導等を受けた学校内外の機関等の実態調査 全国：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
指標51	こどもの居場所の利用者数	449,352人	令和6年3月	本指標はこどもの居場所の利用者数を把握するものとなっており、内閣府沖縄振興局調査の実施により、生活困窮世帯のこどもがどのくらい居場所の利用につながったことを把握できることから、この指標を設定する。	449,352人	令和7年度は、沖縄こどもの貧困緊急対策事業(以下「こ貧困事業」という。)の3年に1度の補助率等の見直しを行う年であり、前回の見直しと同様に補助率が減となる可能性もあることや、こどもの居場所において、こ貧困事業がいつまで継続するか分からない中で、今後こども家庭庁で実施している居場所支援事業に徐々に移行していくことも考えられることから、各市町村において事業の廃止、縮小することも考えられる。そういった市町村の動向が分からない状況から、過去の利用者数が最大であった数値を目標値として設定している。	—	—	内閣府沖縄振興局事業振興室調べ
指標52	3歳児でむし歯のある者の割合 ※「(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」から「(2) 学童期・思春期」へ移動	15.8%	R4年度	本指標は3歳児のむし歯のある者の割合を把握するものとなっており、数値の減少により、3歳児のむし歯罹患状況低下につながったことを把握できることから、この指標を設定する。	12%【R10年度】	平成24年度の33.2%から令和3年度は18.9%と改善で推しており、そのトレンドから令和10年度の目標値を12%とする。	8.6%	R4年度	県：乳幼児健康診査報告書及び地域保健課調べ 全国：地域保健・健康増進事業報告

第6章 こども計画に関する指標

No	指標名称	現状値	現状値時点	指標設定の考え方	目標値【R11年度】	目標設定の考え方	全国値	全国値時点	出典
指標53	県立高等学校中途退学率	1.4%	R4年度	本指標は県立高等学校における中途退学率を把握するものとなっており、中途退学対策に係る取組や就学継続のための相談・支援等の実施により、就学継続及び中途退学の防止につながることを把握できることから、この指標を設定する。	1.4%	県立高校の中途退学率は、徐々に改善が見られ、令和4年度の県立高校の中途退学率は1.4%であった。中途退学対策の長期的目標を全国値と設定していることと、これまでの改善傾向を踏まえて、令和11年度の目標値を1.4%と設定する。	1.4%	R4年度	県：県立学校教育課調査 全国：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
指標54	不登校生徒が学校内外で相談・指導等を受けた割合（高校）	75.9%	R4年度	本指標は高等学校の不登校生徒が学校内外で相談・指導等を受けた割合を把握するものとなっている。不登校の要因は多様で、不登校から中途退学に至るケースが多く見られるため、学校内外における相談支援等の実施により、不登校生徒の支援及び改善につながることから、この指標を設定する。	80.0%	不登校生徒が学校内外で相談を受けた割合は、令和元年度64.3%から令和3年度76.9%、令和4年度は75.9%となっており、徐々に増加傾向にあるため、令和11年度は80.0%を目標として設定する。	59.2%	R4年度	県：県立学校教育課調査 全国：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査
指標55	子ども・若者支援地域協議会設置件数	3件	R6年度	困難を有することも・若者に対して、効果的かつ円滑な支援を図るためには、市町村における子ども・若者支援地域協議会の設置促進が必要となっているため、本協議会の設置件数を指標として設定する。	5件【R9年度】	R3年度の2件を基準として、R13年度に県内の約3割にあたる12自治体（10自治体の増）での設置を目指すこととし、その中間にあたるR9年度においては、増加目標数の3割にあたる3自治体の増（合計5自治体）を目指す。	142件	R6.4.1現在	県：沖縄県こども未来部 こども若者政策課集計 全国：こども家庭庁集計
③ 青年期									
指標56	若年者（15～29歳）の完全失業率	6.5%	R5年	就職を支援する施策を推進することで、若年者の完全失業率が改善することから、指標として設定する。	4.3%	新・沖縄21世紀ビジョン実施計画において、R3時点値6.8%から、毎年0.3ポイント改善し、10年間でコロナ前（R1）の全国値3.7%とする目標を設定しており、それと合わせている。	4.1%	R5年	労働力調査
指標57	産業別、常用労働者の1人月間現金給与額（規模5人以上）における「決まって支給する給与」（全産業平均）	216,848円	R5年平均	沖縄県の全産業平均における給与月額が、国の定める貧困線を上える必要があることから、この指標を設定する。	237,111円	沖縄県所得向上応援企業認証制度では、県の目標値月額給与23万円を達成するために、年1.5%の増加を目標としているが、現時点において、23万円の目標値を達成できていないことから、引き続き、年1.5%の増加を目標とする。沖縄振興特別推進交付金においても、月額給与の年1.5%の増加を成果目標としている。 R6：216,848円（現状値）×1.015%=220,101円 R7：220,101円×1.015%=223,403円 ↓ R11：233,607円×1.015%=237,111円	270,229円	R5年平均	毎月勤労統計調査 地方調査
指標58	正規雇用者（役員を除く）の割合	59.8%	R5年平均	本指標は役員を除く雇用者全体に占める正規雇用者の割合を把握するものとなっており、正規雇用を促進する取組により正規雇用者が増加したことを把握できることから、この指標を設定する。	62.9%	新・沖縄21世紀ビジョン実施計画において、R3時点値61.3%から、毎年0.2ポイント改善し、10年間で全国値63.3%とする目標を設定しており、それと合わせている。 ・R3からR11の8年間で 0.2×8=1.6ポイント改善 63.3+1.6=62.9%	63.0%	R5年平均	労働力調査（基本集計）
指標59	婚姻率（人口千対）	4.4	R5年	少子化の大きな要因の1つである未婚化の改善に向けた取組を推進していく必要があることから、この指標を設定する。	4.4以上	結婚・子育てを応援する社会的機運の醸成に向けた様々な取り組みが推進されることで、結婚に関する不安感や負担感の軽減が図られ、現状値より数値が改善されると見込まれる。	3.9	R5年	厚生労働省人口動態統計（確定数）の概況
指標60	新規学卒者（大学・短大・専門学校）の就職内定率	（大学） 89.9% （短大） 95.9% （専門学校） 90.6%	R6年3月卒	学生向けの就職支援施策を行うことで、新規学卒者の就職内定率向上に繋がることから、指標として設定する。	（大学） 93.8% （短大） 96.6% （専門学校） 93.8%	新・沖縄21世紀ビジョン実施計画において、R4年3月卒の時点値（大学85.7%、短大92.0%、専門学校90.0%）から、毎年、大学1.01ポイント、短大0.58ポイント、専門学校0.47ポイント改善し、10年間でR4年3月卒の全国値とする目標を設定しており、それと合わせている。	（大学） 98.1% （短大） 97.4% （専門学校） 97.5%	R6年3月卒	新規学卒者の求人・求職・就職内定状況

第6章 こども計画に関する指標

No	指標名称	現状値	現状値時点	指標設定の考え方	目標値【R11年度】	目標設定の考え方	全国値	全国値時点	出典
指標61	新規卒業者の1年目の離職率	(高卒) 27.4% (大卒) 17.1%	R4年3月卒	本県において特に就職後1年目の離職率が高いことが課題であり、施策の推進によりこの数値の改善を目指すものであることから、指標として設定する。	(高卒) 16.6% (大卒) 11.2%	新・沖縄21世紀ビジョン実施計画において、R2年3月卒の時点値(高卒23.0%、大卒13.4%)から、毎年、高卒0.8ポイント、大卒0.28ポイント改善し、10年間でR2年3月卒の全国値とする目標を設定しており、それと合わせている。	(高卒) 17.8% (大卒) 12.0%	R4年3月卒	新規学卒就職者の離職状況
指標62	大学等進学率	46.3%	R4年度 (R5年3月卒)	本指標は高等学校(全日制・定時制)卒業者の大学及び短期大学への進学率を把握するものとなっており、各学校における授業実践・進路指導の実施により、「進路指導体制の充実」「キャリア教育の推進」「授業改善」等につながったことを把握できることから、この指標を設定する。	52.0%	平成30年度から毎年改善しながら推移している。令和元年度(39.6%)から令和4年度(46.3%)までに6.6ポイント増加しており、令和4年度から令和11年度までに約5.5ポイントの改善を目指すことから、52.0%とする。	60.8%	R4年度 (R5年3月卒) ※全国平均値	学校基本調査
指標63	高校卒業後の進路未決定率	10.9%	R4年度 (R5年3月卒)	本指標は高等学校(全日制・定時制)卒業者の進路未決定率(希望する大学への進学に再チャレンジする浪人生等も含んだ割合)を把握するものとなっており、各学校における授業実践・進路指導の実施により、「進路指導体制の充実」「キャリア教育の推進」「授業改善」等につながったことを把握できることから、この指標を設定する。	8.4%	平成30年度から毎年改善しながら推移している。令和4年度より毎年0.5ポイント程度の改善を目指す。令和11年度までに2.5ポイント程度の改善を目指すことから令和4年度10.9%から2.5ポイント減の8.4%とする。	4.5%	R4年度 (R5年3月卒) ※全国平均値	学校基本調査
指標64	高校卒業後の進学希望割合の所得階層差	▲14.0	R4	こどもの進学は、家庭の経済状況によって影響を受けることが明らかとなっており、進学希望割合の所得階層差を見ることが、学力格差や教育費支援等の施策の効果を測る指標とする。	▲3.6	R3年度の第2期貧困計画策定時において、直近で得られるR1年度調査を基準として、R11年度に所得階層差を無くすことを目標に、R8年度(R7時点)の目標値を設定したところ。今回設定においても同様の考えでR11年度(R10時点)の目標値を設定する。	—	—	沖縄子ども調査(高校生調査)
指標65	若年無業者率(15歳～34歳人口に占める無業者の割合)	2.9%	R5	当該指標は、本県のニート人数やニート率を把握するものとなっており、継続的に状況把握ができ、事業目標の方向性や成果説明を数値化して説明することが可能であることから、この指標を設定する。	2.5%	一括交付金に代わる新たな交付金の成果指標において、10年間で全国値2.8%(0.5ポイント改善)を目標としていることから、令和11年度までの8年間に相当する2.5%(0.4ポイント改善)とする。	2.4%	R5	労働力調査(基本集計)
3 子育て当事者への支援に関する重要施策									
(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減									
指標66	生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率	41.4%	R5年3月卒 (R5年度調査)	生活保護世帯の高校生の大学等への進学費用に充てられる就労収入について、特例的に取り扱うことで大学等への進学を支援しており、本指標により支援施策の実施により大学進学につながったことを把握できる。	全国平均	前計画策定時(R2年3月卒:40.8%)より改善しつつあるが、全国平均(R5年3月卒:42.9%)に達していない状況にあることから、全国平均の達成を目標とする。	42.9%	R5年3月卒 (R5年度調査)	就労支援等調査
指標67	経済的な理由により医療機関を受診しなかった経験	4.5%	R5	家庭の経済状況による生活面への影響を測る指標の一つとして設定する。	2.7%	指標85で設定した困窮世帯の割合となった場合に、世帯類型の割合と、経験割合をそれぞれ推計して設定する。	—	—	沖縄子ども調査(0～17歳調査)
(2) 地域子育て支援、家庭教育支援									
指標68	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	95.5%	R4	妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援を一体的に提供することにより、地域で安心して子育てを行える環境が整うことで、この地域で子育てしたいと思う親の割合が増えると考えられることから指標として設定する。	95.5%	沖縄県の現状値は95.5%であり、全国値より高い水準となっている。現状及び全国と同程度の水準を維持することを目標とし、設定する。	95.0%	R4	母子保健調査
指標69	家庭教育支援チーム結成数	14チーム	R5	本指標は、家庭教育支援チームの結成数を把握するものとなっており、家庭教育支援の充実度を把握できることから、この指標を設定する。	18チーム	新・沖縄21世紀ビジョン実施計画において、R9年度の目標値が16チームを目指すことから、18チームとする。	—	—	沖縄県教育庁生涯学習振興課調べ

第6章 こども計画に関する指標

No	指標名称	現状値	現状値時点	指標設定の考え方	目標値【R11年度】	目標設定の考え方	全国値	全国値時点	出典
(3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進									
指標70	ワーク・ライフ・バランス認証企業数（累計）	116社	R6年8月	ワーク・ライフ・バランス企業認証の要件として、男性の育児休業取得率や育児休業中の職員に対する支援の有無等掲げており、仕事と家庭の両立支援に関する取組状況が説明可能であることから、認証企業数を指標として設定する。	172社	新・沖縄21世紀ビジョン実施計画において、年間の認証件数目標を9社に設定していることから（基準値：R3年度100社）、172社と設定する。	—	—	沖縄県商工労働部労働政策課調べ
指標71	合計特殊出生率	1.60	R5年	人口動態を表す際に用いられる基礎的な指標の1つであることから、この指標を設定する。	1.60以上	結婚・出産・子育ての希望をかなえる取組等を実施していくことにより、現状値より数値が改善されると見込まれる。	1.20	R5年	人口動態統計
指標72	男性の育児休業取得率	40.3%	R5年度	男性が育児休業し家事・育児に携わる機会が増えることで、男女ともに家庭生活の責任を担う意識の浸透が図られ、家庭や職場における男女共同参画の促進につながるものと考えられることから、この指標を設定する。	検討中 ※R7.3項に掲載	男性の育児休業取得率の目標値については、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画（後期計画）に掲げる成果指標の目標値と整合を図ることとしており、令和7年2月頃に開催する沖縄県男女共同参画審議会において審議を行う予定であることから、同審議会終了後に掲載する。	30.1%	R5年度	県：沖縄県労働条件実態調査 全国：雇用均等基本調査
指標73	（育児休業後復職したのうち）男女の育児休業取得期間 育児休業を開始した者（予定者を含む）の利用期間	1ヶ月以上の育児休業取得 （男性）46.1% （女性）99.8%	R5年度	男女の育児休業取得期間を把握することで共働き・子育ての推進状況を把握できることから、この指標を設定する。	1ヶ月以上の育児休業取得 （男性）70.8% （女性）100%	現状値（R5年度）における1ヶ月未満の取得人数の一定割合を毎年減らし、1ヶ月以上の取得人数の割合を増加させることで取得期間の改善を図ることとし、各目標値を設定する。	1ヶ月以上の育児休業取得 （男性）41.9% （女性）98.8%	R5年度	県：沖縄県労働条件実態調査 全国：雇用均等基本調査
指標74	女性の離職率	39.6%	R5	女性の仕事への不安・悩みを解消することで、働きやすい環境づくりを推進し、離職率の改善や勤続年数が改善するものと考えられる。	28.8%	R4は沖縄県の女性の離職率が25.3であったが、R6.8月にR5の雇用動向調査が公表され、39.6%と増加となった。R5までの実数値を踏まえ目標値の見直しを行い、R5の沖縄県の全国との差22.3ptを、R13までにその半分程度となる10ptで設定し、R5までの実績値を基に算出したR13の全国の女性の離職率の平均推移15.5%に、全国との差10ptを足した25.5%をR13の沖縄県の目標値とし、R11の目標を算出した。	17.3%	R5	雇用動向調査
(4) ひとり親家庭等への支援									
指標75	こどもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（ひとり親世帯）	（重要な事柄の相談）12.9% （いざという時のお金の援助）42.9%	R5年度	世帯において困難を抱える場合の共助の状況を測る指標として設定する。（困窮世帯における割合は全国値との比較ができないため、所得状況に依らず全世帯での割合を設定）	（重要な事柄の相談）9.5% （いざという時のお金の援助）29.0%	R3年度の第2期貧困計画策定時において、R3年度調査を基準として、R13年度にH29全国値（それぞれ8.9%、25.9%）と同等になることを目標に、R8年度時点の目標値を設定したところ。今回設定においても同様の考えでR11時点の目標値を設定する。	（重要な事柄の相談）8.9% （いざという時のお金の援助）25.9%	H29	県：沖縄子ども調査（0～17歳調査） 全国：生活と支え合いに関する調査（特別集計）
指標76	ひとり親家庭の子どもの就労率（保育所、幼稚園）	85.1%	R5年度	ひとり親家庭は子育てと生計維持という2つの役割を1人で担っており、当該家庭の生活の安定と自立の促進を図るためには、自立に向けた支援と併せて子育て支援も重要であるため、この指標を設定する。	89.0% 【R10年度】	平成25年度（71.3%）、平成30年度（79.2%）及び令和5年度（85.1%）の現状値を踏まえて、3.9%上昇すると見込んで、目標値を設定する。	79.8%	R3年度	県：沖縄子ども調査（0～17歳調査） 全国：全国ひとり親世帯等調査
指標77	ひとり親家庭等日常生活支援事業（ヘルパー派遣）の登録件数（累計）	2,579人	R5年度	修学や疾病などの事由により生活援助、保育等のサービスが必要な場合、家庭生活支援員を派遣等することにより、ひとり親家庭等の生活の安定が図られることから、この指標を設定する。	4,025人	令和元年度から令和5年度の実績平均を踏まえて、毎年度241件増加すると見込んで、目標値を設定する。	—	—	沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課集計

第6章 こども計画に関する指標

No	指標名称	現状値	現状値時点	指標設定の考え方	目標値【R11年度】	目標設定の考え方	全国値	全国値時点	出典
指標78	沖縄こども調査による困窮世帯の割合（ひとり親世帯）	61.4%	R5年度	困窮する家庭の割合を低下させることにより、こどもの貧困対策の総合的な取組の成果を図ることができることから、この指標を設定する。	53.2%	指標85困窮世帯の割合（全世帯）と同様の考えで、R3調査を基準としてR11時点の推計値を目標値とする。	—	—	沖縄こども調査（0～17歳調査）
指標79	就職相談から就職に結びついたひとり親家庭の数（累計）	1,079件	R5年度	母子家庭等就業・自立支援センター事業において、就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供等を実施することにより、自立につながったひとり親家庭等の件数を把握できることから、この指標を設定する。	1,487件	令和元年度から令和5年度の実績平均を踏まえて、毎年度68件増加すると見込んで、目標値を設定する。	57,431件	R4年度	県：沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課集計 全国：母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況
指標80	ひとり親家庭の正規雇用者（役員を除く）の割合（母子世帯、父子世帯）	（母子世帯）50.2% （父子世帯）61.5%	R5年度	より収入の高い安定した就労をひとり親家庭の生活の安定と自立の促進するため、ひとり親家庭の就労支援や経済的支援等の取り組みの状況を把握できることから、この指標を設定する。	（母子世帯）50.6% （父子世帯）63.9%	平成30年度と令和5年度の調査結果を比較すると、母子世帯は0.4%、父子世帯は2.4%上昇しており、同様に推移すると見込んで、目標値を設定する。	（母子世帯）48.8% （父子世帯）69.9%	R3年度	県：沖縄県ひとり親世帯等実態調査 全国：全国ひとり親世帯等調査
指標81	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（母子世帯）	32.1%	R5年度	養育費はこどもの権利であり、こどもの生活の安定と健やかな成長を図るため、養育費の確保等に資する取り組みを促進する必要があることから、この指標を設定する。	42.2%	貧困計画のR8目標と同値を記入。 H30調査では30.6%、R5調査では32.1%と、近年の調査で大きな伸びはないが、共同親権等に関する民法改正、それに伴う養育費確保に係る施策強化等により、離婚前後親の養育費確保への認識が強まることを見込み、貧困計画の目標を継続する形で目標を設定した。	46.7%	R3年度	県：沖縄県ひとり親世帯等実態調査 全国：全国ひとり親世帯等調査
指標82	ひとり親家庭で養育費を受け取っていないこどもの割合（母子世帯）	74.1%	R5年度	養育費はこどもの権利であり、こどもの生活の安定と健やかな成長を図るため、養育費の確保等に資する取り組みを促進する必要があることから、この指標を設定する。	69.8	H30調査とR5調査の同項目を比較すると、4.3ポイントの減少がみられたため、同様の減少があると見込み、目標を設定した。	71.1%	R3年度	県：沖縄県ひとり親世帯等実態調査 全国：全国ひとり親世帯等調査
4 最重要課題の解消に向けた施策									
(1) こどもの貧困対策									
指標83	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率	2.2%	R4年度 (R5年度調査)	生活保護世帯、生活困窮世帯及び準要保護世帯の中学校過卒生に徒等に対し、市町村、NPO等と連携し、一人ひとりの学習の定着状況に応じたきめ細かな学習支援を実施することにより高等学校中退防止につながったことを把握できる。	2.0%	前計画策定時（R元年度：2.5%）より改善しつつあるが、直近過去3年（R2：1.8%、R3：2.0%）は上昇傾向にあることから直近過去3年の平均を目標とする。	3.7%	R4年度 (R5年度調査)	就労支援等調査
指標84	困窮世帯の高校生を対象とした学習支援による大学等進学率	84%	R6年3月末	本指標は市町村県民税の非課税世帯等の経済的支援を受けている世帯の大学等進学率を把握するものとなっており、学習支援により困窮世帯のこどもが大学等進学につながったことが把握できることから、この指標を設定する。	85%以上	直近5年間の実績（84.6%）を上回る数値を目標として設定している。	—	—	沖縄県こども未来部こども家庭課集計
指標85	沖縄こども調査による困窮世帯の割合（こどもがある全世帯）	20.2%	R5年度	困窮する家庭の割合を低下させることにより、こどもの貧困対策の総合的な取組の成果を図ることができることから、この指標を設定する。	17.9%	R3年度の第2期貧困計画策定時において、R3年度調査を基準として、R13年度まで年2.1%の所得増を前提として困窮世帯の割合を推計し、R8年度の目標値を設定したところ。今回設定においては、R6調査時に設定した貧困線を基にR13年度までの推計値を再計算するとともに、R13年度まで均等に推移する補正を行った上で、設定する。	—	—	沖縄こども調査（0～17歳調査）

1

2

第6章 こども計画に関する指標

No	指標名称	現状値	現状値時点	指標設定の考え方	目標値【R11年度】	目標設定の考え方	全国値	全国値時点	出典
指標86	電気、ガス、水道料金の未払い経験（こどもがある全世帯、ひとり親世帯）	（こどもがある全世帯） 電気8.6% ガス7.6% 水道6.2% （ひとり親世帯） 電気17.3% ガス14.2% 水道12.0%	R5年度	家庭の経済状況による生活面への影響を測る指標の一つとして設定する。（困窮世帯における割合は全国値との比較ができないため、所得状況に依らず全世帯での割合を設定）	（こどもがある全世帯） 電気5.2% ガス4.9% 水道4.4% （ひとり親世帯） 電気11.7% ガス11.0% 水道9.5%	指標85で設定した困窮世帯の割合となった場合に、世帯類型の割合と、各経験割合をそれぞれ推計して設定する。	（こどもがある全世帯） 電気5.3% ガス6.2% 水道5.3% （ひとり親世帯） 電気14.8% ガス17.2% 水道13.8%	H29	県：沖縄子ども調査（0～17歳調査） 全国：生活と支え合いに関する調査（特別集計）
指標87	食料又は衣服が買えない経験（こどもがある全世帯、ひとり親世帯）	（こどもがある全世帯） 食料23.8% 衣服26.9% （ひとり親世帯） 食料47.7% 衣服51.7%	R5年度	家庭の経済状況による生活面への影響を測る指標の一つとして設定する。（困窮世帯における割合は全国値との比較ができないため、所得状況に依らず全世帯での割合を設定）	（こどもがある全世帯） 食料17.0% 衣服19.6% （ひとり親世帯） 食料38.5% 衣服41.5%	指標85で設定した困窮世帯の割合となった場合に、世帯類型の割合と、各経験割合をそれぞれ推計して設定する。	（こどもがある全世帯） 食料16.9% 衣服20.9% （ひとり親世帯） 食料34.9% 衣服39.7%	H29	県：沖縄子ども調査（0～17歳調査） 全国：生活と支え合いに関する調査（特別集計）
指標88	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率	89.9%	R5年3月卒 (R5年度調査)	生活保護世帯、生活困窮世帯及び準要保護世帯の児童生徒等に対し、市町村、NPO等と連携し、子ども一人ひとりの学習の定着状況に応じたきめ細かな学習支援を実施することにより高等学校進学につながったことを把握できる。	全国平均	前計画策定時（R2年3月卒：87.5%）より改善しつつあるが、全国平均（R5年3月卒：92.5%）に達していない状況にあることから、全国平均の達成を目標とする。	92.5%	R5年3月卒 (R5年度調査)	就労支援等調査
指標89	就学援助制度に関する周知状況	87.5%	R5調査（R4実績）	本指標は、就学援助制度が全児童生徒に確実に周知され、申請できる状況になっているかを把握するものであり、各市町村教育委員会で、入学時及び進級時に制度を紹介する書類を全児童生徒に確実に配布する取組の実施状況によって、制度の周知状況を把握できることから、この指標を設定する。	100.0%	就学援助制度を実施するすべての市町村において、入学時及び進級時に同制度が確実に周知されることを目標とする。	83.2%	R5調査（R4実績）	就学援助の実施状況調査
指標90	こどもの貧困対策支援員による支援人数	8,195人	R6年3月	本指標はこどもの貧困対策支援員による支援人数を把握するものとなっており、内閣府沖縄振興局調査の実施により、生活困窮世帯のこどもが支援につながったことを把握できることから、この指標を設定する。	8,739人	令和7年度は、沖縄こどもの貧困緊急対策事業の3年に1度の補助率等の見直しを行う年であり、前回の見直しと同様に補助率が1割減となる可能性もあることから、各市町村において、事業の廃止、縮小することも考えられる。そういった市町村の動向が分からない状況から、過去の支援人数が最大であった数値を目標値として設定している。	—	—	内閣府沖縄振興局事業振興室調べ
第4章 子ども・子育て支援事業支援計画									
指標91	保育者育成指標の活用市町村	19市町村	R3年2月	保育者育成指標の作成は全市町村完了しているが、活用を進めていく必要があるため、この指標を設定する。	41市町村	教育公務員特例法第22条の4において、研修実施者は、指標を踏まえて研修を体系的かつ効果的に実施するための計画を定めることとされているため、41市町村とする。	—	—	沖縄県教育庁義務教育課調べ
指標92	幼児教育アドバイザー等配置市町村数	11市町村	令和6年4月	市町村において幼児教育アドバイザー等の設置により、幼児教育の質の向上及び保幼小の円滑な接続の推進が図られるため、この指標を策定する。	19市町村	文部科学省幼児教育実態調査（R5）で、幼児教育アドバイザー等を配置している市町村は47.5%であるため、同様の割合を目指して19市町村とする。	47.5%	令和5年度	沖縄県教育庁義務教育課調べ（県値） 文部科学省幼児教育実態調査（全国値）
指標93	架け橋期のカリキュラム作成市町村数	7市町村	令和6年1月	架け橋期のカリキュラムの作成は、架け橋プログラムとして国全体で推進されており、保幼小の円滑な接続において重要であるため、この指標を策定する。	41市町村	架け橋期のカリキュラムの作成が国全体で推進されていることを踏まえ、41市町村とする。	25.7%	令和5年度	沖縄県教育庁義務教育課調べ（県値） 文部科学省幼児教育実態調査（全国値）
指標94	保幼小小合同研修会の実施市町村数	31市町村	令和5年	保幼小小合同研修会の実施は、保幼小の円滑な接続の推進にとって重要であるため、この指標を策定する。	41市町村	毎年度2～3市町村の改善で推移しており、5年間で合計10市町村の改善を目指すことから、41市町村とする。	—	—	沖縄県教育庁義務教育課調べ

1 2 こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標（参考指標）

No	指標名称	現状値	現状値時点	指標設定の考え方	全国値	全国値時点	出典
第3章 こども施策に関する重要施策							
1 ライフステージを通した重要施策							
参考1	こどもは権利の主体であると思うと回答した人の割合	58.6%	R6年度 (11/18速報値)	本指標はこどもが権利の主体であることを把握するものとなっており、数値の上昇によりこどもの権利の認知度及び普及啓発の状況を把握できることから指標に設定する。なお、県民意識調査が3年に一度の調査であること及び「こどもの権利条約の認知度」を指標としているから、参考指標とする。	54.4%	2023年	県：県民意識調査 全国：こども政策の推進に関する意識調査
参考2	児童相談所における児童虐待相談対応件数	2,585件	R4年度 (暫定値)	本指標は県内の児童虐待の件数を把握するものとなっている。虐待への周知広報の結果と予防対策の効果により増減はするが、直接的な因果関係を示すことは難しいため、目標値は定めずに参考指標とする。	207,660件	R3年度（R4年度については国で精査中）	福祉行政報告例
参考3	社会的養護が必要なこどもの高等学校等進学率 ※指標から参考指標へ変更	97.9%	R5.3.31	本指標は、県内の社会的養護のもとで生活している児童の進学率を把握するものである。社会的養護を要するこどもの高校進学率は全卒業生総数における全県の進学率（97.5%/R5.3.31）より高くなっていることから、参考指標として進捗確認を行うこととする。（※社会的養育推進計画においても高校進学率は指標として設定していない）	95.8%	R4.3.31	児童養護施設等入退所状況等調査について
参考4	社会的養護が必要なこどもの就職率（高等学校卒業後）	34.5%	R5.3.31	本指標は、県内の社会的養護のもとで生活している児童の就職率を把握するものである。就職支援の状況が把握できることから、当該指標を設定する。	48.8%	R4.3.31	児童養護施設等入退所状況等調査について
参考5	不良行為少年補導人員（19歳以下の少年人口千人当たり）	19.04人	R5年	少年の深夜はいかいかや飲酒・喫煙といった不良行為を早期に発見することで少年の非行防止及び犯罪被害防止が図られることから参考指標として設定する。	22.17人	R5年	沖縄県警察本部少年課統計
2 ライフステージ別の重要施策							
参考6	出生数	12,549人	R5年	人口動態を表す際に用いられる基礎的な指標の1つであることから、この指標を設定する。	727,277人	R5年	人口動態統計
参考7	高等学校等進学率	97.5%	R5年3月卒	本指標は高等学校進学状況を把握するためのものとなっており、全国値との比較ができることから、この指標を設定する	98.7%	R5年3月卒	学校基本調査

第6章 こども計画に関する指標

No	指標名称	現状値	現状値時点	指標設定の考え方	全国値	全国値時点	出典
参考8	放課後児童クラブの登録児童数	25,331人	R5年5月1日	本指標は放課後児童クラブの登録児童数を把握することで、待機児童対策の実施により受け皿確保につながったことを把握できることから、この指標を設定する。	1,457,384人	R5年5月1日	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査
参考9	放課後児童クラブの待機児童数 ※関係団体意見により追加	1,076人	R5年5月1日	本指標は、放課後児童クラブの計画的・効率的な整備の促進等に基づく受け皿確保の結果、待機児童数が減少したか確認する必要があることから、この指標を設定する。	16,276人	R5年5月1日	放課後児童健全育成事業実施状況調査
参考10	放課後児童クラブ平均月額利用料	9,162円	R5年度	本指標は民間の放課後児童クラブの賃借料支援の実施により、月額利用料の低減につながったことを把握できることから、この指標を設定する。	—	—	沖縄県こども未来部子育て支援課集計
参考11	高等学校中途退学率	1.8%	R4年度	本指標は高等学校における中途退学率を把握するものとなっている。本指標は私立高等学校（広域通信制高等学校含む）における県外在住の中途退学者も計上されていることから参考指標として設定する。	1.4%	R4年度	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
参考12	50歳時点の未婚率	29.12%	R2年	少子化の大きな要因の1つである晩婚化の改善に向けた取組を推進していく必要があることから、この指標を設定する。	28.25%	R2年	「人口統計資料集2023改訂版」※5年毎データ
参考13	高等教育機関への進学率	75.4%	R4年度 (R5年3月卒)	本指標は高等学校(全日制・定時制)卒業者の大学及び短期大学、専修学校(専門課程・一般課程)、公共職業能力開発施設等への進学率を把握するものとなっており、各学校における授業実践・進路指導の実施により、「進路指導体制の充実」「キャリア教育の推進」「授業実践」等につながったことを把握できることから、この指標を設定する。	81.0%	R4年度 (R5年3月卒) ※全国平均値	学校基本調査
3 子育て当事者への支援に関する重要施策							
参考14	6歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間	1時間38分	R3年	総務省所管の社会生活基本調査において、6歳未満の子供を持つ夫婦と子供の世帯で、夫の家事関連時間の状況を把握するものであり、この指標を設定する。	1時間54分	R3年	社会生活基本調査
参考15	夫婦が協力して家事や育児にとりくむことが重要であると考える人の割合	88.6%	R3年度	県民意識調査において、夫婦が家事や育児に取り組むことを重要であると考えている状況を把握するものであり、この指標を設定する。	—	—	県民意識調査
参考16	就職相談から就職に結び付いたひとり親家庭の割合	60.6%	R5年度	母子家庭等就業・自立支援センター事業において、就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供等を実施することにより、自立につながったひとり親家庭等の件数を把握できることから、この指標を設定する。	—	—	沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課集計

第6章 こども計画に関する指標

No	指標名称	現状値	現状値時点	指標設定の考え方	全国値	全国値時点	出典
参考17	ひとり親家庭の親の就業率（母子世帯、父子世帯）	（母子世帯）74.2% （父子世帯）77.7%	R2年度	こども家庭庁においても、こども・若者や子育て当事者の置かれた状況等を把握するために設定した各種指標として用いられているため、この指標を設定する。	（母子世帯）83% （父子世帯）87.8%	R2年度	国勢調査
参考18	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子世帯、父子世帯）	（母子世帯）47.9% （父子世帯）61.9%	R2年度	こども家庭庁においても、こども・若者や子育て当事者の置かれた状況等を把握するために設定した各種指標として用いられているため、この指標を設定する。	（母子世帯）50.7% （父子世帯）71.4%	R2年度	国勢調査
4 最重要課題の解消に向けた施策							
(1) こどもの貧困対策							
参考19	生活保護世帯に属するこどもの就職率（中学校卒業後）	2.0%	R5年3月卒 （R5年度調査）	生活保護世帯、生活困窮者世帯及び準要保護世帯の児童・生徒に対し市町村、NPO等と連携し一人ひとりの学習の定着状況に応じたきめ細やかな学習支援を実施することにより高等学校進学に繋げていることを把握できる。	1.3%	R5年3月卒 （R5年度調査）	就労支援等調査
参考20	就学援助率	23.63%	R5調査（R4実績）	就学援助は、市町村がその実情に応じて実施している事業であり、また、就学援助率については、制度の周知徹底や費目の充実等のほか、保護者の所得向上対策など、様々な取組の結果として現れてくるものであることから、指標ではなく、参考指標とする。	13.96%	R5調査（R4実績）	就学援助の実施状況
参考21	生活保護世帯に属するこどもの就職率（高等学校卒業後）	37.9%	R5年3月卒 （R5年度調査）	生活保護世帯の高校生の大学等への進学費用に充てられる就労収入について、特例的に取り扱うことで大学等への進学を支援しており、本指標により支援施策の実施により大学進学につながったことを把握できる。	39.1%	R5年3月卒 （R5年度調査）	就労支援等調査
参考22	就学援助世帯の児童の中で、学校の歯科検診において、むし歯で要受診とされた者の割合（小学生）	42.5%	R5年度	本指標は全児童のうち就学援助世帯のむし歯要受診の割合を把握するものとなっており、学校における歯科保健及びむし歯予防対策の取組により、改善につながったことを把握できることから、この指標を設定する。	—	—	学校保健調査
参考23	就学援助世帯の児童の中で、学校の歯科検診において、むし歯で要受診とされた者のうち未受診者の割合（小学生）	82.5%	R5年度	本指標は就学援助世帯のむし歯未受診の割合を把握するものとなっており、就学援助制度（医療費）等の活用により、改善につながったことを把握できることから、この指標を設定する。	—	—	学校保健調査
参考24	家庭生活支援員（ヘルパー）の登録総数	1,201人	R5年度	修学や疾病などの事由により生活援助、保育等のサービスが必要な場合、家庭生活支援員を派遣等することにより、ひとり親家庭等の生活の安定が図られることから、この指標を設定する。	—	—	沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課集計

No	指標名称	現状値	現状値時点	指標設定の考え方	全国値	全国値時点	出典
参考25	市町村要保護児童対策地域協議会に登録されている要保護児童等数	1,431人	R6.4月時点	市町村において支援を要する児童に適切な支援を図っているかを把握できることから、指標として設定する。	178,825人	R2年度	市町村（虐待対応担当窓口等）の状況調査
参考26	地域等におけるこどもの学習支援（無料塾等）	39市町村	R6年3月末	本指標は、地域等における学習支援を実施している市町村の数を把握するものとなっている。	—	—	沖縄県こども未来部こども家庭課集計
第5章 こども施策を推進するために必要な事項							
参考27	こども計画を策定している市町村数 ※委員意見により追加	—	—	市町村こども計画の策定を促進するため、指標を設定する。	—	—	沖縄県こども未来部こども若者政策課調べ

1

2

3

4

5

6

7

1 第7章 個別施策集

2 ※資料1・6頁イメージのとおり追加予定